

第百一回 参議院内閣委員会會議録第十九号

(三四六)

昭和五十九年七月三十一日(火曜日)
午前十時五分開会

委員の異動

七月二十七日

辞任 矢田部 理君

補欠選任 粕谷 照美君

七月二十八日

辞任 矢田部 理君

補欠選任 高桑 栄松君

七月三十日

辞任 粕谷 照美君

補欠選任 矢田部 理君

高桑 栄松君

高木健太郎君

七月三十一日

辞任 関 嘉彦君

補欠選任 藤井 恒男君

辞任 矢田部 理君

補欠選任 粕谷 照美君

出席者は左のとおり。

委員長

高平 公友君

理事

亀長 友義君

坂野 重信君

小野 明君

太田 淳夫君

委員

板垣 正君

岡田 広君

源田 実君

沢田 一精君

林 寛子君

林 道君

委員以外の議員

衆議院議員

内閣委員長代理

文部大臣

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

事務局側

常任委員会専門員

衆議院法制局側

第一部長

説明員

内閣官房内閣審議官

外務省条約局法規課長

規課長

河村 武和君

森 正直君

正美君

松下 正美君

林 利雄君

宮野 禮一君

古村 澄一君

文部省社会教育局長

文部省体育局長

文部省教育助成局長

文部省高等教育局長

文部省学術国際局長

大崎 仁君

宮地 貫一君

阿部 充夫君

高石 邦男君

齊藤 尚夫君

西崎 清久君

面崎 清久君

文部大臣官房長

文部大臣官房総務課長

文部大臣官房総務課長

文部大臣官房総務課長

文部大臣官房総務課長

文部大臣官房総務課長

文部大臣官房総務課長

文部大臣官房総務課長

文部大臣官房総務課長

文部大臣官房総務課長

の二つを取り上げまして対比させていただきます。そこはイントロの部分でございましたから、きょうゆつくりといろいろお話を伺っていきたくて、思うんですが、そこに共通する文部省の考え方、つまり障害児が小中学校に来ると小中学校の教育に差し支えるから困るのだという一つの見解なんですけれども、これをお持ちいただきながらやっていただいた方がいいと思うんですが、委員長、お配りしてよろしいでしょうか。

○委員長(高平公友君) いいです。

○前島英三郎君 つまり、障害児が一般の小中学校に来ると小中学校の教育に差し支えるから困るのだという障害者差別につながる考え方を若干問題にさせていただいたわけですが、高石初等中等教育局長の先日の答弁の速記録を念のため見てみたんですけれども、ちょっと納得できない部分がありますから、もう一回繰り返して質問をしてみたいと思います。

○委員長(高平公友君) そうです。

○前島英三郎君 前島英三郎君、つまり、障害児が一般の小中学校に来ると小中学校の教育に差し支えるから困るのだという障害者差別につながる考え方を若干問題にさせていただいたわけですが、高石初等中等教育局長の先日の答弁の速記録を念のため見てみたんですけれども、ちょっと納得できない部分がありますから、もう一回繰り返して質問をしてみたいと思います。

○委員長(高平公友君) そうです。

○前島英三郎君 前島英三郎君、つまり、障害児が一般の小中学校に来ると小中学校の教育に差し支えるから困るのだという障害者差別につながる考え方を若干問題にさせていただいたわけですが、高石初等中等教育局長の先日の答弁の速記録を念のため見てみたんですけれども、ちょっと納得できない部分がありますから、もう一回繰り返して質問をしてみたいと思います。

○委員長(高平公友君) そうです。

○前島英三郎君 前島英三郎君、つまり、障害児が一般の小中学校に来ると小中学校の教育に差し支えるから困るのだという障害者差別につながる考え方を若干問題にさせていただいたわけですが、高石初等中等教育局長の先日の答弁の速記録を念のため見てみたんですけれども、ちょっと納得できない部分がありますから、もう一回繰り返して質問をしてみたいと思います。

○委員長(高平公友君) そうです。

○前島英三郎君 前島英三郎君、つまり、障害児が一般の小中学校に来ると小中学校の教育に差し支えるから困るのだという障害者差別につながる考え方を若干問題にさせていただいたわけですが、高石初等中等教育局長の先日の答弁の速記録を念のため見てみたんですけれども、ちょっと納得できない部分がありますから、もう一回繰り返して質問をしてみたいと思います。

○委員長(高平公友君) そうです。

○前島英三郎君 前島英三郎君、つまり、障害児が一般の小中学校に来ると小中学校の教育に差し支えるから困るのだという障害者差別につながる考え方を若干問題にさせていただいたわけですが、高石初等中等教育局長の先日の答弁の速記録を念のため見てみたんですけれども、ちょっと納得できない部分がありますから、もう一回繰り返して質問をしてみたいと思います。

○委員長(高平公友君) そうです。

○前島英三郎君 前島英三郎君、つまり、障害児が一般の小中学校に来ると小中学校の教育に差し支えるから困るのだという障害者差別につながる考え方を若干問題にさせていただいたわけですが、高石初等中等教育局長の先日の答弁の速記録を念のため見てみたんですけれども、ちょっと納得できない部分がありますから、もう一回繰り返して質問をしてみたいと思います。

○委員長(高平公友君) そうです。

○前島英三郎君 前島英三郎君、つまり、障害児が一般の小中学校に来ると小中学校の教育に差し支えるから困るのだという障害者差別につながる考え方を若干問題にさせていただいたわけですが、高石初等中等教育局長の先日の答弁の速記録を念のため見てみたんですけれども、ちょっと納得できない部分がありますから、もう一回繰り返して質問をしてみたいと思います。

○委員長(高平公友君) そうです。

○前島英三郎君 前島英三郎君、つまり、障害児が一般の小中学校に来ると小中学校の教育に差し支えるから困るのだという障害者差別につながる考え方を若干問題にさせていただいたわけですが、高石初等中等教育局長の先日の答弁の速記録を念のため見てみたんですけれども、ちょっと納得できない部分がありますから、もう一回繰り返して質問をしてみたいと思います。

○委員長(高平公友君) そうです。

○前島英三郎君 前島英三郎君、つまり、障害児が一般の小中学校に来ると小中学校の教育に差し支えるから困るのだという障害者差別につながる考え方を若干問題にさせていただいたわけですが、高石初等中等教育局長の先日の答弁の速記録を念のため見てみたんですけれども、ちょっと納得できない部分がありますから、もう一回繰り返して質問をしてみたいと思います。

○委員長(高平公友君) そうです。

○前島英三郎君 前島英三郎君、つまり、障害児が一般の小中学校に来ると小中学校の教育に差し支えるから困るのだという障害者差別につながる考え方を若干問題にさせていただいたわけですが、高石初等中等教育局長の先日の答弁の速記録を念のため見てみたんですけれども、ちょっと納得できない部分がありますから、もう一回繰り返して質問をしてみたいと思います。

○委員長(高平公友君) そうです。

○前島英三郎君 前島英三郎君、つまり、障害児が一般の小中学校に来ると小中学校の教育に差し支えるから困るのだという障害者差別につながる考え方を若干問題にさせていただいたわけですが、高石初等中等教育局長の先日の答弁の速記録を念のため見てみたんですけれども、ちょっと納得できない部分がありますから、もう一回繰り返して質問をしてみたいと思います。

○委員長(高平公友君) そうです。

○前島英三郎君 前島英三郎君、つまり、障害児が一般の小中学校に来ると小中学校の教育に差し支えるから困るのだという障害者差別につながる考え方を若干問題にさせていただいたわけですが、高石初等中等教育局長の先日の答弁の速記録を念のため見てみたんですけれども、ちょっと納得できない部分がありますから、もう一回繰り返して質問をしてみたいと思います。

○委員長(高平公友君) そうです。

○前島英三郎君 前島英三郎君、つまり、障害児が一般の小中学校に来ると小中学校の教育に差し支えるから困るのだという障害者差別につながる考え方を若干問題にさせていただいたわけですが、高石初等中等教育局長の先日の答弁の速記録を念のため見てみたんですけれども、ちょっと納得できない部分がありますから、もう一回繰り返して質問をしてみたいと思います。

○委員長(高平公友君) そうです。

○前島英三郎君 前島英三郎君、つまり、障害児が一般の小中学校に来ると小中学校の教育に差し支えるから困るのだという障害者差別につながる考え方を若干問題にさせていただいたわけですが、高石初等中等教育局長の先日の答弁の速記録を念のため見てみたんですけれども、ちょっと納得できない部分がありますから、もう一回繰り返して質問をしてみたいと思います。

○委員長(高平公友君) そうです。

○前島英三郎君 前島英三郎君、つまり、障害児が一般の小中学校に来ると小中学校の教育に差し支えるから困るのだという障害者差別につながる考え方を若干問題にさせていただいたわけですが、高石初等中等教育局長の先日の答弁の速記録を念のため見てみたんですけれども、ちょっと納得できない部分がありますから、もう一回繰り返して質問をしてみたいと思います。

○委員長(高平公友君) そうです。

○前島英三郎君 前島英三郎君、つまり、障害児が一般の小中学校に来ると小中学校の教育に差し支えるから困るのだという障害者差別につながる考え方を若干問題にさせていただいたわけですが、高石初等中等教育局長の先日の答弁の速記録を念のため見てみたんですけれども、ちょっと納得できない部分がありますから、もう一回繰り返して質問をしてみたいと思います。

○委員長(高平公友君) そうです。

○前島英三郎君 前島英三郎君、つまり、障害児が一般の小中学校に来ると小中学校の教育に差し支えるから困るのだという障害者差別につながる考え方を若干問題にさせていただいたわけですが、高石初等中等教育局長の先日の答弁の速記録を念のため見てみたんですけれども、ちょっと納得できない部分がありますから、もう一回繰り返して質問をしてみたいと思います。

う一つの三年前のメモに移っていくわけなんです
が、局長の答弁を調べてみますと、「混合教育と
いうような形にするとやはりこういう問題点とい
うのは率直に言って存在するということかと思
うわけでございます。」と言っているわけです。こ
の「ということか」というところが実にみそであ
りまして、局長が現在もそう思っているのか、こ
の「メモがそう言っているのじゃないか、こうい
う説明なのか、この辺についてどちらもとれる
ような誤解を与えるというようにも思うんです
けれど、まず明確に答えていただきたいと思
います。」

うという、国連の決議に基づいた世界的な一つのきっかけの年であったわけですけれども、これはタイトルは、「障害の重い子ども小・中学校で教育することの問題点」、こういうタイトルの中で、まず一が、「障害の重い子どもに対しては、小・中学校では適切な教育ができない。」。一般の小中学校では適切な教育ができないという点について言いますと、昭和三十六年当時は、障害児教育の分野における新鮮な発見あるいは新しい可能性の発見というものがその裏にはあったと思うんです。それから二十年たって多くの経験と実績をみ

○政府委員(高石邦男君) 障害児に対する教育は、まず基本的に障害児の子供の一人一人の適性、能力を最大限に引き出すための教育の仕組みがどうあったらいいかという観点で基本的に考えていかなければならないと思います。したがって、文部省が従来とてまいました方針は、障害の程度、種類に応じまして専門的な教育の機会を設けて教育をして、そして障害児の一人一人の子供の適性、能力を最大限に引き出す、そういう

んなが積み重ねて、分離教育の中でやられた教育理論とかあるいはまた教育技術というものをいろいろ体験して、そこからまたさらに発展すべきものは何だということ、今度は統合教育という形の中に返して行って、さらに高めていくという視点が必要だと私どもは申し上げているつもりなんですけれども、このメモは単なる決めつけになっている、決めつけにすぎない、こういうように私は思うんです。

う施策を講じてきたわけでございます。したがって、一般の小中学校の子供と一緒に教育をするというのは、そういう観点で必ずしも十分な成果が期待できないということでございます。また、逆にそれを裏返して言いますと、障害児の子供が普通学級に在学するという結果、普通の子供たちに対する教育に、その障害児の子供に対する配慮、手当て、対応というようなことから、若干のマイナス面をもたらすというようなことも付随的に出てくるであろう、こういうことを申し上げているわけでございます。

つま一の「障害の重い子どもに対しては、小・中学校では適切な教育ができない。」その(一)「一般の教育課程に適應することが困難」である。「一般の教育課程に適應することが困難」と言いますけれども、障害の重い子供でも適應できる子は数多く実際にはいるんです。むしろ、その障害を持った子供から学んでいるというケースも大変多いです。私は、今、実際、普通学校に重い障害を持った子供が机を同じゅうしながら、本当に子供に車いすを押してもらったり押されたり、あるいは一つの難しい答案でもって難解ができたという喜び

○前島英三郎君 わかったようなわからぬような部分なんですけれども。

そこで、三年前のこのメモを順番にちょっと解説をしていただきたいとも思うんですけれども、その二十三年前のこの前御説明した本よりも、この三年前、この三年前というのはいわば国際障害者年の年で、完全参加と平等、障害を持っている人たちが積極的に社会の一員として参加していこ

よりも、むしろ一段の階段をみんなで持ち上げてやったその喜びを分かち合っているというような、体験的な報告を受けているところがいっぱいあるものだから、そういうところも文部省は調査したんですかというようなことを聞いたことが一度あるんですけれども、それは調査するようなつもりはありませんと言いながら、「一般の教育課程に適應することが困難」と、こう決めつけ

れるということ自体が大変問題ではないかという
ような気がするんです。

一般の教育課程というものの、それ自体が今検討の対象とされているわけでありますから、障害に
応じた特別指導については、教員と施設あるいは
設備の分散化によって小中学校において決してで
きないことではないと私は思うんです。いろんな
工夫をすることによって私はこうしたものを克服
していく、それがまた今回のこうした臨教審のよ
うな一つの私は新たな教育の模索だちうというよ
うに思うんですけれども、ただ、いろんなことは
これから考えていくにいたしまして、この中で、
「一般の教育課程に適応することが困難」であるとい
う決めつけ方は大変問題だと思うんですけれども、
も、この辺は局長はどんなふうに理解しておりま
すか。

○政府委員(高石邦男君) この具体的な内容に入ります前に、このメモの性格と申しますか、どういう状況で会議の資料にされたかということを若干御説明申し上げた方がいいと思いますので、御説明申し上げます。

昭和五十七年の一月に取りまとめられました中央身心障害者対策協議会の「国内長期行動計画の在り方について」、教育に関する部分について主として国際障害者年特別委員会の教育育成部会においていろいろ審議があったわけでございます。

その際に、同部会では、今御指摘のありました統合教育論の立場に立つ方々の論と、それから現在文部省が施策として進めてまいりました特殊教育の障害の程度、種類に応じた学校をつくりながら充実していくという二つの考え方が対立がありま

して、いろいろ論議が行われたようでございます。その際に、同部会長から、文部省としてのこの問題について率直なところのやつを簡単にメモでいいから問題点というかそういうものを出してほしいということでございましたので、その際の論議の資料にするために出したのがこの内容でございます。したがいまして、箇条書きになっていまして、このことだけを取り上げると、問題点を中

心に取り上げているものですから、やや誤解を受ける点があるかと思うわけでございます。

そこで、御質問の「一般の教育課程に適應することが困難」という中身でございますが、これはあくまで障害の程度、それから障害の種類に応じてのことでございますて、一般の教育をいろいろな配慮を行えば十分に消化できるような人に対してまでこの問題で除外するというのではないわけでございます。したがいまして、障害の程度の重い子供たちについては、病弱だとか肢体だとかいろんな専門の養護学校をつくって、そして教育を展開していかなければ十分な成果が上げられない、そういう子供まで全部一般の小中学校に入れて教育を行うということは非常に困難である、そういう意味でこの問題を提起しているわけでございます。

○前島英三郎君 それは簡条書きでも中身によつて、簡条書きだからといって許されるものだというように私は思わないんです。ここにはいろいろな今までの経過の中での問題点というものが奥深いところにとろとろ漂っているだけに一つ一つクリアしていかなければならないというふうに思ふんです。

私は、養護学校を否定しているわけじゃありませんで、本当に障害の重い子供にとって医療と教育ということは大切だと思つております。しかし、かねてから文部大臣が言っているように、子供を世界的な部分で大きく羽ばたかせていく一つのこれからの新しい教育を模索するときに、障害を持つている子供が障害を持つているだけの世界の中で生きていくということになりますと、これは世界へ羽ばたく前に地域の中での羽ばたきさえも許されない、こういう現状があるわけです。入り口を余りにも狭めているがためにそういう現実というものがあるわけですから、その前に一般の教育課程に適應することが障害児は困難であるのだという決めつけ方を文部省がしているというところが私は実は問題点だという意識を持つてゐるわけです。

それと、そのメモのいきさつを今語られましたけれども、私は、例えばメモの要求をしたときに、出てくるか出てこないとかじゃなくて、この前、局長の言った答弁は、ひょっとしたら既にこれは八代議員が持っているのかもしれない、持っているものだったらむしろ出した方がいいのかもしれない、一つのこのメモを出すことに、あなた自身が部下から要請を受けて検討をして、判断をして出さなければならなかったいきさつみたいなことを、この前二十六日、あなたは語っていたんです。こういうやり方ではないのか、そういう密室的な感覚でいいのかということも、実はいきなりイントロに大変私も愕然とした思いを持ったわけですから、さらにはその問題は、この中の二と三と四なんです、ここに流れている思想というのは、障害者は社会にとって迷惑だというものがあると私は断ぜざるを得ないと思うんです。

障害者の完全参加と平等を議論しているときに、こういう文書が出たということも先ほどから言っているように大変腹が立つわけですから、二と三を並列に並べているのも何か論理の矛盾ということを私は感じております。三で言うところの学校施設の改善あるいは専門教員、介助職員の配置がなされるとすれば、二で言うところの担任教員が世話に追われるようなことは当然なくなっていくわけでありまして、この辺の矛盾も大変あると思うんです。さらに、事柄が教育の問題であることを忘れてもらうては困ると思うんです。世話をやる、あるいは介助する、手助けをする、こうした行為というのは単なる物理的な行為ではないと私は思うんです。人と人との関係、一つのコミュニケーションというのはこういう一つの行為だというふうに思うんです。こうしたコミュニケーションを真にコミュニケーションたらしめ、そのことを通して深い意味での教育が成り立つものである、このように私は思っているんですけれども、その辺の解釈はあなたはどう持っておられますか。

○政府委員(高石邦男君) 障害を持っていらっしゃる方々がその障害を克服し自立をしていくということは、基本的に極めて大切な重要なことでございます。したがって、そういう自立への手助けを教育の面でどういう形で展開したいかというものがこれまた次に重要な問題でございます。そこで、そういうような自立を助ける教育をしていくためには、どうしてもその障害の種類、程度に応じたきめ細かな教育の展開なくては十分な成果が上がらないというのが出発点であらうと思います。したがって、そういう意味から、それぞれの障害の重い方々に対する種類、程度に応じた養護学校ないしは盲聾学校等をつくって教育をしているわけでございます。したがって、そういうみずからの障害を克服して生きていく、そしてそれだけの力を個人として持つ、そのための教育を積極的に展開していくことをまず学校教育の場では積極的にやるのが一番出発点になるのではないかと、こういうことでございます。しかし、障害の種類、程度に応じましては、そうした一般の子供たちの交流というもので育っていくという障害児もいるわけでございます。そういう者については、そういう交流教育ないしは一般の子供たちと一緒に教育をして十分な教育成果が上げられるという子供に対してはそういう教育の機会を保障していくということも必要であらう。そういう角度で、一面的ではなくて多様な対応でその特殊教育の振興に努めているというのが文部省の現状でございます。

○前島英三郎君 ですから、そうした人間的な手助けをするとか行為というものは、物理的な部分でさうと解決していくのじゃなくて、もっとやっばりコミュニケーションとして育てていくことになりまして、助けられる助けるということのお互いのそうした触れ合いがこれからの人間教育の中には大変重要になってくると私は思うんです。その中で、二の(二)の、その中の「善意の手助けのみを当てにできない」というところを、これの説明というのが私よくわからないんです。非常に意味が不明だと思っております。それが当てにしているのか。それは文部省が当てにしているのかということなんです。恐らく文部省が当てにしていると思うんです、この書き方は。それで、私たちにどうみますと、当てにしているはないんです。むしろ、当てにしているない手助けが得られるから人の善意というものを強く感じるんです。そういう一つの解釈がないと、善意の手助けを当てにできないという、何か突き放した感覚を文部省が教育の中で持っていてしまえば、あとは人間、物質文明の中でがんにがらめのベルトコンベヤーに乗っかっていくしかないということになっ

ていっちゃんやうな気がするんです。大変僕は恐ろしい発想だと思うんです。むしろ、当てにしているない手助けが得られる、そこに私は人々の温かさがあり、人間の価値観というものがおのずとわいてくる。もともと車いすを押したり、そんなことをやるのは本音の部分では嫌なのかもしれないけれども、しかしそこにお互いにコミュニケーションとして手助けをする、助けたり助けられたりするというのが小さいころから培われていくということが私は教育の中では最も大切な部分だというふうに思っています。まだ言いたいことは山ほどあるんですけど、四について言って、後また大臣の見解もちょっと聞いておきたいんですけれども、この四の部分では、「現行の特殊教育制度、ひいては学校教育制度全体の根幹に触れる大きな問題となる。」と、こう書いています。短い文ですが、本当はもっとあるんじゃないでしょうか、しかしこうした文がいろいろにしても文部省から出たことは間違いないんです。統合教育のことをいろいろ考えている人たちは、子供たちのために制度を変えなさい、こう言っているわけなんです。制度全体の根幹を変えてくれ、こういうことを言っているわけなんです。それに対して、制度の根幹に触れるから大問題であるという言い方になりますと、この臨教審もそうなんです、制度のために子供たちが存在するのであって、子供たちのための制度ではありません、文部省は本音ではそう思っているのでは

あるということをおの四では語っていると私は思うんです。違いますか。このメモ、これ全体について大臣はどのようにお感じになりましたか、ひとつ伺いたいと思うんです。私は、この最後の「特殊教育制度、ひいては学校教育制度全体の根幹に触れる大きな問題となる」というようなことは、制度というのはいずれのためにあるのだからというのを考えてみますと、この書き方はどうも納得できない、理解しがたい、こう思うんですけれども、その辺いかがでしょう。よくわかるように説明していただければ納得できるかもしれませんけれども、いかがでしょうか。○政府委員(高石邦男君) 障害の種類、程度に応じ、特に重い障害を持っている子供たちに対しては、そういう専門的な養護学校ないしは盲聾学校、こういうような形の学校制度を充実しながら、しかも義務制を施行しながら文部省としては特殊教育の施策の進展を図ってまいったところでございます。そこで、いろいろな特殊教育のやり方についての考え方、それから見方に対立があることも事実でございます。いわゆる統合教育ということも最大限に普通の小中高等学校で教育を展開していく方がいいのだという見方と、今、文部省がとっております障害の程度、種類に応じてはそういう専門の学校をつくって教育することがその子供たちにとって幸せになるのだという見方、この二つが実は特殊教育を論ずる場合に常に論点になるわけでございます。したがって、そういう観点でその統合教育を原則として推進するということになりましたと、今日まで進めてまいりました特殊教育に対するいろいろな諸施策、諸制度の基本的な発想の転換というところを考えていかなければならないということになろうかと思っております。したがって、そういう意味から統合教育を原則とするということを建前としてとる場合には教育制度の根幹に触れる問題をはらんでくるという意味で、非常に簡単な

言葉でございすが、言葉としてこういう整理をしたわけでございます。

○前島英三郎君 大臣、もしお言葉がありますれば伺いたいと思うんですが、大臣は障害児についての教育をどのような感覚でお持ちになつておられるのか。

○国務大臣(森喜朗君) 先般の委員会、そしてきょうまた前島先生と初中局長のこの議論を私、承つておりました。基本的にはこのペーパーの書き方、私は政治家という立場で、今、文部大臣でありますけれども、一政治家として見ておりますと、ちょっとこの書き方については先生から見るとおやっと思ふ感じがしたくなる、あるいは疑問を挟まれる気持ちはよくわかるんです。

しかし、今、局長に確認をいたしました。内部資料として、統合教育を進めていくということであればどのような問題点があるであろうかというのを内部として幾つかの問題を列記したものだ、そういう意味では先生のような立場で統合教育を進めていくという、そういう観点に立った書き方ではないわけですか、確かに先生から見るとおしかりをいただき、あるいは疑問を挟まれるのは私は十分これもよくわかります。

しかし、このことを、外に向けてこういうやり方であるという言い方をしておるのではなくて、先ほどから局長が申し上げているように、障害の種類、程度に応じて子供たちの本當の気持ちを理解してあげる。もう一つは、その子供たちの気持ちを聞くということ、これは先生一番おわかりのように、やはりその子供たちの親御さんを中心とした社会の見方がどうであるかということも十分配慮してやっていかなくてはならぬということから、専門的な教育を進めていかなくてはならぬし、また程度や能力あるいはその発達段階によつては一般教育と一緒にやっていただけるものならばそうあるべきであらうと思う、そういうことを私は柔軟にやっていくべきものであらうというふうに思ふんです。

すべてが統合で絶対やるべきであるとか、いや、これは別の教育をしていくべきなんだということ、基本的にはそういう形を定めることは非常に難しい問題だというふうには私は考えるんです。ですから、文部省という立場も、できるだけ子供たちに教育の機会を与える、そしてできる限り子供たちやまた父兄の気持ちを十分考慮して教育の中に一緒に学ばせてあげ、そしてその子供たちの能力をできるだけ引き出してあげるといふこと、その気持ちは文部省も持っておる。そのところ、ぜひ先生からも御理解をいただきたいというふうに私は思ひます。

先生が、この点につきまして、いろいろとおしかりといひますか、私も政府に対しては疑問といひますし、か御疑問を挟まれる点も私はよく承つております。先ほど申し上げましたように、この問題の紙はあくまでも内部でもしやるとするならばどういふ問題点があるのだからかというのを、きちっとした言葉調ではなくて、問題点として書いてしまったのですから、これが先生のお目にとまって大変おしかりのお気持ちがあるというのを私も十分理解いたしますが、基本的には子供たちの立場に立つてこうした教育を進めていかなくてはならぬ、そういうスタンスでおるということ、これはぜひ御理解をいただきたい、こう思ひます。

○前島英三郎君 いずれにしましても、こうした内部資料にしましても、それでなくても統合教育推進論と、それから分離教育推進論、養護学校義務化に伴う問題点というものは、今日いろいろ語られてゐる。語られてゐる中で、一つのまた教育制度のこうした臨臨態のようなものが出てくるわけですから、教育といふのはその時代によつて変えていかなくてはならぬし、また一つの制度の中にがんにがらに子供を縛りつけてはならない、こういうようなことを感ずるわけです。そういう意味では、文部省の内部資料とはいへば配慮が足りない、もっと見出しに事細かに丁寧な、単に一枚のペラにするのじゃなくて、やってほしいという

ような気が私はいたします。

私の手元に、文部省が出した二枚つづりの資料がございまして、これは昭和五十五年のものとらしいんですが、これも、天手経路や年月日がわからなくなりましたので文部省に探してもらったんですが、さっきのメモの前の年のようでございます。これはいわばこの一枚の紙の前の前段のなもので、これはメモ的なものじゃないわけでありまして、これについていろいろ御意見を伺つていきたいと思ひます。

これは「統合教育について」というタイトルで、結論からいふと「統合教育を行うことは極めて困難である」と、こういうことになっているわけなんです。なぜこの文書を取り上げるかといひますと、「参考」として文部省では幾つかの説明をしていふんです。アメリカ、イギリスの統合教育について触れているというところで、私、ちょっと質問をしていきたいと思います。この文書によりまして、アメリカやイギリスにおいて統合教育の考え方が主流となつてゐるもの、よく調べてみると、我が国の特殊教育は「基本的な考え方においては、あるいは実態においては、欧米の動向と大きく隔つてゐない」と、こう文部省では記述をしてゐるわけなんです。本當にそうなのかどうか。私は、考え方の面で大きな隔たりがあるのか、伺いたしたいと思います。とりあえず、アメリカ、イギリスについてはいかがでございますか。

○政府委員(高石邦男君) アメリカ、イギリスの統合教育の前提として、どういう児童を対象にするかといふことで、この場合、特にイギリスの場合には六人に一人程度の特別の取り扱いをする子供がいるという前提で、統合教育、こういうものを進めようと思ひます。そういうことが基礎にあるようでございます。そうなりますと、日本の場合には、普通の中小学校に特殊学級として、障害の程度の低い子供たちは一般の学校で教育をするという展開をしてゐるわけでございます。

したがって、基本的にこの基礎になる障害児の幅をどう見るかといふことでございまして、やっぱりイギリス、アメリカにおいても、障害の非常に重い子供を普通の中小学校に入れて教育することは物理的に不可能なことではないかと思ひます。むしろ、それぞれの専門施設ないしは専門の機関で教育をしていくというのが当然、方向として求められていくべき方向ではないか。そういう意味で、これはやや大ざっぱにそこをひっくり返つて言つておきますので、一面をとらえれば、向こうで言う特殊教育に相当するもので考えれば、統合教育で実現しているといふふうに言えるのではないかと、こういう論述をしてゐるわけでございます。

○前島英三郎君 余り信憑性がないんです、じゃないかというふうな感覚で。一つの統合教育、アメリカの場合、イギリスの場合と、こう判断されるのもちょっと困るんですけれども、現状における特殊教育、小学校に在籍してゐる児童生徒のパーセンテージというのを示してきて、これは比較するといふのはまるで意味がないと私は思つてゐるんです。日本は盲、聾、養護学校在学者は全学齢児童生徒の〇・四％なんですけれども、イギリスは約二％で、こう書いてゐるんですけれども、障害のカテゴリーも違ふし、教育全般に関する考え方もまるで違ふわけですから、数字そのもののベースで違つてくるということをおかぬといひたいと思ひます。それに、各国とも改革の途上にあると見なければいけないと思ひます。つまり、十年後にはどのような方向にランニングするかという面も見なければならぬと思ひます。軽々に対比したパーセンテージの中で判断をするというのは僕は過ちだといふふうに思ひます。そういう意味で、統合を原則とするか、あるいは分離を原則とするのか、ここがやっぱり一番重要だと思ひます。数字を挙げていても、原則の違いによつて大きな差がで

んだんあらわれてくるのじゃないか、私はそう思っているんです。

そこで、私が今注目したいのは西ドイツの事例なんですけれども、西ドイツは、敗戦、それから高度経済成長、今日の日本と歩み方も非常に似ております。教育的な感覚も似ているんですけれども、西ドイツでは全般的な教育改革の途上でありまして、その中で障害児教育についても統合教育の実現に向けて今や改革の途上に入っている。これは私の調べた範囲ではそういう途上にあります。西ドイツの場合、アメリカ、イギリスに比べて非常に性急なやり方ではなくて、段階を踏んで着実に進めていくやり方をとっているわけなんです。文部省として、西ドイツの例をどのように承知しておられるのか。

日本では、分離か統合か、こういうぐあいになってきますと、分離という原則論、なかなかこの牙城は揺るがしがたいところがあるんですけれども、西ドイツではそういう時期もあった、そういう試行錯誤の中でやっぱり統合なんだという一つの形の中に踏み入っているんです。文部省が先取りをしているわけですが、その辺について、西ドイツの例をどのように局長は理解しておられるんですか。

○政府委員(高石邦男君) 西ドイツの教育のシステムは、州単位でいろいろなシステムが違っていてございますが、一九七二年の文部大臣の常設会議の障害児学校制度の組織化のための勧告、それから一九七三年の西ドイツ教育審議会障害児教育特別委員会の障害児並びに障害に臨る危険性のある児童生徒の教育の二つの勧告が出されているようでございます。それで障害児と非障害児との協力的学習の方向というものが示されているわけでございます。

この中身を少し分析してみますと、協力学校センターの構想が示されておりますが、普通学校と特殊学校との部分的な統合を図るという考え方のようでございます。その内容といたしましては、普通学校と特殊学校とを同一または近接する敷地に

に設置をするということでございます。そして、その施設設備の共同利用を図るということで、特殊学校の障害児は、その障害の程度により、普通学校の授業をもとにして特殊学校教師から障害に即した指導を受ける。要するに、普通の授業を受けられる子供については普通の子供と同じような授業を受けさせる、それから障害の程度に応じて特別な指導をしなければならない分野については特殊学校の教師が指導を行う、こういう二面性を持っているようでございます。そして、日常の学校の生活の中では普通の児童生徒との接触、交流ができるだけ行われるようにする、こういうような考え方を示している。いわば部分的な統合教育論とも言ったらいいかと思うんですが、そういう方向を示しながら現在いろいろな施策の展開を図ろうとしている。こういう状況かと思えます。

○前島英三郎君 ですから、一遍に階段を五段も十段も上ることは難しいと思うんですが、やはり部分的な形の中の統合。正式には西ドイツはドイツ連邦共和国というんですけれども、「西ドイツの障害児教育」という本も出ているんですが、その第一章第一節の「障害児教育の新しい構想」の文の中で、「だからこの書は、従来有力であった障害児の学校的分離に反して、障害児と非障害児の学校的統合を主張している。」、こういう解釈をしているんです。障害児教育特別委員会として、これもやっぱり教育審議会の中でこういうものを打ち出しているわけなんです。今度の臨審議の中でも私は率先してこういう問題を打ち出してもらいたいと思うんですけれども、「新しい構想の基礎づけを、障害児教育特別委員会としては、障害児を社会の中へ統合することはすべての民主的国家的緊急課題のひとつであるという把握においている。」、「障害児を学校別に分離することは成人社会における非統合の危険性をもたらすのである。」、こういう言い方をしているんです。その審議会の答申では、この本の刊行は一九七六年でありますから、そしてこの本のもとなった勧告は当然その前に出されているわけなんです。勧告から

約十年、外務省にもその後の進展状況を調べてくれるように実はお願いしてあるんですけれども、来年、一九八五年を一つの目標に勧告に沿って改革を進めているようなんです。ですから、西ドイツはそういう状況のようです。

大臣、この中で、「障害児を学校別に分離することは成人社会における非統合の危険性をもたらすのである。」というこの文章は、非常にずしんとくる感じがするんですけれども、私も実は戦後七十人ぐらゐの学級の中に育った。そのころは、足の不自由な子も知恵おくれの子も三人がけの机の中に並んで、あるいは体操の時間に、鉄棒の片隅で寂しそうに足の不自由な子がいると、みんなで騎馬戦で、馬に我々がなつて、騎手になつて、そしてまた一緒に遊んだというような体験もあるんですけれども、まさに私はそういうことがこれから障害児にやっぱりかかっていく教育のあり方だというように思うんです。今のようにつつの就学指導委員会というものが地方の教育委員会にあつて、あなたはこつち、あなたはだめ、親が幾らこの子は体が不自由なだけなんだから普通学校で学ばせてくれと懇願しても、裁判官にもなっているところがいっぱいありますけれども、そこでいきなり入り口で判定をして、あなたは普通学校ではだめなんだという形の中に障害児を分類していく分離方向というのは、部分的にはこれからはなるべく健康な子供が近い学校で学べるように、障害を持った子供も近い学校で学んで、そしてそこを登校、下校の中にお互いに手を引いたりあるいは車いすを押したりというところに、新しい人間の善意といえますか、心というものが私は育っていくと思うんです。

先般、林委員も一つのボランティア活動のことを提唱されておられましたけれども、私もまさしくこれからは人の心という財源を教育の中でも社会全体の中でも育てていくことをやるのが大切だというふうにも思うんです。そういう意味では、この「障害児を学校別に分離することは成人社会における非統合の危険性をもたらすのである。」というふうな、こういう感覚で統合の中に日本と同じ戦後の歩み方をしている西ドイツが思い切って踏み込んでいく形を、文部省はしっかりと学んでいただきたい、私はこのように思うんです。外国の経験や実績を従来の文教行政の中で学ぶということはなかなか難しいかもしれませぬけれども、柔軟に、着実に変革をしていく。そのために、諸外国の経験からも学び取っていく。日本もこれから国際的仲間に入っていくには、がんばりがらめの中で文教行政をしていくのではなく、やはりグローバルな視点に立って障害児教育も考えていただきたいというふうにも思うんです。その辺、局長、もし御意見ありましたら伺いたいと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(高石邦男君) アメリカ、イギリス、西ドイツにいたしても、対象としている出現率を六・六％、かなり高い対象率を障害の対象の子供だと、こう見ているわけでございます。したがって、日本の場合には約一％程度でございますから、当然、一般の学校に教育されているのが大部分である。その障害を持している一％の中でも特殊教育学級として処理して教育を行っているのが約六割でございます。だから一％の中の四割が盲、聾、養護学校という専門のところでやっている。こういう実態でございますので、諸外国のその背景になっている事実関係、これをもう少し我々としても十分勉強する必要があるかと思えます。

そういうことで、一般的に、日本の特殊教育については専門家の意見によりますと、かなり世界の中でもトップレベルの対応をできている、こういう評価も一面にあるわけでございます。したがって、そういう諸外国の動向、状況、それからこれからの日本の教育の展望、そういうことを考えて、どういったら本当の障害児のための教育が生きたものになるかということを考えて研究し、対応していかなければならないと思えます。

○前島英三郎君 先ほど申し上げました、いわゆる統合教育を実施すると「多額の財政負担を強い

られる。」という項目がありましたけれども、あれも私は間違いだと思ひます。例えば、西ドイツの例のような形で統合教育に向けて改革を進めようとするならば、五年とか十年とか中長期的な展望を立てて推進することになるわけでありますから、臨教審ができたとしても、入試の改革等とは、とテンポが速いかも知れませんが、教育制度の改革というものは大体において着手から完了までそれなりの年数、国家百年の計とかいふような表現がありますけれども、そういう年数が必要だといふふうにも思ふんです。そして、その中長期の年数の中で、予算とかあるいはマンパワーとか及び施設の振りかえとか切りかえとかいふことが当然なされるだらうと思ふんです。つまり、新たな資源を必要とする部分もあるけれども、実は多くの部分は既存の資源の使い方をちよつと変更するだけで済むのじゃないかというふうな気がします。恐らく、統合教育の推進のために目立って財政的なニーズが増すということがあるとするならば、それはマンパワーにかかわる部分ではないかというふうな僕は気がするんです。

しかし、我が国の場合、今後、児童数は減少の一途をたどっていくわけでありまして、生徒数も中学生はそろそろ峠に差しかかっているわけなんです。その後は急速に減少していくという見通しだと思ふんです。こうした点を考えますと、義務教育にかかわるマンパワー、そして恐らくは教育施設の面でも五年後、十年後を考えるとそれなりの余裕が出てくるのは当然のこととして予測できると思ふんです。この余裕をうまく統合教育の実現に生かしていくという考え方を持っていたら、まず、非常に財政的負担もなく、私はいの意味での部分的統合から統合教育という実現に向かつて進んでいくような考えを持つわけなんです。そうすれば、二重投資だとかあるいはむだだといった感覚がいかに誤っているか、明確になるはずであります。

まして、私のこの統合教育の締めたいと思ふんですけれども、私はさつきからまたいろいろ感じていることは、障害児教育をどうして特殊教育という文部省はとらえ方なんだろうということでありまして、このことは幾つか議論されております。障害児教育にこの窓の中での障害児の教育を何とか特殊教育と孤立の中で考えていくのは適切ではないのではないかというふうな意見があるんですけれども、その辺も含めて、ひとつ文部省の考え方を伺いたいと思ひます。

○政府委員(高石邦男君) まず、盲、聾、養護学校等の学校に対する教職員の配当並びに学級編制の問題でございまして、先生御存じのように、第五次の教職員定数改善計画でこれらの学校についての学級編制基準も改善してございまして、配当率も上げていくというところで、現在そういう方向で進行しているわけでございます。したがって、まずもって、その十二年計画による改善計画を特殊教育諸学校についても実現をしていくというのが先決かと思ひます。その後、次なる対応としてどういうふうにしていくかというのは、特殊教育を含め、普通の小中学校の教育の問題も含めて考えていかなければならない。その際に、次なる段階で十分検討されなければならない課題かと思ひます。

それから養護の問題でございまして、これはいろいろ意見がございまして、一体、特殊教育という言葉がいいのか悪いのか、それにかかわる言葉として障害児教育という言葉を使つたらいいのではないかとか、いろいろ案がありますけれども、なかなか皆さんのまだ共通理解を得るまでの言葉というのが現在の時点でない。諸外国ではスペシャルエデュケーションという言葉を使つてるところもございまして、そういう言葉の翻訳として使う道もあるのじゃないかという意見もありますが、それもどうもしっくりしないというふうな意見がございまして、この問題についてはそれにかかわる皆さんの合意と共通理解が得られるよう

なものがあればそういうことを改めることはやぶさかではございませんけれども、現在、特殊教育という言葉にかかわる言葉がないというのが現状かと思つております。

○前島英三郎君 障害者ということは、障害者という言葉にかかわる言葉がないので障害者なんだという言い方は、実は障害者という言葉もよく突き詰めていきましたといふ言葉じゃないんです。でも、ほかにかわる言葉がない。しかし、それも非常にポピュラーになつてくると何か愛着を覚えるわけなんです。しかし、障害児の教育でありながら、しかもそれを特殊教育というふうにとらえ方をしたいと、特

殊な形の教育の中でその障害児は存在するのだという二重のハンディキャップをそこに私は感ずるわけなんです。ですから、むしろ障害児、障害児教育とストレートに私は解釈された方がいいのではないかと、あるいは盲聾といふ問題もあるかもしれないけれども、いろいろ質疑をやりますと、じゃそんな場合、聴覚障害児教育とか視力障害児教育となつてきますと、どうも舌をかきそうとか、教育となつてきますと、どうも舌をかきそうとか、いふような解釈もあるかもしれないけれども、そういうまじまじの部分的な障害のもの、脳性麻痺があり、筋ジスがあるように、私はその中で考えればいいのではないかとこの二巡目、三巡目で、さらにまた文教委員会などいろいろと議論をさせていただくことにいたしました。将来は統合教育に向かうにいたしたとしても、現在の特殊教育諸学校の教育の質的向上というものもあわせて図っていくことは当然不可欠の要素でありますから、その部分を若干伺つてみたいと思ふんです。

まず、「教職員定数及び学級編制の改善等」という項目が「特殊教育振興のための諸施策」の中に掲げられているんですけれども、具体的にこれはどういう努力がなされておりますか、お伺いいたします。

○政府委員(高石邦男君) まず、学級編制について申し上げますと、小中学校の通常の学級につい

て、一学級現在八人でございまして、八人を七人にする、また重複学級につきましては、一学級五人を三人にそれぞれ引き下げるといふような改善を講じております。また、特殊教育につきましても、一学級十二人を十人に引き下げるといふような考え方の方で改善計画を進めているわけでございます。

そのほか、寄宿舎における舎監の定数とか寮母の定数、それから助職員、職員というふうなことを進めているわけでございます。

○前島英三郎君 そこで、この問題に関連して個別の事例にちよつと触れたいと思ふんですが、ここでは寄宿舎の寮母の数が少なくて困っていると聞いております。人数が足りないだけじゃなくて、宿直は制度上はないことになっているけれども、実際に必要だから宿直しているという奇妙な形になつていくようございまして。きのう、私も公聴会で札幌へ行きまして、やっぱり札幌の国立大学の先生が、制度上はないのだけれども、臨時でそういう形をとっているところが国立には間々あるというふうな、建前と現実の間の差が、雇用関係というふうなものがあつて現実には奇妙な形になつていくというところでありまして、そのほか炊事職員の配置がないわけなんです。実際、寄宿舎がいろいろのだけれども、炊事職員の配置がない。ないものでありますから、寄宿舎で食事の当分これは必要でありますから、臨時職員とパートという形でやっています。この人たちの給料がどこから出るかといふと、これは校費という形の中から出されているんです。つまり、教育研究のために必要な物品を購入したりする予算を流用しなければならぬ、こういうことに現実になつていくわけなんです。

国立の盲学校がその実態において公立の盲学校に比べてずつとお粗末な部分があるというふうなことをちよつと聞きまして、非常に残念に思ふんですけれども、それは文部省の縦割り行政の弊害があらわれているのじゃないかと私思ふんです。

すが、寮母と炊事職員の問題、単に小手先の解決ではなく、制度上も明確になるように早急に検討したかどうか。そういう意味では、国の文部行政の一つの柱である国立のそうしたところには何かつけ焼き刃的なものでやっているというのには非常に残念でしようがない。しかも、その筑波盲学校には全国から優秀な教育家というので来て、寄宿舎に入っている。ところが、それは職員配置がないということである。この辺のこと文部省はどう解しておられるのか、伺いたいと思います。

○政府委員(宮地員一君) 御指摘の筑波大学附属盲学校の寮母及び給食業務の要員の経費についてのお尋ねでございます。

特に、給食業務の要員の問題は、五十八年度は、実際日々雇用で四十四時間勤務の者が五名、二十四時間勤務の者がパートで三名というような状況でございます。非常に勤務条件が厳しいという状況でございます。

そしてまた、経費の点でございますけれども、その給食業務用の経費として積算されておりますものが約二百万あるわけでございますが、実態としてはそれではとても足りないということでも、もちろん御指摘のような当たり校費から大学側でさらに二百万ほど出し、盲学校の校費からも相当額を出しているというは実態として先生御指摘のとおりでございます。この点については、当たり校費というものがそれぞれの学校の経費全体を賄うものとしてあるわけでございますが、当初積算されておりました金額は相当額ございましたが、予算の年々のいろいろ節約でございますとか、いろいろな実態がございます。そのための計上されている経費が非常に減ってきた、したがって盲学校の校費からの持ち出しが大変多くなってきたというのが実態でございます。

この点の改善策については、私も五十九年度は、先ほどの給食要員を、先ほど四十四時間が五名、二十四時間が三名と申しましたが、その二十四時間勤務のところについては五名に増員をする

措置をいたしておるわけでございます。

さらに、そのための経費として不足額が出てくるわけでございますが、大学全体の方から支出しております経費については、五十九年度はこれは大学側とたまたま協議中でございますけれども、その経費を増額することによりまして盲学校の校費が本来の目的に使われるような形、その点の是正については五十九年度取り組みたい、かように考えているわけでございます。

基本的に、国立の附属の御指摘の盲学校の寮母なりあるいは給食業務要員の積算について、公立学校に比べて十分ではないかという御指摘の点については、私も国立学校全体の経費の中で今後改善を要する点があるとすればその点については十分検討させていただきたい、かように考えております。

○前島三郎君 小手先の解決ではなくて、制度上も明確になるようにやってもいいと思うんです。けさ三時半までかかって防衛費は七割に落ちついたとか何とかというところが報じられていて、その一方で、教育とか福祉というものが何か犠牲を強いられていくというように感じます。僕はよくないと思うんです、そういう意味でも。だから、まさに教育というものは、本当にその辺はしっかりと制度の上においても確立をしていく、教育には金は惜しまず使っていくぐらいでないかと。二十一世紀あるいはまたこれからの日本を子々孫々に我々が受け継ぐ中においては、教育が一番最終的な一つのよりどころに、私は人間形成の上からも国家形成の上からも必要になってくるのじゃないかという感じがするんです。私も、これまでいろいろこの委員会で大変の答弁を聞いておりまして、非常に誠実に、一生懸命御自分のお考えを述べておられる姿勢に敬意を表しているんですけれども、障害児の問題は、大臣も一年でありますから、深く、率直な御意見は述べられない部分もあるかもしれませんが、私も実は当事者になっていろいろ考えていきますと、さまざまな問題を取り上げていくと、究極、本質的な意

味で最後に行きつくのがやっぱり教育なんです。どんなに町が立派になっても、何が立派になっても、教育の中で障害児の問題あるいは心という問題が語られていく、その部分がないと本場の福祉というものは育っていかないというのを見ますと、いかに教育というものが大切かというのは痛切に感ずるんですけれども、人間が持つ最も美しい面、最もとうとうと側面、そういう面をお互いに差し出し合うということでもまた人間に対する一つの心というものが育っていくように思います。そういう意味で、ぜひ部分的統合教育、統合教育という方向も、いきなり否定の立場で文部省が考えるのじゃなくて、やっぱりその向こうには、健康な子供と障害を持った子供も同じ子供なんですという視点に立つてもらいたいと思うんです。

いろいろ文部省の特殊教育学校のしおりなんかを見ますと、養護学校には普通学校よりも十倍のお金がかかっているというように書いてあるんです。十倍金がかかっていますと。しかし、十倍かかっているけれども、そこに学んでいる子供が社会へ出ていったときに、十倍も二十倍も損をするような義務教育の中の体験であったのでは何のための教育かわからない。社会はアップダウンが非常に激しい現実があるわけですから、温室のような中で障害児が育ってしまつて、社会へ出たときにやっぱり最終的には施設へあるいは家庭へ逆戻りしていくというケースを考えると、まさに養護学校の義務化からこの五年を経て、今新しい統合教育といいますが、新しい教育を障害児の部分にも模索する日が着々と目の前にちかづいていくというのを強くお願い申し上げ、私の時間もなくりましたので、文部大臣のもしお言葉がございましたら伺いたいと思います。

これ私の質問を終わりたいと思います。○國務大臣(森喜朗君) 先生から御指摘がございましたように、幾つかの視点をとらえながら文部省に対しまして御指導をちょうだいいたしております。私も大変感銘深く拝聴をいたしておりました。

先ほども申し上げましたように、初めから障害を持つ子供たちとそうでない子供たちを分け隔てをしようという、そういう視点ではなくて、あくまでも子供たちのその個人の障害の種類、また程度、それに応じて行き届いた、子供たちに手厚い教育をしていきたい、こういう考え方に文部省は立っておるといふことをぜひ御理解いただきたいと思ひます。当然、先生から御指摘をいただきました点につきましては、今後とも改善をしていかなきゃならぬ点もたくさんございます。また、この障害児教育という名称、先ほど先生もお述べになりました。私は単に素人的考え方から見て、障害児教育という言葉は、子供たちを障害があるのだというふうに呼称することがいいのかなという気持ちで私自身持っております。だからといって、特殊教育という名前が果たしていいのかどうかという点についても確かに疑念があります。何となくオブラートに包んだ呼び方の方が障害を持つ子供たちにとってはいいのではないかと、いう気持ちを私は持っております。

その点は、今後とも国民の多くの議論を踏まえながら考えていかなきゃならぬ点でございます。が、先生からの御忠告の点というのは文部省も十二分に承知しております。先ほど御忠告いただきましたように、内部でいろいろ検討していく問題点としてのそうした書き方等についても、これから配慮を十分していかなきゃならぬということ、私も私としてはこの先生の御指摘の点で反省をいたしておるところでございます。私としても事務当局には再三、細心の注意をいまして、どうか、そういう配慮をするようにということ、は指導をしていきたい、こういうふうな考えでございます。

いずれにいたしましても、教育全体に対する取り組みをこれからいかなきゃならぬこととでございます。恐らく臨時教育審議会といたしまして、国会で成立をさせていたいただきましたならば、幅広く将来におきます教育の諸制度を検討いたすわけでございます。もちろん、どういふ事柄をす

るかということについては審議会が十分考えていただくことではございますが、たびたび申し上げておりますように、こうした国会の論議を踏まえて議論をしていくということは基本的に大事なことでございますので、先生から教々寄せていただきましただいも御意見等も、これから臨時教育審議会なども十分御参考なさっていただく意見というふうには私は考えております、またそんなことも私としては審議会に要望をしていきたい、こういうふうには考えております。

○委員長(高平公友君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま矢田部理君が委員を辞任され、その補欠として粕谷照美君が選任されました。

○委員長(高平公友君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(高平公友君) 速記を起してしてください。

○粕谷照美君 文部大臣にお尋ねいたしますけれども、けさほどのニュースで防衛費が七割で大蔵大臣と防衛庁長官との間で決着がついたということがありました。行革審報告も、防衛費は抑制をすること、こういうふうになっているわけですが、そのことと関連をいたしまして、例えば米価につきましても一・四の諸間が二・二になった。極力抑制という言葉がこういう数字になっているわけなんです。防衛庁長官が七割の防衛費増の要求をとったこととありますが、文部大臣として、もやれないことではないと私は思うんですけれども、教育費についても聖域はない、私どもはこう考えておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(森喜朗君) 粕谷さんの御指摘の中の防衛費云々につきましては、同じ政府部内の所管の連うところではございますので、私からそのことについての意見は、この際、差し控えたいと考え

ております。

しかし、教育の予算につきましては、極めて財政的に厳しい状況であるということ、そしてきょう示された審議会、そしてまた財政当局の基本的な考え方等を示されまして、極めて厳しいものであるということも十二分に承知をいたしております。私も、もちろん国会の委員会を通じまして、最大限に文教行政を推進していけるように予算につきましてもこれから取り組んでいかなきゃならぬ、こういう考え方は示しておるわけでございます。

けさ、閣議におきましては、事前に大蔵大臣と概算要求に關しましての議論を詰めるというようになことは私は具体的にはいたしませんでしたけれども、閣議におきまして、全閣僚のもとで教育の予算については極めて窮屈である、また国会の予算委員会あるいは内閣委員会、文教委員会等を通じて非常に教育に対する各党各派の教育諸制度について行き届いた行政を進めるようにという御意見も極めて大きい、そういう事態を踏まえて最大限の私自身も努力をしたい、文部省予算、全体的には人件費というものの占めるウェイトも非常に大きい、したがって文教行政の政策を進める上においても極めて困難な事態に立ち至っている、私自身もそういう認識を持っておりまして、概算要求、引き続き年末におきます来年度の予算編成について私なりに最大の努力をいたしますが、財政当局も十二分にそのことについて御理解をいただきたい、こういうふうに私はきょう特に発言を求めています、閣議でも総理初め各閣僚に對し、私自身も、そういう考え方をさせていただきます。

厳しい財政状況の中でございしますが、私なりに国会の論議で出ました問題点につきましては最大の努力をしてみたい、このように考えております。

○粕谷照美君 全体的な予算に占める教育費の割合というものが下がっているわけでありまして、長いこと自民党の文教委員会の実力者として頑張っ

いらつしゃった文部大臣のこれからの御健闘を私たちは一緒に頑張って応援をしてみたいと思います。

さて、文部大臣、お忙しいいらっしゃるわけですから、日曜日、オリンピックの開会式などテレビをこらにいらなかつたのじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(森喜朗君) スポーツ担当をいたしております大臣といたしまして大変関心を持っておりませんが、ちょうど開会式の時間帯は、私は残念ながらテレビを見る機会がございせんでした。

後で、収録したもので、新聞や、またスポーツニュース等々でできるだけ細かくテレビを見ておりました。開会式を見られなかつたのは非常に残念でございますが、いづれ全部まとめたビデオというものがあつたのではないかと、ゆつくりまた見たい、こう考えております。

○粕谷照美君 突然こんな話をして不見識かもしれませんが、私もきょうの質問を一生懸命勉強して見ているんですけれども、あの時間帯だけはやめまして見ていたんです。そのときに、入場式のときにスタンドの方々が拍手するその音がちゃんと入ってくるんです。何と日本人の選手団に對しては拍手の音が小さいことよ、目立たなかつたことよという感じを持ちました。観光客の方で、あのスタンドに入つていらつしゃつた方なんでしょう。後でインタビューを受けて、日本人気がないのだから、拍手する音が小さいことが出ておりましたけれども、ロンとヤスだけが仲よくても国民が日本に對する関心というものを大きく持っていたか、なければならぬということを感じました。

そういう中で、一九三六年のベルリン大会でオーエンス、陸上競技に金メダルを四個とつて、その偉業をなし遂げながら、黒人であるということだけで、帰国してからの歓迎パーティーでしようか、御苦勞さんなんでしょう、あのパーティーには出席できなかった、そういう人種差別を受けたそのオーエンスの孫娘が聖火ランナーとして

コロンブスに入つてくる部分を受け持つて、また同じ黒人でありましてジョンソンに引き継いでいるわけなんです。あの企画に対するさまざまな批判というものはあると思ひます。選挙に利用したとか、いろんなことはありますけれども、私は率直に歴史的なことを振り返って評価をしているわけですが、その黒人の人たちの活躍の場面に對するNHKの紹介なんですけれども、非常に気になった部分があるんです。

それは、アフリカから労働のためにやつて来た黒人という言葉があるんです。とんでもない話であります。アフリカの人たちは、「ルーツ」でもそうですし、「アングルトムの小屋」でもそうですけれども、奴隷として連れ去られてきたわけなんです。そして、売買され、人権などというものは全く認められないままに、今まで闘いの中で自分たちの地位を築き上げてきたというふうに思つておるわけですが、私は公共放送の人があつて労働のために来たなどというように言うというところ、説明をするところ、アメリカに對する気兼ねであるとしたら大変な問題だ、というふうに思ふんです。それは私は、今、南京虐殺事件などを初めとして教科書問題に對する検定などというのが非常に厳しくなつて、報道にそんなことがしかれたのかという感覚を持ったのは少し敏感過ぎるかもしれないんですけども、文部大臣は、私に話しかつていらつしゃらないわけですから、後でビデオなどを見ていただいて、企画そのものはすばらしいかと思ひますけれども、私の言葉が非常に気になります、文部大臣のお考えをお伺いしたいと思ひまして、本格的な質問に入る前に質問したわけでありまして。

○国務大臣(森喜朗君) 私も、専門的なそういう知識や、また学問というものを吸収しておるわけではございませんが、やはりアメリカにとつての一番の悩みというのは、昔からの歴史から見て黒人に対する人種的な問題、アメリカ人としてはおらかな気持ちで、かなりそういうことについて

て、体罰を加える、ひっぱたくというのは体罰に当たるだろうと思いますが、そうしたことを懲戒の意味で先生がなさるということとは、これは教育上好ましいことではないと思います。

しかし、人間社会でございます。子供たちと先生の関係もやはり人間社会だろうと思います。先生は子供たちを愛情を持って指導をしていくというのは、これは基本的に最も先生の持つておられる大事なところだろうと思いますし、また教育基本法では人格の完成を目指すということでございます。もちろん、学術、学問というものを学んでいくと同時に、人間として将来、立派に社会人として立っていただけるように、そういうことを先生は願って指導をしておられるということも、これも言うまでもないことでございます。

私は、そういうお話を承りながら、自分の過去のことをやつぱり思い出してみます。私もどちらかというと余り先生の言うことを聞く方でない子供であつたものですから、小学校段階では余り殴られませんでしたけれども、中学校では随分ひっぱたかれた思い出がたくさんございます。今靜かに考えてみますと、今でも懐かしくお手紙をやりとりしたり、しょっちゅうお会いしたりする先生というのは、何らかのことで一回か二回殴られた先生が多いんです。殴られた方についてちっとも恨みもないし、それから殴られたことに對してななげ殴られたのかということについては一々私は今わかるんです。小学校のときも一度、教頭先生にぶたれたことがあります。なぜぶたれたのかもよく私はわかつております。

ですから、そういう意味では、子供の将来にとって、なぜぶたれたのかという理屈、これは子供の心にしっかりと焼きつけられていくものだろうと思うんです。あくまでもそれは愛情があつてなされることでございますから、私自身もこうして大人になってみて、殴られたことに対する恨みよりも、いろいろな意味でいい思い出と先生に対する懐かしさというものがむしろ増幅をしているというのが率直なところの気持ちです。

だからといって、ぶつていいよ、殴るべきだというふうには、これは文部大臣という立場で申し上げるわけにはいかぬと思いますが、そこにやつぱり先生と生徒との間に、尊厳といひましようか、そういう信頼感というようなものがあつたとか、私は思うんです。先生も人間なんですから、一生懸命に何回も何回も繰り返して指導していく。それに生徒が従つてくれない。つい先生が手が上がつてぶつた。それを子供がすぐ親に言う。親がうちの子供をぶつたというのですぐ校長に言う、あるいは教育委員会に言う。これでは先生は自信を持つて教育に当たれないだらうと思うんです。

私は、学校においては先生を信頼すべきである。親が、一々細かく口を出すべきではない。私は、いろいろな個人的な立場でも PTA や親御さんに対してはいつもそういうことを申し上げておるんです。だからといって、先生は何をやってもいいということではない。基本的には先生は子供たちを正しく、学校教育法その他、それに関連する施行のいろんな規則、学校規則の中で指導していかねければならぬということは言うまでもないことでありますが、やはり先生と生徒、教える者と教えられる者とのこの人間関係というものをより深めていくということからスタートしていかねければならぬというふうに考えております。

したが、いまして、文部大臣という立場からいえば、これは学校教育法では体罰を加えてはならぬということでありますから、これはいかなる理由によつても体罰を加えるということはいけなまいなうふうには私は申し上げておきたいと思ひますが、しかし先生として愛情を持つて子供に接していくことにおいては、先生は責任を持つて、理解を持つて子供たちに当たるということについて、大人を含めて社会はもっと理解をしてあげるべきだといふうちに、中曽根さんのひびいたかという話を承りながら、あえて先生からどう思うかということについては、そのような考えを私は申し上げておきたいと思ひます。

○粕谷照美君 先生は聖人じゃないんです。だか

ら未熟なんです。その未熟さのゆえに、子供たちとの触れ合いの中で自分自身も向上していくという努力が必要だというふうに思います。そういう努力の姿が見えれば、生徒も親も教師を信頼するであろう。そういう中にいれば、今、文部大臣がおっしゃったようなことがあるだろうと思うんですが、最近はそのうではないんです。すぐ校長や教頭やあるいは裁判に訴えていくという例などが随分あるわけでありまして、教師としては、この点については法律というものがあるわけですから、厳しく法律を守ってもらうという姿勢を総理大臣として私は言っていたかなければならなかったと思うんです。総理そのものが、ひっぱたくのはいいとか、けがしない程度におしりをほんぽんとやるのはいいなんて、心の底から怒って先生が生徒を直そうとしているのか、けがをしないようにこの辺でいいかなんといつてなぐっているのかなんかというのとはすぐ見抜かれますから、そういう意味では私は総理の発言は非常に不謹慎であったという感じがしてならないわけであります。そういうことを申し添えながら次に入ります。

最初に、「教育基本法の精神にのっとり」という法文上の文言と関連をいたしまして、審議会の審議のあり方についての質問をいたします。

最初に、議事録を見まして、幾つか文部大臣の答弁を拾ってみました。審議に当たっては、梓にこだわらず自由闊達にとか、委員の皆さんが教育基本法の精神を大切にしてくれると期待しているというようなことをおっしゃっておりますが、この梓にこだわらず自由闊達にということとは、一体どういうことを意味するのでしょうか。

○国務大臣(森喜朗君) たびたび申し上げておりますように、このたびの教育改革に当たりましては、政府は、法律の中にも明記をいたしておりますように、教育基本法の精神を大事にして教育改革に当たりたい、これがまず政府の基本的な姿勢でございます。

したがしまして、審議会でいろいろと御意見を政府がちょうだいをすることになると思います

が、教育改革を進めるに当たっては、政府は教育基本法を大事にして進めるといふ、まずその姿勢を国民の前に明らかにいたしておるわけでありました。したがひまして、臨時教育審議会の人選は国会での成立を待って進めるわけでございますが、この人選を受けていただく委員の皆様方には教育基本法というものを大事にいただきたい、こういう考え方、政府は教育基本法は変えないんですよというこの考え方をまず基本に置いて御議論を深めていただきたい、こういうことを政府としては期待をいたしておるわけでございます。

そこで、今、先生から御指摘がございましたように、梓にとらわれずに自由闊達な論議をするということとは、これは教育基本法というものを考えずにやれということでおかしいものではないかというこの御指摘は、たびたび国会でもちやうだいいました。先ほど申し上げたように、政府は教育基本法の精神を大事にする、そして教育基本法は変えないで教育改革をしたい、こう申し上げておるわけでございますから、まずこのことは国民の前にその姿勢を明らかにしているわけでございます。

ただ、制度的に、先生も先ほどの前段のときにもお話がありましたように、例えば義務教育の年限をふやすのかあるいは減らすのかという議論が、教育の諸制度全般を議論するということになる。と当然出てくるだろうと思います。したがって、そういう制度について、例えば義務教育をもう少しふやすべきではないかという意見、あるいはこれを単に十年にするとか十一年にするのではなくて、今六・三ということですから、さつき先生もちょっと話されましたように、六・六というふうに仮にすれば十二年ということで三年延ばすということになる。そういうことは教育基本法を改正しなければできないということになりますから、そこについてはさわらないでやろうじゃないかということであつては、諸制度についての議論はしにくい面があるのではないか。そういう意味で、基本的には大事にしていただかなきやなりま

せんが、制度についての議論をなさるときにおいては私は自由な御議論があつてしかるべきであらうというふうに申し上げておるのが先生から今御指摘をされた点であらうというふうに考えております。

しかし、答申をいただく、その答申をおまとめになることについては、会長は、当然この法律の中にございます教育基本法を大事にして、そのことの精神をしっかり守って恐らくお取りまとめをなさることは私も期待ができますし、また、それを受けて政府がそれを実施段階に入りますれば、当然このことが基本的な一番大事なポイントでございますから、十分そのことを配慮して国会の議論のちようだいをしなきゃならぬということにもなるわけでございますから、そういう意味で、議論をする上においては自由によつていただいた方がよりすばらしい教育の諸制度についての御意見が私は出てくるのではないかと、こういう意味で申し上げておるわけでございます。

○粕谷照美君　そこで、思い出さうことがあるわけですが、文教委員会では質問いたしましたけれども、文教懇話会ではあります。

この文教懇話会の中にあります、教育基本法や教育に関する特定の見解にとらわれずに論議した。この基本法にとらわれないで論議をしたという部分であります。多分、この懇話会の中で教育基本法に反する内容があつたのではないかと思ひますが、これを取り切つた方、その辺はどうですか。

○説明員(森正直君)　御説明申し上げます。

文教懇話会では、ソニーの井深名譽会長以下七名の方にお集まりいただきまして、全く自由な立場から御懇談をいただいたわけで、それを示すためにこのような表現をとられたものと承知しております。

なお、教育基本法につきましては、同懇話会において深く議論が行われたという様な事実はなかったものと承知しております。

○粕谷照美君　教育基本法そのものに深く議論を

したとか云々とかいうことではないんです。私も見ましたけれども、例えば鈴木健二氏なんかは、義務教育を八年制にする、前に延ばして十年というのじゃないんです。一年減らすということも提言していらつしやるわけでしょう。そして、六・四・三・三制にして、義務は中学は二年生まででいいじゃないか、七歳入学だなどということも報告していらつしやるわけですね。その点は、臨教審でありませんから、いろいろな議論をしたところでありまして、構わないというふうに思つてゐるんですけれども、しかし四月十七日の新潟日報なんですけれども、その他の新聞にも載つていたのではないかと思ひますが、「個人意見撤回させる『基本法廃止』に待った」、こういう記事が載つていますが、これは事実あつたんですか。

○説明員(森正直君)　御説明申し上げます。文教懇話会は、報告書本体をお読みになったことと思ひますけれども、大部分が共通意見という形式になつておりました、これは七人の方たちが自由に御議論されたところを、おおむね合意されたところを先生方で整理されたものでございまして、仰せの新潟日報あるいは東京タイムズにも出ておりましたけれども、田中美知太郎先生について撤回を迫つたとか、そういった事実はございせん。なお、重ねて御自分でおしりやたいというところが文末の個別意見という形で三人の方があえてお載せになったという形になつております。

以上でございます。

○粕谷照美君　私は、本人にも今度確かめてみなきゃならないと思つてゐるんですが、この記事によれば、田中美知太郎氏とちゃんとお話をしているわけですね。そして、この記事の中には、田中氏は文教懇話事務局に対し個人的意見を出していた。なぜ、三人の意見は出して、この田中さんの意見は出さないのですか。そのようなファッショ的なやり方が通るんですか。

○説明員(森正直君)　内部のことは、お話の内容については余り今まで立ち入つて先生方に申し上げたことはございませんでしたが、二月から三月にかけてまして先生方からペーパーはお出しただいております。それを先生方いろいろな取捨選択していただいた中に田中先生のもございまして、その後またさらに重ねて三人の方からこれは個別意見でやつてほしい、そういうことがありまして、ああいう形をとつたものでございます。

○粕谷照美君　私があなたに言つてゐるのは、なぜそのように発言を特定の人に限り否定をしたかという事です。これはファッショ的なやり方ではないか、少なくとも文化と教育に関する懇話会などという、そういうものをやるべき筋合いでないのではないかと、こういうことを聞いてゐるわけ

です。

○説明員(森正直君)　田中先生個人についてそういったわけではございませんで、そこら辺は私、恐らく取材をされた方たちが田中先生に何か非常に深くお話をされたのではないかと、こういうふうに思つております。例えば、石川忠雄先生、慶応の塾長さんですとか、それから天城勲先生、放送教育開発センターの所長ですとか、いろいろな方からペーパーをいただいております、そういうことでは先生方並びにお出しただいてゐるという事でございまして、決して田中先生をねらい撃ちして撤回していただいたという様なことは全くございせん。

○粕谷照美君　しかし、それにしましては非常に不明朗な話であります。こんな不明朗な経過が取りざたされてゐる文教懇の報告などというものは臨教審の参考資料にもならない、私はこういうふうに思ひますけれども、文部大臣いかがですか。

○國務大臣(森喜朗君)　文教懇は、総理が私的に教育に対する考え方、そういうことを私的に勉強を進めていかれる、そういう意見を総合的に皆さんが御一緒に議論をされてゐるという、あくまでもそういう私的な諮問機関でございまして、したがつてこの文教懇の報告そのものは臨時教育審議会がそれに対してくだるとか、それに与らわれるという事は基本的にはないわけでありま

す。私は、文教懇を今、先生から御指摘をいただきましたが、教育基本法の精神に触れるという様な点について、私自身も読んでみておりました、直接抵触するというのは、やはり先ほど先生がおっしゃつた鈴木さんのところなどはこれは基本法を改正せざるを得ないということになりますから、このところが直接抵触するということから、このあたりに議論の過程の中でいろいろあつたということについては、これは私もそのこと自体が今、臨時教育審議会の中で参考にするとか、そういうことではないだらうというふうに考えます。

先ほど申し上げましたように、あくまでも基本法の精神にのつて行われるということをお私どもも期待いたしておりますので、文教懇が私的懇話会であるということについて十分留意をしながら、何も文教懇のみならず、いろいろな教育に対する御意見というものは一つの参考の資料になるというふうに私も考へておりました、先生からそのことは臨時教育審議会の参考などにしちゃいかぬとかという様な、そういう御意見を必ずしも私もそのまゝ受けとめるといふことになつて、これは審議会の諸先生方が判断をなさることであらうというふうに私も受けとめてゐるわけでございます。

○粕谷照美君　そういうことになりまして、私はこれからの委員の任命とか、あるいは審議の方について意見を申し上げなければならぬと思ひます。

それでは、修正案の提案者にお伺いをいたしましたと思ひますが、来ておられますか。――答申等の尊重について質問をいたします。

まず、第三条の二項、「内閣総理大臣は、答申等を受けたときは、これを国会に報告するものとする」と、わざわざ一項目をつけ加えられた、この理由は一体何でしょうか。

○衆議院議員(深谷隆司君)　恐縮でございますが、突然入つてきたものですから、もう一回質問をお願いします。私の質問に入つてゐるものと思

わなかつたものですから、恐縮です。

○粕谷照美君 失礼しました。

答申等の尊重について伺います。第三条の二項、これには、「内閣総理大臣は、答申等を受けたときは、これを国会に報告するものとする。」と、こうわざわざつけ加えられた理由というものは一体どこにありますか。

○衆議院議員(深谷隆司君) 私は、教育改革というのには国家百年の大計を決める大変重要なことでありますから、審議会で議論され、その結論が出された事柄について、国民各界各層を代表しております国会議員にきちんと総理大臣が報告をする、つまりそれが国民全体の理解と協力が得られるゆえんであらうと考えまして、あえてつけ加えました。

○粕谷照美君 今までのいろいろな審議会がありまして、答申だとか意見だとかというのは、大体我々国会議員の手に届くよりも、一日早く報道陣の手に届いているわけです。そうして、翌日の新聞あるいはニュースなどにばあっと出るといふ、こういう形式をとってきております。そのとき、ちょうど国会が開かれておれば総理大臣からは御報告をいただけるでしょうけれども、もし休会中だったならば、はるか数カ月後になってようやく報告をいただく、こんな無意味なことではないわけです。国民は新聞を見ればわかるわけです。これをわざわざつけ加えられたという大きな意味が私には今の御提案ではわからないんですけれども、もう一遍御説明いただきたい。

○衆議院議員(深谷隆司君) ただいま先生御指摘のように、マスコミの報道が、しばしば具体的に、政府並びにその関係当局が発表していない前から、想像を含めて書かれることは実際あることでございまして、このたびの臨教審の問題でも、衆議院の段階で例えば修正が出るぞといううなことをだれも言っていないうちからそれが事実として報道されるような、そういう感じがありました。これは私は一人の議員として遺憾に思っております。

しかし、その問題とは別に、先ほど申し上げたように、教育改革というのには日本の将来を決する非常に重要な問題であります。そういう重要な問題を、答申が出されて国会の両院に報告しないということはまことに適切でない、こう考えたものでありますから、あくまでも国民の皆さんに理解と協力を得るために、その代表である国会には必ず報告をしなければならぬ、そういう私たちの考えを明確にするためにあえて加えたものでございます。

○粕谷照美君 御熱意はわかります。お気持ちもよくわかるんですけれども、今、休会中だったらどうするか。例えば九月に出て十二月の通常国会の召集日あたりに御報告いただいても、全く昔の証文みたいな感じになっちゃうんです。私は、そのお気持ちがあるのであれば、答申なんかを説明していただくよりは――申し上げますけれども、例えば男女雇用均等法などについてだつて、国会議員に出ると同時に新聞社にはちゃんと労働省そのものが報告しているものであつて、どこですつぱ抜かれたかというふうなこともありましようけれども、ちゃんと役所はそういうふうに対処しているわけです。その方が国民に対して明確になるといふ姿勢だというふうに思ふんです。私はこのことはいくことだというふうに思ふんですが、せっかくそれだけのお気持ちがあるのであれば、答申そのものよりは会議録、議事録、このようなものを出していくというの方が一層、今、先生のおっしゃった意義を高めるものではないでしょうか。

○衆議院議員(深谷隆司君) 確かに御指摘のように、答申について内閣総理大臣が国会の両院に報告するといふときに幸いにも議院が開かれておりましたら、迅速、適切に議論ができるわけですが、開かれない場合、国会が開かれていない場合には、次の開かれる場所まで改めて報告し、そしてそこでは国会の先生方の御議論をいただく、十分に吟味をしていただいてさまざまな御意見を聞かしていただく、そういう意味合いにおいては大変大事なことです。

だろ、こう思っているわけでありまして。それから政府答申でもしばしばございましたように、区切りをつけながらその折々で報告をするといふことを既に申しているわけでありまして、それから、そういう意味では答申が出るまで全く秘密で何も流されてこない、何も議員の耳に入らないといふものではないだろ、そう思っております。

○粕谷照美君 私がどうしてもお聞きしたかったことはちよつとすれ違つてはいるわけでありまして、そういうのを答弁がお上手と言ふのかもしれませんが。

それでは次に、国会同意人事をめぐつて第五条の二項に関連してお伺いをいたします。この法案の委員の任命の基準は「人格識見共に優れた者」と、こうされております。これまでつとに評判の悪かったいわゆる学識経験者論をとっているわけですが、それでも、それも文相の意見を聞いて総理が任命することになっていきます。だから、行政の恣意が委員人選に及んでいく、これを排除するためには国会同意の人事の規定を設けた、こう理解してよろしいですか。

○衆議院議員(深谷隆司君) 私は、この間、矢田部委員の質問の折に、文部大臣が意見を申し上げて、そして内閣総理大臣が審議委員を任命するといふ本来からの政府の原案についても、十分に各界各層から公平な人選がなされて、出されたものについては極めて妥当なメンバーがあらわれると期待をしております。そう申し上げておるわけでありまして、その期待に反する場合がありますからといふことを前提にしているのではございません。しかし、ただいま申し上げましたように、審議委員の顔ぶれによつてその議論の中身がかなり左右されるという状態が予想されますので、文部大臣が意見を言ひ、総理大臣が任命する、その任命の仕方が適切でないとは思ひませんが、さらに国会の同意を要することによつて国民各層がその選ばれた人々についての理解を増す、そしてそれが公正な人事であると御理解をいただく、そういう意味合いにおいて国会の同意を得るといふ規定を設けた

た方がより委員の選定が公平になっていくであらう、そう考えたからであります。

○粕谷照美君 私も、そういうふうに思ひます。国会の意思を委員の任命に反映させるということには非常に大事なことでありうに考へるんです。

それでは、修正案提案者にお伺いするのはこの同意の手続ですけれども、二十五人一括おやりになるのでしょうか、お一人お一人おやりになるのでしょうか、あるいは何か異論のあるところがあればそれは別個に、どんな形でおやりになるんですか。

○衆議院議員(深谷隆司君) 実は、この修正案は、御案内のように、公明党さんと民社党さんと私も自由民主党と三党で検討いたしましたわけでございます。その際に、どういふ同意の仕方が妥当であるかという議論についてはいろんな意見が出されました。例えば、一括がいいとか個々がいいとか、いろんな議論が出されましたけれども、私たちが修正案をつくり上げる段階において、そのような細かい形まで規定する必要はないのではないかと、この修正案が国会で可決されましたら新たな法律として出されるわけでございますから、そのときの同意の仕方については政府の適切な判断に期待したい、そのように思っております。

○粕谷照美君 私は、一括で行う場合には、今日の国会や政党の現状からいって、ただ多数党とそれに同調する人だけの考えが表決にあらわれるだけであつて、それ以上のものは望めないのではないかと、こんな危惧を持っております。政党政治の現状が教育を語る審議会にそのまま反映していくのは好ましくない、こういうふうに思ひますが、その矛盾を解決するためには、国会が自分たちの力でつくり上げていったこの国会同意基準といううなものの必要性があるのではないかと思ひますが、そんなことは御討議にならなかつたでしょうか。

○衆議院議員(深谷隆司君) 私どもは、国会議員は国民の各層から選ばれた責任と自覚を持った人

人であると考えますし、同意についてはそういう方が判断をなさるべきだと存じますので、同意の仕方その他細目についての規定は載せなくてもいいのではないかと、そういうふうに理解しております。

○粕谷照美君 細目を載せる載せないということもあるかと思いますが、私は考え方の問題だというふうに思っています。審議会制度というものの本来的な機能は何なのか、政党政治との関係はどうあるべきものなのか、なぜ審議会に国会議員や行政官僚が入るのは一般に好ましくないと思われてきたのか、こんなことなども考え合わせてみなければならぬと思うのであります。

私は、この同意基準の一つの目安になるのは、第一条の中に、「教育基本法の精神にのっとり、」こうあるわけですから、この設置目的を踏まえた委員であるということが同意をする基準にならなければならぬ、最低の基本的な条件だというふうに思いますが、提案者はいかがお考えですか。

○衆議院議員(深谷隆司君) 教育基本法に基づいて審議会がその議論をしていくということは政府の原案のとおりでありますから、私はその点について特別な意見を持っているものではありません。ただ、この人はこういう考え方をもちと持っていたからだめなんだよとか、こういう立場だから排除すべきだよというふうなえり分けをするということが一体いいことだろうか。極端なことを申し上げれば、右と左という言葉は適切ではありませんが、あらゆる層の人々がそれぞれの立場を代表して議論ができる、そういう人選ということが最も望ましいことではないでしょうか。そういう意味では、ただいま御指摘のありましたように、事前にこういう立場だから云々ということまで規定するのはいいか、このように私どもは思っています。

ただ、あえてその内容に触れますと、三党のいろんな意見の中に、例えばお一人お一人の委員を同意するかしないか、つまりマル・バツ式のやり

方というのは最初から委員の色分けを明確にしてしまつて、そういう色の人だからこういう意見を言うのはもつとだといったようなことになってはなりませんので、個々の人々についてマルとかバツとかつけるような形はあつてはほしくないといったような意見も相談の中にはございましたことを申し上げたいと存じます。

○粕谷照美君 そういたしますと、この「教育基本法の精神にのっとり、」会長は精神にのっとり取りまとめるをいただく、こういう御答弁をされている文部大臣の意図と違う方が随分入ってくるのではないかと、許容していらっしゃるような今の提案者のお考えのように私は思います。

はつきり伺いますけれども、義務教育廃止あるいは教育基本法の見直し、こういうことを言っている方々が委員の中に選出されても結構だ、こういうふうにお考えなんですか。

○衆議院議員(深谷隆司君) この修正案が法律化した段階で、そこらについては政府がお考えを明らかにすべき立場ではないかと思ひます。私どもといたしましては、とにかく公正な人事が図られる、そしてその公正な人事によるメンバーについて国民を代表する両院の議員が同意をいたす、そういう順調な筋道を期待しているわけでございます。

○粕谷照美君 では、文部大臣にお伺いいたします。

今の御答弁の中でおわかりになったと思ひますが、私は、任命されるのは文部大臣の意を受けて総理大臣が任命されるわけでありまして、教育基本法を廃止しない、あるいは義務教育は廃止しない、明確にこの論文などを出していらっしゃる方がこの委員に任命をされるというふうにお考えられないんですけれども、いかがですか。

○国務大臣(森喜朗君) 審議会の人選につきましては、たびたび申し上げておりますように、国会でこの法案が御可決をちょうだいいたしましたから、私も御意見を総理に申し上げて、総理に御判断をいただくわけでございます。当然、各界各

層の中から幅広く御人選を申し上げたいというのが基本的な考え方でございます。

我が国のいかなる審議会、諸制度においても、我が国はだれもが自由な発言、自由な思想、自由な政治行動は保障されているわけでございまして、考え方がいろいろあつた、また今、先生が具体的に例として申し上げられたように、例えば義務教育云々について、あるいは教育基本法についてこうした考え方を持っておる、何らかの形で示された、だからといってそのことは排除条件というふうには私はなり得ない、こう思ふんです。

ただ、先ほど申し上げましたように、教育基本法というものを私どもは大事にして、そのことで教育改革をしたい、こういうふうには政府は考えているわけでございまして、また会長もそのことを十分含められて答申をおまとめになるということとございまして、それぞれの委員の方がどういうお考えを持とうと、どういう考え方を過去に示されておられましたも、そのことについて初めから排除をしていくという考え方は、私どもは日本の今日のいろいろな制度から考えてまいりまして、自由な発言、自由な思想、自由な政治行動、これは私は認められていこうというふうに考えられます。

○粕谷照美君 委員が選挙で選ばれる、こういうことだったら私はどんなに超右翼が出ようと、どんなに超左翼が出ようと構わないと思ふんです。文部大臣は、教育改革を教育基本法の精神にのっとりやうていこう。こういう任命をする委員がその教育基本法を否定し廃止しようという考え方を事前から明白にしているような人を選ぶのかどうかということは、今の文部大臣の答弁はとも私は納得できません。こんなものの審議できないじゃないですか。

○国務大臣(森喜朗君) 人選につきましては、国会の論議というものを十分踏まえるということも、これはたびたび申し上げておるわけでございします。もちろん、総理に任命をしていただくわけでございますが、国会でどういふ論議があつたか

ということについては、私から一つの参考の考え方として総理に示すということは、これまた言うまでもないことと存じます。ただ、今日の一般論といたしまして、そのことが排除条件になるというふうなことであつてはならない、こう私は考えております。もちろん、人選に当たりましては、私どもは、十分国会の多くの御意見、あるいはまた各界における御意見、また新聞やテレビ等のマスコミにおける論議、そうしたことを十分踏まえながら人選を進めるといふことは、これは言うまでもないことと存じます。

○粕谷照美君 それでは、もっと具体的に伺いたします。

「レポート 教育改革 この人に聞く」、これはなかなかいろいろの方々を取り扱っております。

その中で、六月九日、中曽根首相のブレーンと言われ、第二臨調第一、第二部会専門委員として国立大学の授業料引き上げ、育英奨学金の有利子化、私学助成の抑制など、教育費削減を目指す文教政策づくりに大変力があつたという、公文俊平といわれる人でしょうか、公文さんを紹介しております。この記事の中で、「臨調での公文氏の主張は、義務教育不要論、国立大学廃止論だった」と当時の文部省幹部はいう。」と、こうあります。

私は、新聞だけでは信用ならぬ、こう思ひまして、民主教育協会の月刊誌IDE二百三十四号、一九八二年九月・十月号です。「臨調の文教政策をめぐって——私の主張したかったこと」のタイトルで公文氏の書いていらっしゃるものを読んでみました。その中には明確に、長期的には義務教育を廃止する、さしあたりは現行の九年を六年にする、学校は民営を原則とするという日本文化会議竹内靖雄氏の発言を積極的に支持して、「教育の改革には、教育基本法そのものの見直しが必要である。」と、こういうふう述べているわけですね。特に、教育基本法第四、第六条である、こ

第六條、皆さん御存じだというふうに思いますが、けれども、義務教育に関する部分、学校教育に関する部分であります。極めて重要な部分です。そのところを見直したい、こういうことを言っているんです。

また、やはり中曽根総理のブレインの一人であります香山健一さんという方がいらつしやいます。この方は、「義務教育はもう廃止していいときに来ている」、こういうことを明確に言っている。それ情報資料三百五号、自由民主党調査局政治資料研究会議の中に書いていらつしやるわけです。「今のうちに一定の年齢になった人間を全部、中学校へというやり方は必要ない。私は義務教育はもう廃止していいときに来ている」と思っている。、こういうことを言っているんです。

文部大臣、こういう方が自由な議論の中で教育基本法を廃止しろなんというようなことを随處で審議の中で許されるわけですか、もしお入りになったらという仮定であります。

○国務大臣(森喜朗君) どのような方をお選びするかということについては、仮定の問題でありまして、私から今その方がどういう考え方を持つか方をお入れをする、あるいは排除をするというふうなことを申し上げることは、私は適当ではないと考えております。しかし、今、粕谷さんがお示しになりました方々の御意見は、これは基本的に教育基本法に反するわけでございますから、私も、教育基本法に反するわけでございますから、私も、教育基本法に反するわけでございまして、この明らかな法律の中に明示をいたしているわけでございまして、私も、私もそのような考え方はとらない、こういうふうな申し上げているわけでありまして。

○粕谷照美君 それで一つ明確になりました。委員は、この修正案を見る限りにおいては特別公務員になるわけです。公務員というのは当然憲法を守つていかなきゃいけない。公務員はいつも誓約書を入れるわけです。そういう意味からは、教育基本法は絶対に尊重していただかなければ

ばならないというふうに思っております。特に、今申し上げた方々は総理のブレインと言われるだけに、先日この内閣委員会、閣委員が我が党の久保委員に対して、あなたは中曽根内閣だからいけないのかという質問をされましたけれども、私は中曽根さんがこういうことをおっしゃるから非常な危機感を持っているわけでありまして、基準の一つの大きな柱として考えていくべきだろうというふうに考えております。

ところで、修正案提案者及び内閣法制局に守秘義務をめぐって質問をいたします。

第五條六項及び五項にかかわつてであります。この修正されました法案の守秘義務規定にかかわつては、十九日の本委員会、矢田部委員が質問をして、その答弁をめぐつて審議が保留をされています。そこで、矢田部委員の解釈の厳密性を求める質疑は保留して、私にはどうしても理解ができない点がありますので提案者のお考えをたしおきます。

まず、前提として、臨教審には顧問制度を導入するお考えがあるかどうか。これは、文部大臣いかがでしょうか。あわせて、参与の制度はいかがですか。

○国務大臣(森喜朗君) 顧問を置くかどうかというところにつきましては、これは発足をいたしてから審議会で御判断をいただくものでございます。ただ、教育の論議というものは、極めて歴史的にも、また社会の諸制度というものは、関連もいたしております。そういう意味では、日本の教育に関心をもち、持っておられる方、あるいはそれぞれのいろいろな分野においていろいろな御経験を積まれた方、あるいはまた学識を持っておられる方の意見を顧問という立場で御意見として聴取するというのもこれは極めて大事なことではなからうかというふうに私は自身は考えますが、しかし顧問を置くかどうかというところについては審議会自身で御判断をいただくものでございます。

○粕谷照美君 参与はいかがですか。

与という制度は、通常の場合、特定の事項につきまして審議に参画をしていただくというものであるか、と考えるわけでございます。今度の審議会は二十五人以上という委員がかなりの数でございますし、また専門委員を置くことができるということでございまして、これも臨教審自身で御決定いただくことではございまして、消極に考えているところでございます。

○粕谷照美君 そうしますと、同じ答弁であつても若干のニュアンスの違いがあります。顧問はどのよう置く方向に、許可範囲に入っているような感じがいたしますが、何も二十五人も大勢の人たちがいるのに今さら顧問なんというのは必要ないのじゃないか、こういうふうに思っています。

それに関連して伺うわけですが、まず法制局。国会同意を得た審議会の委員は、国家公務員法第二条の規定によりまして特別職の公務員になります。一般職についての規定は、第百九条に守秘義務が入っておりますが、それに抵触した場合の百九条の罰則規定はどのように考えておられますか。

○衆議院法制局参事(松下正義君) お答え申し上げます。

臨時教育審議会の委員は、衆議院における修正によりまして特別職の国家公務員となりましたので、国家公務員法の適用は受けられないわけでございます。したがって、国家公務員法の第百九条第六号の罰則は関係はないわけでございます。

○粕谷照美君 それでは、専門委員はどうですか。

○衆議院法制局参事(松下正義君) ただいま第百九条第六号と申し上げましたが、第百九条第十二号でございます。どうも失礼いたしました。

それで、専門委員でございますが、専門委員は一般職の国家公務員でございますので、その守秘義務の違反につきましては国家公務員法第百九条第十二号の罰則がかかることになるわけでございます。

○粕谷照美君 専門委員は百条及び百九条は適用

される、こういうお答えだと思ひますが、顧問についてはどのようにいたしますか。

○衆議院法制局参事(松下正義君) 顧問は、国家公務員ではございませんので、国家公務員法の罰則の関係は生じてまいらない、こういうことでございます。

○粕谷照美君 文部省。

○政府委員(齊藤尚夫君) ただいまお答えがございましたとおりでございますが、顧問につきましては法律上の条文がないものですから、一般論として私からお答えしようかというふうに思ひまして手を上げた次第でございます。大変失礼いたしました。

○粕谷照美君 そうすると、この顧問は守秘義務はない、知り得たことは何をしゃべつても結構だ、こういうことになりますね。

○政府委員(齊藤尚夫君) これは審議会自身で顧問を置くかどうかを決めたこととございしますが、顧問が置かれた場合には守秘義務の規定の適用はないというふうに考えております。

○粕谷照美君 それでは、修正案提案者にお伺ひいたしますが、特別職たる委員が第五條第六項、「職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」という項目に違反した場合、第五條の職務上の義務違反によって罷免をされる、こう解釈をしてよろしいですか。

○衆議院議員(栗谷隆司君) 修正案では、御案内のように、守秘義務という規定を設けたわけでありまして、しかし、一般の国家公務員法に基づく罰則規定というのはとりわけないわけでありまして、それが私どもは罷免に当たると存じます。したがって、特別職の公務員たる審議会の委員が守秘義務を犯した場合、もちろんその判断は総理大臣がなさるわけでございしますが、私どもはそれに該当する、そう理解します。

○粕谷照美君 そうすると、おかしいですね。正規に総理大臣から任命をされた臨教審の委員は、守秘義務に反するとこの委員を罷免される、それ

で終わり。ところが、この専門委員の方は、刑事罰が科されるわけですね。どちらが重いか上だとかということはないと思いますけれども、委員には罷免で、なぜ専門委員には刑事罰が科されるんですか。どうですか。

○衆議院議員(深谷隆司君) もともと政府の原案でまいますと、審議会の委員も国家公務員法の百条に該当する形になっていたわけですね。私たちが、先ほど申し上げましたように、国民の皆さんに理解と協力を得るために、選ばれたお人というものの同意は国民を代表する両院の同意を得てというふうに、あえて別扱いにしたわけですね。したがって、別扱いにした場合には一般職の公務員のいわゆる国家公務員法に該当いたしませんので、他の従来からの審議会の規約等も参考にしたし、昭和三十年以降の審議会もこのような守秘義務規定を設けておりますので、そういうものに基いてその文言を付加したわけでございます。

○粕谷照美君 確かに、三十年以降、各種審議会との横並びの関係でそのような法律をつくられたかもしれない。しかし、私も立法の関係の方々に何人かお伺いしたわけですが、このようにな立法上の不整合なんというのはいささか、だというふうに言います。法制局、どうですか。

○衆議院法制局参事(松下正美君) お答え申し上げます。

先生御指摘のように、臨時教育審議会の専門委員の守秘義務違反については罰則があるのに、委員の守秘義務違反については罰則がないのは問題ではないかという御批判もあろうかと存じます。臨時教育審議会の専門委員は一般職の国家公務員でありますので、他の一般職の国家公務員との均衡上国家公務員法を適用いたしまして、守秘義務違反については罰則をもって臨むこととせざるを得ないかと考えられるわけでございます。

これに對しまして、臨時教育審議会の委員は、衆議院における修正によりまして特別職の国家公務員となりまして、一般職の国家公務員との均衡を考慮する必要はないわけでございますし、また臨時教育審議会の性格でありますとか、「委員は、人格識見共に優れた者のうちから」任命することとされていることから判断いたしまして、守秘義務違反については罰則を設けるほどのことはなく、守秘義務の担保といたしましては、その違反に對し罷免をもって対処すれば十分ではないかというふうに考えたわけでございます。

○粕谷照美君 そこが不思議なんです。理解がいかないんです。なぜ委員は秘密を漏らしたときにはやめさせるだけで終わって、同じ教育改革の審議を預かる、実質的には専門の分野で大活躍をされるその専門委員は刑事罰が科されるんですか。これは法的には何でもないんですか、こういうことは。文部大臣、どういふふうにお考えになりますか、法律の専門家は横並びのことばかり言っていますけれども、教育改革を行ってもらう委員としてのこの法律上の整合性のないことについて。

○国務大臣(森喜朗君) 政府といたしましては、当初、修正をされる前の法案としてお願いをいたして、これも国会には私もこれがいささかな角度から検討して最上のものであらうという考えから政府原案を提出したわけでございます。審議の結果によりまして衆議院でこれが修正をされたわけでございますので、私もどうもいたしましては、それが修正を加えられたことによつてこうした規定が設けられていったというふうに考えざるを得ないわけでございます。法律的な解釈等についての疑問、先生からそういう矛盾という点についての考え方については、これは法律の事務的な、技術的なことでございますので、必要がございましたら政府委員から答弁させていただきます。

○政府委員(齊藤尚夫君) ただいま大臣から御答弁申し上げましたように、修正案そのものについてお答えできる立場ではないわけでございますが、一般論として申し上げますならば、両議院の同意を得るという審議会につきましては、すべて

同様の問題が生ずるわけでございます。委員につきましては特別職の公務員、そして専門委員につきましては一般職の公務員という別々の法制の適用を受けるということになるわけでございます。

○粕谷照美君 これは、私どうしても納得がいかないんです。委員長として統一性を求めているのだかと思ひますけれども、これは議員が出してきたのだから政府は知れんよというふうな態度じゃないですか。

○委員長(高平公友君) 私からお答えしますが、あなたが今、文部大臣にお聞きになり、それから修正者にもお聞きになり、それから法制局からもお聞きになって、その中で判断をいただかぬと。私の方からは、どうするとか、統合した物の考え方はちょっと申し上げかねます。

○粕谷照美君 それはおかし、人ごとのようなことを言っているから。議会が修正してきたのだからという感じがしないですか。

○委員長(高平公友君) これはお聞きの中で御判断をいただきまして、まだまだ審議は続けられるわけですから、午後もあなたの方で続けられますから、今後の審議の一つの資料としていただきたい。今までの理論展開の中で、前回こういう質問があったからこうだという意見を展開しておいでになりますから、そういう中で、ここで終わるわけでありませんので、次の方を続けていただきますか。

○粕谷照美君 それでは、この点についてはどうしても納得がいきませんので、質問は保留をしておきます。

これについて修正案提案者にお伺いいたしますけれども、この教育改革の審議に当たって秘密を漏らしちゃならないといふけれども、秘密事項というのは教育改革を審議するに当たつてあるのでしょうか。

○衆議院議員(深谷隆司君) 一般職の国家公務員の場合に、典型的な秘密の例としては、例えば入札価格とかいろいろあります。このたびの審議会の委員に關してはそういうものはございせんけれども、審議の過程の中で、例えば個人のプライバシーを侵害するような具体的な名前が出るとかいうようなケースは十分考えられるのではないのでしょうか。私が勝手に想像する事柄で申し上げれば、青少年の非行化の問題あるいは非行化を統出した学校の問題等々議論の中でかなり出てくる、それはわかりませんけど、これは審議会の皆さんがやることですから。そういう中で出てきた例えば学校名、個人名、そういうものがいわゆる一般に流された場合にはどういふふうなところを考えると、おのずから守らなければならぬ秘密というものは審議会の過程でも起こってくるように思ひます。ですから、公共全般の利益に反するようなことを、そのことがつまり個人のプライバシーにかかわること等々、さまざまなことをそれなりに想定してまいりますと、審議会の審議の過程の中で守らなければならぬ部分というのは出てくるのではないだろうか、そういうふうに思ひます。

○粕谷照美君 その程度のことには私は秘密なんということにならないと思ひます。文部大臣、どうですか。教育審議に当たつて、教育改革を審議しようというときに当たつて、文部大臣がこの人こそは人格、識見ともにすぐれた方だと任命される方がそんな秘密を漏れいするなんということ考えられますか、西山事件じゃあるまいし。どうですか。

○国務大臣(森喜朗君) 臨時教育審議会でのこの事項をどのように審議するかということについては、これはまだ明らかではないわけでございますが、その中にどのような秘密が考えられるかというふうなことにしても、今お答えを申し上げるというのには極めて困難なことだと思ひます。しかし、一般論として申し上げます、やはり教育をどう改革するのか、教育をどのような制度に進めていくのかといった議論をすること自体には私は秘密性というものはあり得ないだろう、こういうふうに考えております。

○粕谷照美君 秘密がないのにわざわざこんな言

葉を入れることもないというふうに思うんですけれども、どうもこの法案は何かおかしいですね。ところで、この任期中にもし秘密を漏らした、罷免しなければならぬというような場合には、当然、本人はどこかの場所ですり明なり、その理由の説明などを求めることができると思いますが、どうですか。

○政府委員(齊藤尚夫君) 一般職の公務員でございますと不利な処分を審査請求その他の手続があるわけですが、特別職につきましてはそういう保障の手続はないわけでございます。

○粕谷照美君 だから、必要があるのではないかと申しているわけですが、専門委員はそれは認められるわけですね、刑事罰も食われるわけですから、委員はそれがないわけ、その理由を説明してもらい権利、本人の弁明をする権利、これは与えられたいと思いますが、提案者がいかにですか。そんなようなことは、ここに考えているのでしょうか。

○衆議院議員(深谷隆司君) 私どもは、審議会の委員の方々がさまざまに議論される過程の中で、一般的に公開されてはならない事柄というのがある。いろいろ出てくるであろう。先ほど申し上げたはかに、例えばまだ公開されていない資料が要求されて、それが審議会の審議の材料になる、こういうような場合に、それが漏れてしまったりした場合に公の適正な運営とか遂行に支障を来すおそれがある、そういう場合には当然守るべき秘密と考えていいのではないだろうか。こういうような規定を設けることによって審議会の皆さん方が守るべき秘密を守りたいて、そして議論は十分になされる、そういう状態がで上がる、こう考えております。

○粕谷照美君 私もうそだというふうに思います、本当に人格、識見がすぐれた方なんです。しかし、それにしても、あり得る可能性があるから法律をわざと入れられたわけですね。そして、もしその法律によって罷免をされたというような場合には、当然、本人の弁明なり、そういう

理由を聞くというようなことが保障されていない理由はないと思うのですが、それが入っていない理由は何かと先ほどからうさく聞いているのは、ちょっと今の御答弁とは違うんです。

○衆議院議員(深谷隆司君) 委員は、総理大臣が任命する際に両院の同意を求めることになっておりますが、罷免についても同様でありますから、そういう過程の中でそのお立場を明確にし、自分のお立場を守ることは可能だろうというふうに思っています。

○粕谷照美君 罷免というのは一方的に首を切るということではないんですか。本人が嫌だと言えば、これは大丈夫なんです。

○衆議院議員(深谷隆司君) そういうことではありませんが、第五項に書いてございまして、「委員たるに不適当な非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる」と、こういう規定になっておりますから。

○粕谷照美君 そうすると、議会の同意を得てということであれば、議会に対して本人の立場を説明する、そういうチャンスは与えられるわけですね。我々同意しようにも反対しようにも、おっしゃることがわからなければ、議事録も公開しませんが、会長の一方的発表だけでその人が罷免されたり前ですなどというふうにはちょっと判断しかねるんですが、その辺の保障はどうなっておりますか。

○衆議院議員(深谷隆司君) これは罷免の案件がどのような内容かということの問題等は、やはり議会で決めることであると私どもは判断します。国会で決めることだと思います。

○粕谷照美君 これは大変な問題だというふうに思うのです。罷免をされて黙ってやめていかねばならないなどという、そんなことでは私は人権侵害だというふうに思うんです。この点については、それでは質問を保留いたしまして、後ほど明確な御回答をいただくようお願いいたします。

それでは、官房長官との時間が合いませんので、最初に質問する予定でしたのですけれども、前が手間取りまして、大変時間がなくなつて質問をすることを許したくないと思うんです。

第二臨調答申とこの教育改革の関連についてでありますけれども、総理が四月二十五日の衆議院本会議で、「臨時行政調査会の答申は政府は尊重すると申し上げまして、国民的支持をいただいておりますのでございまして、教育改革につきましても、今まで行いましたこの臨時行政調査会の答申等につきましては、今後また尊重してまいりたいと思っております」と、この総理のお話を、官房長官としてはお聞きなさいと、この御判断をいただいております。

○国務大臣(藤波孝生君) いわゆる臨調の答申を受けて、政府としてはこれを着実に実行していくように努力をしております。と、来年度の予算編成等につきましてもいろいろ意見をいただいていたところでございます。これらをやはり政治の基本路線と考へまして、着実に前進をさせていく、そして六十五年度までに赤字公債依存体質からの脱却を図るためのいろいろな施策を講じていく、あるいは肥大化した行政を改革いたしまして、そして簡素で効率的な政府をつくっていく、そういう改革を進めていくとしておるわけでございます。これは基本線でございます。

臨調答申が出発をいたしました、いろいろな教育論議がそこで起こってくるわけでございます。い、いわゆる教育を改革し、充実していくためのいろいろな御議論あるいは答申がまとめられてくるだろう、こう思うのでございますが、全体的な流れとしては行政改革の路線で参ります。これは一つの政治の大きな流れであります。しかし教育を充実していくという、非常にこの時代の最も大事な政治課題に於いては、今度の審議会が出發をして御議論が深められていくとしておるわけでございます。そこでは特に矛盾するということ

ではなくて、臨調答申の中で出てくる話は決してお金の話だけではないだろうと思ひますし、いろいろと社会の変化に対応してどう教育を進めたいのかという、いろいろな総合的な検討が加えられるのでございましょうから、その御議論を大事にして、答申を受けて政府がこれを実行していく、こういうことで進んでいきます場合に、先ほど総理が申し上げたような意味で、決して矛盾しないように進んでいくことができるのではないかと、こんなふうに考へておるわけでございます。

○粕谷照美君 私は、その矛盾をしないというのがどうしてもわからないんです。臨調答申の答申が臨調基本答申の打ち出したものと相反するといふ部分があることもあると思うんです。これは想像でしかありませんけれども、そうした場合に、今の官房長官のお話によれば、お金のことはかりではないと思ひますしとおっしゃったので、金のことが余りかかるといふことはやることができませんけれども、金の中でやってもらわなきゃ困りますというように受けとめたんですが、どうでしょうか。

○国務大臣(藤波孝生君) どういうような臨調答申の論議が進められるのか、どういうふうな答申が出てくるのか、これは審議会が出發をいたしました。委員の方々の極めて自主的にお決めのいたしたことでございまして、今から予測することは難しいと思ひます。ただ、先生が今御指摘になりましたように、その中には臨調路線と比較をして非常にぶつかつていく面が出てくるのではないかと、そういうこともあり得るだろう、こういうお話でございますが、それはあり得るだろうと思ひます。教育をどのようにして改革するか、充実していくかという議論の中で、私はその御議論が、さっき教育基本法の話がありましたけれども、そこで起る御議論というものが全部今の臨調路線の中でなければ議論できないなどということではないと思ひます。そういう意味では自由闊達にいろいろな御議論がむしろあつていい、こう思ひます。

ただ、それを答申を受けて実行していきます中で、もちろんその答申を正しく受けとめてこれを尊重して実行していく、そのために諮問をして答申をお願いする審議会を出発させるわけでございますから、当然それを受けて政府はこれを実行していくことになるわけでございますけれども、そこは大きな流れの、政治の大道としての臨調の路線と、そこで個別の問題としてこなしていくべき教育をどういうふうに改革していくかというところを、私はいまは三年間かけて御論議をいただくわけでございますから、そのときの政府なり文部省なりというものがその答申を受けとめて、そしてこれを実行していく場合に、十分そこでまた政府部内で論議はしなきゃならぬだろうと思ふんです。そして、それをこなして実行に移していくという姿勢が教育をよくしていくという立場から要求されるだろう、このように考えております。

それは、確かに臨調路線というのが一つございませうけれども、個別の問題を実行してまいります場合に、例えば今度行革審が臨調答申の線に沿って意見書をまとめられて、それが二十五日に意見書が出まして、それを受けとめてきょうの閣議で概算要求基準が決定されたわけでございます。最後までいろんな省庁が大蔵大臣に對しまして、それはそうだろうけれども我が省にはこういうふうな問題点がある、新しい政策の芽を出したい、こういうことであるような要求が出てきて、一般的にはそういう基準が大蔵大臣から定められましたけれども、それではどれくらいに定めていくかというところについて、けさの未明までかかりまして、主な大臣はほとんどけさまで寝ておりませんが、そこで論議が交わされて、やっときょうの朝の閣議に間に合った。

きょうの閣議では概算要求基準を決定し、そして行革審の意見書を受けとめて最大限これを尊重して実行していく、こういう態度も決定したのでございませうが、それでもなお、決定した後、外務

大臣から、ODAの予算についてはこれは最大限の配慮をしてもらわねえと困る、国際社会の中で日本の非常に大きな責任だという御発言があり、文部大臣から、どうしても教育を充実していこうと思うと文教予算に金がかかる、だから臨調路線はあるけれども文教の予算については十分配慮してもらおうようにお願いしたいという御発言がありました。

そんなふうにして、大きな流れはありますけれども、その中で決して新しい政策の芽を全然出しちゃいかぬということを書いておるわけではなない。むしろ、変化していく社会にどう対応していくかということが行政の大きな課題でございまして、どのようにいい教育を進めていくかということをお願ひする臨教審で御論議いただいて答申をいただくということでございますから、その中で出てくる一つ一つを実行していくということにつきましては、それはその時点その時点、その項目その項目について十分政府部内で論議をしてその課題をこなしていくようにしなきゃならぬ、こんなふうに思っております。どういふ答申が出るか今から事前に予測いたしますことはかえって審議会に對して失礼なことになりますので、いづれ答申を受け取った後の政府の態度ということになりますけれども、そこは十分両方矛盾しないようにこなしていくというのが政府の責任にならう、このように考えておる次第でございます。

○柏谷照美君 時間が参りましたので私はこれで質問を終わりますが、確かに今、官房長官がおっしゃったように、行革審の七月二十五日の報告書などを見てみますと、七月二日、七月九日と出された各小委員会のよりは微妙な言葉の違いがあるわけですね。例えば第五次義務教育諸学校学級編制、いわゆる四十人学級の問題とか、あるいは高等学校の生徒がふえるのだけれど先生は余りふやさないようにせよとか、こういうようなことについて七月六日には厳しく抑制するところであったが、七月九日にはそれがとれまして、そして極力抑制する、ちょっと微妙な違いがあるわけ

です。それから縮減するなどというのも、七月二日だったら大幅に縮減するところであったのが、七月九日、二十五日には大幅が抜けて、単に縮減するに なっている。やっぱり臨調行革の締めつけ、締めつけという言葉は悪い、私どもは締めつけと言いますが、その枠を超えることができるという私は感じがするわけですね。先ほど、米俵にしても、けさほどの防衛費の七割の突出にいたしましたも、言ったところであります。そういう意味で、文部大臣に最後をお願いいたしますのは、新しいことをやるのじゃなくて、四十人学級とかあるいは過大学級の解消、こういうことを率先して、これなくして教育改革なんて語る資格は文部省にはないというぐらゐの感じで努力をしていただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

○委員長(高平公友君) 午前の質疑はこの程度とし、午後二時まで休憩いたします。

午後二時四十三分休憩

午後二時五十分開会
○委員長(高平公友君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、臨時教育審議会設置法案及び国民教育審議会設置法案の二法案を一括議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひします。

○菅野久光君 私は、昭和二十三年から四十九年まで義務教育学校教員として勤めておりまして、約二十七年間現場で経験を積んだ、そういう立場で今の教育の置かれていた状況を考えたときに、本当に戦後の歴史をずっと考えていって、今日、教育改革が叫ばれるようになった原因といひますか、そういったようなことについては私なりにいろいろ考えているところがあるわけでありまして、そういう点で、この臨教審の法案を審議するに当たります、今までの審議の過程で、大臣はたびたび、この委員会ではいろいろ御論議いただいた

ことを審議会の委員の皆さん方にひとつ参考にさせていただいて、このように申されておるわけですが、けれども、この委員会が審議されたことがこの臨教審の委員の方々の審議に十分参考にしてもらうというところについては変わりがございませうか。

○国務大臣(森喜朗君) 教育改革を進めるに当たります、広く国民各界各層の御意見も十分聴取をしながら進めたい。それからまた、論議をいただきまして政府が答申をしていただくことにつきましても、やはり国民の理解と協力を得なければ教育改革は進められるわけではないわけでありまして、したがって、それぞれのいろんな立場から御意見をいただくというのは、いろんな立場で審議会が御判断をいただくと思ひますが、この臨時教育審議会設置法案を国会で御審議をいただいておりますこの過程で、衆議院、参議院、あるいはまた予算委員会等で、各先生方はそれぞれ国民を代表するこれは国権の最高機関におられる代弁者であります。その代弁者の皆様方から設置法案の審議の過程の中で教育に対するいろんな御意見が出ておったということは、やはりこれもまた大変大事な、審議会がいろんな御参考になる意見として当然これは尊重されるということには私はあつて当然のことであらうというふうに考えますし、運用を進めてまいりますことから事務局の者たちも、当然スタートいたしましたからこのことでございませうが、国会でどのような問題が論議されて、どのような問題が大変関心が多かったかということなども十分事務局でこれを取りまとめておくということも極めて大事なことであらうというふうに考えておりますので、今、先生から御質問いただきましたように、今もそのことについては全く考えは変わっておりません、こう申し上げておきたいと思ひます。

○菅野久光君 大臣のこの委員会審議の初めから変わらぬ答弁をいただきました。私も今本場に教育にたぐさんの問題がある。そういうことで、特に私は現場にかかわっており、その後も教育にかかわる仕事をしてきた関係から、現場における

いろんな問題を提起してお互いにこの論議を合
う、そういうことが審議会が発足するとしてもや
つぱり大事なことだというふうに思つて、実は委
員長、審議時間が私も六時間ぐらゐあるのではな
いかというふうに思つておりましたが、きょうは
とりあえず三時間ということでこれから審議を進
めさせていただきたいというふうに思つておりま
す。

最初に、何といつても今問題なのは、共通一次
の問題ではないかというふうに思ふんです。これ
は大学の入試、それから高校の入試、全部連動し
てきますので、まず臨教審の法案に先立つて、今
いろいろ教育の荒廃が叫ばれ、そしてその中で一
番大きな問題だというふうに国民が感じているの
はこの入試の問題ではないかというふうに思ふわ
けで、法案の審議に先立つて、これは文部省の国
有事務の一つでもありますので、この改善、再検
討について文部省の考えをただしたいというふう
に思ひます。

共通一次テストは、一九七九年に導入されてか
らこゝして六回目を数えたわけですが、早くもそ
の弊害がさまざまに指摘されているわけでありま
す。これを改めようとして現在、政府は国大協に検討
を依頼しているわけでありますが、その進捗状況
をお聞かせいただきたい、このように思ひます。

○政府委員(宮地寛一君) 御案内のとおり、共通
一次試験制度につきましては、当時、大学入試に
ついて随分議論がございまして、ただいまの制度
を取り入れることになったわけでございます。共
通一次試験では高等学校での学習の基本的なこ
ろを見る、各大学のそれぞれ特性に応じた分野に
ついて二次試験でそれぞれ各大学が特色を持た
せた試験をするということで実施をされてきたわ
けでございます。基本的にはそういう考え方で取り
入れたわけでございます。私も順次この二次
試験の改善も進んでおるといふぐあひには見
て、一応そういう意味でこの改善については評価
を得ているものと理解をしておるわけございま
すが、ただいま先生御指摘のとおり、今日まで六

回の実施を経まして、関係者からいろいろな点に
ついて指摘をされている点が出ております。

具体的には、国公立大学を志願いたします者す
べてについて五教科七科目を課していることにつ
いて、これは画一的で過重ではないかというよう
なことが言われております。その科目数の削減と
いうことの検討が必要ではないかという点が一つ
言われております。それから、これは主として高
等学校の授業の問題との関連があるわけございま
すが、高等学校の三学期への教育の影響という
ことを考えて、共通一次試験の実施期日を繰り下
げる必要があるのではないかとこの点が言われて
おります。そのほか、二次試験についてはさらに
一層の工夫をするというように、国立大学
への受験機会、従来は御案内のとおり一校、二
期校ということでございしましたが、それが現在の
体制では基本的には一回ということございま
すので、受験機会をふやすために、例えば推薦入学
でございすとか、あるいは定員を留保した二次
募集の拡大というようにいろいろな点がある意見
として出されておるわけでございます。

そこで、それらの意見も受けまして、国立大学
協会では改善策の検討を行つていただいております
わけでございます。国立大学協会の検討の状況で
ございすけれども、昨年の秋以来、国立大学協
会の中に第二常置委員会というのがございまし
て、そこが検討いたしておるのでございすけれ
ども、特に入試問題について国会等の御議論が随
分大きく出てきたことを受けて、単に試験の
技術的な観点ということだけではなくて、基本的
なところまで立ち返つて検討すべきであるという
ようなことから入試改善特別委員会というものが
設けられました。ただいま申し上げましたような
指摘の点について検討をされているというのが現在
までの時点でございます。

先ほどの問題点の中で、六十年分度については、
とりあえず共通一次試験の実施期日については二
週間程度ずらすということ、具体的な日については
一月二十六、二十七日に行うということが決ま
つておるわけでございます。それから教科、科目数
の問題については、これは非常に影響するところ
も大きいわけでございます。各大学の状況など
について、先ほど申しましたようなアンケート調
査等も実施をいたしまして、そのことが秋の総会
に報告をされることになるかと思ひますが、私
どもとしては、この問題についてもなるべく早く
に結論をいただくように、国大協の検討について
は急いでいただくようお願いをしております
でございます。

なお、二次試験のあり方については、例えば第
二次試験で学力検査を行つていない大学などにつ
いても順次年度を追つてふえてきておりました。
そういう点での各大学での改善の努力というもの
はそれなりに見るべきものがあるのではないかと
思つておりますが、いづれにいたしましても、大
学の入学試験そのものについては、これは国大協
の関係者を中心に御検討をいただかなければなら
ない課題、かように考えております。

以上でございます。

○菅野久光君 そうしますと、共通一次の問題に
ついては、今の改善の方向、どのようにやつてい
くかということとは主として国大協側に検討を依頼
しておるといふことが、いろいろそこでやつても
らつておるといふことで、受ける側の、高校側の
方に対してはどのような文部省としては改善の方
向について、働きかけといいますか、調査とい
いますか、そういったことをやっておられるん
でしょうか。

○政府委員(宮地寛一君) 文部省の中には入試改
善会議という、やはりこれは高等学校側の代表、
それから都道府県教育委員会の代表、それから高
等学校の現場の先生方、そういう方々に入つて
いただいております入試改善会議というものを
持っております。そこで全体的な問題点も検討をして

いただきました、それぞれ関係各方面の方々の代
表には入つていただいて、そういうところで具体
的な御意見を承るといふような仕組みは一応、文
部省の中に持っているわけでございます。

○菅野久光君 制度を改革するということにつ
いては、現状がどうなっているかということをし
かり把握して、そこにどんな問題が生じ、どこに
その原因があるのかということをしかり把握
し、分析をしていかなければ本当の改善というこ
とはできないわけですね。そういう意味で、文部省
はこの共通一次テストを導入した後、主として高
校教育にどんな問題が生じているか、具体的にそ
の調査をしたということはどうですか。

○政府委員(宮地寛一君) 先生御案内のとおり、
共通一次の実施のために入試センターというの
が、これは国立大学の共同利用機関という形で置
かれておるわけでございます。そこで共通一次の
評価といふことが、そういうようなことについて
もそれぞれ専門家の方々に専門委員会をつくつて
いただきました。各教科ごとに評価をし、そう
いう意味で高校の関係者についても、そういう専
門的な分野につきましては入試センターで具体的
な取り組みをしていただいておりますわけございま
す。

しかしながら、その点は、ただいま非常に大き
な議論になっております。例えば受験生の負担増
についてどう考えるかという基本的な問題、いわ
ば受験生自身の立場に立つた検討ということが必
要ではないかというぐあひに私も考えておるわ
けでございます。とかく教科を担当している者
にとつてみますと、例えば高等学校の先生方
に言いますと、担当している教科が軽んぜられるとい
うことについては先生方御自身のいろいろな御意見
もあるわけでございます。しかしながら、大学入
試そのものの、全体について言えば、今非常に大事
なのは受験生の立場に立つた検討ということが必
要ではないかということが言われておるわけござ
いまして、私もそういう観点からの検討、
見直しが必要ではないかというぐあひに感じてお

ります。
技術的、専門的なことについては、ただいまも御説明しましたような大学入試センター自体でいろいろと専門家のお集まりも持って検討はされているところでございます。

○菅野久光君 入試検討委員会とか、あるいは改善委員会とか、そういう国でやられる機関には、大体実務をやっておられない校長さんとか教頭さんという方が出られることが多いんです。そういう意味では、本当に現場の実態というものをなかなか把握し得ない、そういったような状況があらうと思うんです。

では、いろいろ高校の現場のことについて文部省としてどのように把握しておられるのか、以下、若干の問題についてお聞きをしたいと思っております。

共通一次のテストを導入した高校の現場では、高校教育の正常化にこの共通一次が役立つというふうな文部省としてはお考えでしょうか。

○政府委員(宮地實一君) 共通一次が取り入れられました当時、やはり大学入試問題全体が大変いろいろ議論があったわけでございます。そこで、入試がそれぞれの大学で取り組まれておりましたときに、どうしても選抜の方に偏りまして、いわゆる難問、奇問といえますか、そういうものが出されることによりまして高等学校の正常な教育というものが非常に影響を受けるというようなことが、最初この共通一次が取り入れられます当時、そのことが一番議論が出てきたわけでございます。そこで、共通一次という現在の仕組みで取り組むということになったわけでございますが、基本的な点は、先ほども申しましたように、高等学校教育の基礎的、基本的な学力の到達度を見るというものが共通一次の基本的なねらいでございます。そういう意味ではいわゆる難問、奇問と申しますか、そういうようなものが基本的には排除されることになりまして、いろいろ御指摘はございますけれども、共通一次試験の問題全体から申せば、高等学校教育全体から見れば、それが高等学校

校の正常な教育という観点から見れば、ただいま取り上げられております共通一次の問題のレベルといえますか、そういうようなものはおおむね評価を得ている中身だというぐあいに私どもは理解しております。

○菅野久光君 テストの中身はそうですが、高校教育全体という形で見た場合に正常化されたというふうな判断されますかどうかというふうにお伺いしているんです。

○政府委員(宮地實一君) 基本的には試験の内容、レベルについては今御説明をしたとおりでございますけれども、一つには、これはむしろ受験生の立場ということになるかと思っておりますけれども、私立大学の試験でございまして、これが教科数がある程度絞られた形で実施をされておる。国立大学を受験する場合に共通一次で五教科七科目で一応対応しなければいけない。そういったしますと、私立大学だけに志願する受験生にしますと、限られた教科についていわばそこを中心にするというふうなことになると思います。私学だけに対応する者よりも、国立大学を受け、かつ私立大学を受ける者にとっては非常に負担感といえますか、そういうようなものが大きいということが言われていたわけでございます。しかしながら、私ども、高等学校のいわば高校長協会の御意見というところになるわけでございますが、五教科七科目という今の共通一次の体制については若干一部の手直しは必要であらうけれども、五教科五科目ぐらいいはぜひしてほしいというような声が基本的には強いわけでございます。したがって私ども、共通一次の現在の試験の制度そのものが高等学校教育全体について非常にそのこと自身がゆがんでいる形になっているというぐあいは理解をしております。そういうわけでございまして、むしろ、五教科七科目というような形で高等学校である程度基本的な、基礎的なものを修得すべきものについて試験をする今の仕組みそのものは評価されているものというぐあいに考えております。

○菅野久光君 時間がそんなにございませんの

で、できるだけ簡単にお願したいんですが、なかなかすかつかつと言えないところにいるような問題があるのだからというふうには私は思っています。受験競争の緩和にそれでは具体的に役立ったかどうか、それはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(宮地實一君) 先ほど申しました個々の大学がそれぞれ試験に取り組んでおりました当時、入試そのものが非常に難問で選抜ということが強く出されて、いわゆる難しい難問で行われたということに対しては、この共通一次試験の仕組みというものは緩和には役立ったものと私どもは評価をしております。

○菅野久光君 それでは、学校内外での模試とか予備校通い、これについては以前よりもふえたのか減ったのか、その辺は具体的にどのように把握しておりますか。

○政府委員(宮地實一君) 的確な数字を資料として申し上げるだけのものを手元に持っていないわけでございますけれども、浪人の合格率が高まっているというふうなことからすれば、やや予備校などが従来よりはよりウエートを持ってきたと申しますか、そういう状況にあるのではなからうかと想像されるわけでございます。

○菅野久光君 それじゃ、学校行事とか、生徒会への参加とか、クラブ活動などの状況、これがどのように変わったのか、あるいは三年生三学期の出欠状況がどうなのかということについては、具体的には調査をしておらないというふうな申し上げてよろしいですか。

○政府委員(宮地實一君) 高校の三年生の、例えば秋の文化祭とかその他の点について、出願期日が従来十月一日から十五日でありました関係上、その点が影響があるのではないかとこの点が言われてまして、これは明年度から出願期日については十一月一日から出願期日を繰り下げるというようなことで、高校の三年生の秋の学園祭とか、それらの点について改善をするというふうな考え方で出願受け付けの期間は繰り下げたわけでございます。

ます。
○菅野久光君 具体的に、教育現場がどうなっているかということや数字で調査したということはないということですね。その辺、簡単に答えてください。

○政府委員(宮地實一君) その点の調査をいたしております。

○菅野久光君 例えば高校入試の問題にしても、今度の共通一次の問題にしても、私はその辺に現状認識という点でいろいろ問題があるのではないのかというふうには思っています。机上の空論とまでは言わなくても、観念的なことで事を処そうとするところに私は根本的な解決といえますか、改善の道を探ることができないのではないかとこのように思っています。

それで、実は日教組の第三十三次、日高教は第三十三次ですが、この教育研究全国集会で、「大学入試改革への提言」という愛知県の高専学校の見崎さんという方のレポートがあります。これは組合がやったとかやらぬとかというところではなくて、現場の先生がこの問題に具体的に今の状況を何とか克服しなければならぬという熱意の中で行っておるわけですから、そういうことについては謙虚にこのレポートの結果をひとつ受けとめていただきたいというふうには思っています。

このレポートでは、共通一次テストは一九七九年に導入され、今日まで六回を経た。この間、このテストに対する批判がずっと高まり、部分的改善が行われてきてはいる。しかし、部分的改善ではもはやどうにもならないことが実態的に明らかになってきている。ことしの教育研究全国集会に提出された愛知高専の見崎徳弘氏のレポートもその一つだ。見崎レポートは、八二年の四月に実施した東海三県の統一アンケート調査を分析したもので、回収率は百五十九校、普通高校が百十五、職業高校が四十四に及んでいます。その結果、次のような状況が判明した。

共通一次は高校教育の正常化に役立ったかという問いに対して、役立ったが四校、変わらないが

四十一校、悪くなったが八十九校。

それから受験競争の緩和に役立ったかという問いに対しては、役立ったが二校、変わらないが六十校、悪くなったが七十四校です。

それから校内外の模試や予備校通いは実施前に比べて減ったが、ほぼ同じが三十七校、ふえたが六十五校です。

次は、学校行事や生徒会への参加は、実施前と比べて受験者十から九十九人の高校の二六％、百人以上の高校の四四％が消極的になったと回答しています。

また、三年生三学期の欠席状況は、百人以上受験する高校では、五十五校中三十四校がふえ、十人から九十九人でも三十四校中十九校となっています。

共通一次の導入が高校三年の三学期を大きく変えている、そのようにこのレポートは言っているわけですが、このレポートによつて、高校教育が共通一次テストの導入で大きな変化をこうもしているということがわかるというふうに思っています。問題はまだまだあるわけですが、文部大臣にお聞きしたいわけですが、マークシート方式は高校生の学習活動にどんな影響を及ぼしているとお考えでしょうか。

○国務大臣(森喜朗君) 具体的にマークシート方式につきましてもお答えを申し上げる前に、先生がいろいろと今数字をもってお示しになりました。私も総理も、教育改革をなぜ政府全体でしなければならぬという考え方があったのか、これはぜひ御理解をいただきたいのでありますが、私も、十五から十八歳という高等学校、これは人生において最も大事な時期だと思っております。この時期に受験のための技術的な勉強だけをしておるといことを、私もこれは看過できない、こう考えました。

当時、共通一次の問題が出てまいりました際に、私もまだ党で文教の仕事をしていましたときに、高等学校でクラブ活動、文化活動でもいい、あるいは生徒会活動でもいい、スポーツ

活動でもいい、十二分に青春を謳歌して、そうしたことをやるその傍らというとおしかりをいたしたくありませんが、もちろんメンは勉強することであるのは当然であります。そういう課外のサークル活動やクラブ活動ができておつても、十二分に高等学校の教育の到達程度をはかるという試験にやってもらえないだろうか。先ほど宮地局長からも申し上げましたように、疑問、奇聞、大学の先生が解答が書けないような問題を当時出しておる。私は、こんなばかげた高校教育というのはあり得ない。私どもの党の立場は、もちろん社会党さんもうであつたと思ひますし、各政党も皆そういう考え方は持っておられたと思いますが、当時、自由民主党の私も文教部会としても何とかこのところを改善してもらいた

い。しかし、基本的に大事なことは、大学に学生を入学させ、進学をさせ、あるいは退学をさせ、卒業をさせるということ、これは大学の学長の固有の権限であります。総理といえども、文部大臣といえども、このことについてはさわれないということは先生も十分御承知でございます。したがって、何事も国大協に任せろのかという疑問はございしますが、大学自体でできるだけの改善をしてもらいたいということもあつて、そういう高等学校の勉強をしながら、スポーツ活動もしながらという学問の到達度を見ようということ、この共通一次はそれなりの役割は一応果たしたと思ひます。

ただ問題は、マークシート方式がどうかということになれば、私は端的に言つてこのことはよくないと思つております。結論から申し上げれば、ただ、わずか決められた期間に、三十数万人の学生を、しかも北海道から沖縄に至るまで、特に一月から三月なんというのは、最も天候の差の激しい、泳げる沖縄があるかと思へば、北海道のような吹雪もある。私どものような北陸も雪が降る。先生のところも旭川で、一番極寒の地帯です。こういうところまで一遍に三十五万人の人が、一つ問

違つても大変なことになってしまうんです。一枚の用紙が漏れただけでも、これは試験としては無効になる。単に無効だけじゃなくて、その大学へ入る学生はどうなるかという問題まで考えなきゃならぬ。そういうことを技術的にクリアするためには、このマークシート方式しか現実には生み出せ得なかつたというふうに私はその点は理解をします、いい、悪いは別といたしまして。

したがって、私は、文部大臣に就任をいたしましたから、現下の問題点はどこにあるだろう、こう考えまして、国立大学の学長さん方とも数回意見を交わしてみました。しかし、端的に言いますと、五教科七科目は確かに過重だし、受験のためだけにこれがどうも勉強されている嫌がある。しかし、このところを、例えば科目数を減らせと言へば、さつき局長が申しましたように、じゃ、受験をしなくてもいい、試験科目にない科目は不要なものなのか。それぞれ先生方は、自分の持っている科目は最大に大事なものだと思つてやっておられるのに、そこは大学の試験にないよ、こう言つてしまふことがいいのか悪いのか、これは高校教育の体系全体の問題として非常に大事なことだ、こういうふうに思ひます。ですから、共通一次は共通一次の形としてやつて、できれば二次試験のところは学力などは問わないようなやり方はできないだろうかということも、私も党の立場から随分当時はお願いをいたしましたが、現実には二回目の試験のところがかえつて難しい、大学自体がむしろ難しい問題というよう

な傾向になりがちでございまして、そのことはいけないのだとはなかなか指摘できない文部省の立場もあるわけでございます。そういう中で、大学の関係者とも話し合つてみるといろいろな意見がございました。

私は、端的に言つて、高等学校で学んだものの、試験のときに学んだものの、勉強したもののが、社会で本当にそれが使われておるのかどうかということについてはかなり疑問を持ちます。それぞれの分野においては大事なところもございします。芸術

大学に行つて絵をやったり、あるいは音楽をやろうとする人たちまで理科、数学を絶対やらなきゃならぬのかということも、これも確かに疑問でございします。現実の問題としては、かなり傾斜配分の採点方式をやつていようであります。問題のテーマとしては、子供たちはそのことも、全体を勉強しなきゃならぬというのが現実であります。

ですから、こういうところをやはり何とか、いろんな議論を交わしてみますが、基本的には、五教科七科目が大変だとおっしゃるのだから、子供は国立大学に入つてもらわなくてもいいのだという、そういう極論を話される学者さんたちだつてあるんです、現実の問題としては。学者は、やっぱり学問を進めたいというところが大事なんだ。私は、余り勉強ばかりさせないようなやり方はできないだろうか、こう言つて学長さん方にお願ひをすると、そんなことを文部大臣が言つて、日本にとつて大事な人的資源、学問、研究というものがあなたの文部大臣の時代に学力が下がつたら、あなたはどうか将来責任をとるのか、こう言われると、私も若干そのところに立ちどまらざるを得なくなつてくる。

そういうふうに考えますと、だれもがいつでも勉強していいんですよ、しかしみんなが学問をやらないとどうも社会で評価されないという今の制度全体に問題がある。やはり高等学校だけで、あるいは中学校だけで世の中に出て評価してあげられる世の中になんかならぬ。口では評価されているのだといつても、学歴社会というものは現実の問題として存在している。そういうふうには考えれば、親の愛情として、でき得れば子供はできるだけ学校へ出して、将来のいい就職、将来のいい結婚を親としては何とかして保障してやりたい、こう考える。その親の過大な考え方というものが、子供に対する期待度というものが子供たちをそういう方向に押しやつていく。そのために突っ張りになる、学校の登校拒否も出てくる。それじゃ、できる者だけを進めようということになれば能力

別ということ、これは平等、差別という問題から見ていいのかという問題も、この間の先生との議論が出ておりました。そういうふうに考えますと、どのような分野に進んでも社会では的確に評価をしてあげられるような社会の仕組みをつくっていかなくてはならぬ。

そういうふうに考えますと、先ほど先生いみじくもおっしゃった。共通一次のところを改善して、このことは高等学校全体の教育の現場が改善されたと思えますかと先生おっしゃった。まさにそこだと思えます。受験の制度を一時的に、部分的に改善いたしても、結果的には教育全体のつながりというものを考えざるを得ない。幾らゆとりある教育をやれと言っても、ゆとりある教育というものは、受験に対する学問がそれだけ差ができてくるということでありますから、逆に言えば、受験の制度をどうするかということを考えてもらわなくてはならぬ。受験の制度を考えると、受験の大学のところだけで考えても、やはり勉強する者となし者との間に評価の面が差があらはれる、社会に出て。ということを考えますと、学歴社会全体というこの風潮そのものを考えて改めなければならぬ。

そういう角度から、私も、教育改革というのは政府全体で長期的に、そして文部省の中にある学問の体系からいっても全体がやらなくてはならぬし、また各行政の各部においてもいろいろ関連がございます。そのことも全部含めてこの改革をいたさなければ、今、菅野さんからいろいろ御指摘がありましたような、そうした教育の現場だけをよりよくしていくということにはなかなか通じにくい今日のいろいろなさまざまな問題があるというふうに私は受けとめて、政府全体の目でも臨時教育審議会という形の中でありとあらゆるいろんな部門の中で教育制度を体系的に検討していただきましょう、こういうことで臨時教育審議会の設置をお願いをいたしておるわけでございます。

マークシート方式がどうかということで答弁が

大変長くなって恐縮でございますが、先生と局長との議論の中から私自身もまた総理も、これは学者としてはいい学生を得て学問、研究を進めていきたいという学者の気持ちはよくわかる、だからといって受験全体に対しての病理現象、受験体制というものが世の中にいろいろな問題を起しているというこの問題に対して我々政治を担当する者は看過できないのではないかと、こういうことで教育全体を見直していく、社会全体が教育に対してどのようなあり方を求めるべきであらうかということも議論しようということになった一番大事な論拠はそこにあるのだというふうにぜひ理解をいただきたい、こう思うわけでございます。

○菅野久光君 大臣の話はうんちくのある話でいいんですが、時間が何せないものですから、もう少し要領よくひとつお願いをいたしたいというふうに思います。

大学の入試については、あくまでも全部大学側にその主体があるといえますか、そういうことで文部大臣といえどもそこには踏み込めないという趣旨のお話があったように思うわけですけれども、私は大学といえども国民の大学だということに思っています。しかも、この大学の入試が高校の入試、そういう受験体制につながっているというところを考えると、大学側だけの考え方ですべてをやるなどというふうなことは、私は事の本質的な解決にはならないのではないかと、これは一貫したものだといふふうに私は思っています。そういう国民の声とか、受ける高校側の状況とか、そういうことを判断しないで、大学側だけで私はお考えになるとは思いませんけれども、その辺のところをしっかりと踏まえた形でいかないと、本質的な改善にならないのではないのでしょうか。

○国務大臣(菅野朗君) 私が申し上げたのは、文部大臣という立場でありまして、文部省という立場でありまして、受験生を大学がどう採るか、どうこれを卒業させるか、あるいは進級させるかというふうなことは、これは大学の学長の持つて

おる固有の権限でございます、こう申し上げております。その問題全体について文部省はさわってはいかなぬということではない、それは私も承知をいたしております。しかし、学問の自由、あるいは大学の自主性、自治ということを考えれば、大学自体で選抜方式のあり方などについては当然、大学が固有として考えてもらうということは私は大事なことであらうというふうに思います。

しかし、今、先生から御指摘ありましたように、大学だけで当然考えているわけじゃありませんで、高等学校側の意見、あるいは受験生の意見も十分吸収をして議論されるということは当然であらうと思いますが、ややもすれば、これは私の感想であります、受験生の気持ちを本心に意を体してやってくださっているかということについては若干私も疑念を挟まなければならぬというふうに考えます。私は、これまた長くなるとしかりるんですが、大事なところで、端的に申し上げてはいるつもりでございますが、大事なところでございまして、高等学校の現場というのとはわけでありまして、高等学校の現場というのとはとても大事な意見だと思いますが、私も時々わからなくなることがあるんです。

この間、これはたまたま朝日新聞に出ておったことでございまして、高等学校の校長協会の共通一次に対する取り組み方のアンケートが出ておりまして、ちょっと見てびっくりしたんです。もちろん設問の仕方いろいろ問題があったというふうに校長協会から聞きましていただいても、五教科七科目はいかぬけれども五教科六科目ならいいというものはこれはどうしてなんだと僕は思っています。これはこれでどうしたらアラカルト方式、メニュー方式をやってもいいかとお願いをしているのに、それに賛成する意見が一七%しかなかったんです。ちょっと驚きました。

理由はいろいろあったと思いますが、やはり進路指導が非常に面倒になるとか、いろいろな理屈ありましたが、やはりさっき宮地局長が答えましたように、高等学校の教科の問題に私はいろいろ混

乱があるということが先生方が何となくそのところを心配をされたのではないかとというふうに感じました。非常に私は受験制度の改革というのは難しいものだということををつくづく知らされたわけでございますが、だからといって、これは看過できる問題ではないというふうに私自身は受けとめております。

○菅野久光君 今、大臣から高校長協会の話を聞いてびっくりしたというふうなお話がありました、実際にこれは担当している者でなければ出ないですね。それから形だけで問おうとしても、これは形だけのものしか返ってこない、本当のもののいうのは出てこないわけです。それで、今本当にみんな知恵を出し合って今の教育のこういっような状況というものを私は改善していかなければならない、そういうときだというふうに思っています。

今度、臨教審の法案が審議されて、いわば四十六年の中教審の答申が第三の教育改革ということとで喧伝されましたけれども、何かしりすばみ、今度のやつが第三の改革ということになるのでしょうか、なるとすれば、第二の改革でありました、戦後、敗戦になって日本のいろいろな政治のあり方を変えなきゃならぬというのは、陸軍省、海軍省、内務省、そして文部省をなくせ、これがGHQの一番最初の仕事だったわけですね。それで、初中局長でありました御木さんが日教組へ来て、頼むから文部省をひとつ残してくれということ、文部省と日教組が力を合わせてGHQに頼んで、そして文部省を残してもらった、それは歴史としてあるわけでありまして。

それで、なぜ日教組が文部省を残すかということなんです、これは中央教育審議会的な考え方が当時のGHQにあったわけでありまして、しかし、それでは予算をとるのにどうも何にしても、内閣の一員として我々の代表が文部大臣として入っていないと弱いじゃないか、そういう思いもあって時の文部省と日教組とが力を合わせて文部省を残すことに成功したわけでありまして。それが今

日なんでしょうが、そんな経過もありまして、学者の文部大臣がずっと続いて、一九五二年ですか、岡野清豪さんが文部大臣になって初めて政党の文部大臣、途中で一回、永井先生が文部大臣をやられたことがありまして、後はずっと政党の大臣という、そういう経過になっているわけです。これだけ大きな仕事をしていくときには国民全体が力を合わせられるような、そういう知恵を出し合うような、そういうことがないと私は本当の意味の改革というのはできないのじゃないかというふうに思うのであります。

そういう面で、先ほど申し上げましたけれども、共通一次の問題についても、どうも高校の現場の実態ということについては文部省自体も把握されておられない。そういうことは、改革をしていくという点では非常に手ばかりだと率直に申し上げなきゃならぬというふうに思うんです。やはり現場の実態がどうなるかということをしっかり踏まえた上でこそ本当の改善の道というのが探れるのではないかとというふうに思うのであります。そういう意味では、こういったような現場の研究資料が出ているわけですから、日教組がやるから何でもかんでも悪いのだなどという、そういうことではなくて、こういったようなものにもしっかり目を通しながらいろんな方策を立てる参考に謙虚にやはりしていくべきだ、それなくして本当の私は改革というのはできないのじゃないかということとを申し上げておきたいというふうに思います。

いわにマークシート方式が広く浅い人間をつくらせてしまった。人生を本当に自分で選択をしていく、深く物を考えていくというようなことではなくて、いかに要領よく勉強していくか、そして何よりも先に正答を知りたがる、そういうつまらないわば知育偏重というような状況をつくり出していったことだけは間違いないし、だれが考えてもそうだなということになるのだらうというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○國務大臣（森喜朗君）これは誤解を受けるとお

しかりないいただきますが、先生と私と大体年齢的に共通いたしておりますから、先生は二十三年から教職、私は二十三のときまだ小学校だったんですが、お互いに戦前あるいは戦中、戦後の教育というものをある程度体を通して、先生の方がはるかにその当時から大人として承知をしておられるということとは言うまでもないわけですが、私どもはそういう形から見まして、教育の諸制度というのは大変難しいものでもございますし、そしてまた今の子供たち、またこれから学ぶべきであろうという子供たちの将来に対して、それこそ私たちは本当に知育、徳育、体育が三位一体になった形で大きく成長してもらいたいということを願っております。

今の制度というのは、私はそれなりに評価をしておりますけれども、ややもすると、文部省がこういう考え方であるという指導の方向を定める、あるいは助言をする、それが県の教育委員会へ行く、あるいはまた市町村の教育委員会へ行く、それそれ教育にかかわり合いを持つ極めて教育に対して識見を有する方々がそれぞれおられますから、どうしても自然に知、徳、体、私は体、徳、知とよく言うんですけれども、三位一体、三位一体といっても、現実に教育を進めていく方々というのは学問をできるだけ進めるといってお立場を是としておられる方が多いだろうと思うんです、現実の問題として。やっぱりそのことが、末端という言葉はよくありませんけれども、地方へ行けば行くほど直接子供たちにかかわり合いを持つところは、

学園をできるだけ進めるといふことにどうしても
なりがちなのではないかと感じるが私はするん
です。そういうことが知育偏重の方向の今日の形
を生み出してきたということは、私はこれは否定
できないことであらうというふうに思うんです。

さっきの話になって恐縮ですが、この間、その
校長協会のアンケートを見たときも私は率直に、
たまたまその翌日、校長協会の全国研修会とい
うのがございましたから、私はそこではっきり申
上げたんです。これは本当にあなた方の意見なん

ですか、それとも校長さんだけの意見なんですか、それをもう一遍学校へ帰って先生方がどう考えておられるか、その意見を一遍集約して聞いてみてください、こう私は強く申し上げたんです。ですから、こうした問題は校長が中心になって教職員の方々、親の立場、全体がこの問題を深く理解していくという大変大事な時期に来ておりますが、しかしそれは教育だけでなくなかなか解決できるものじゃありません、社会全体の仕組みを、この機会にバックグラウンド全体を変えていかないと。

そうすると、私は、やっぱり本当の子供たちのための教育にならないのではないかとという考え方で、ぜひ私は、先生がおっしゃったように、日教組やあるいは日高教の意見、最近こうして教育の現場に対する、あるいはさまざまな問題点に対して大変いろんな御意見を出しておられること、大変私は評価をしておるんです。ですから、そういう意味で、臨時教育審議会も設置をしていろんな意見を提言をしていただいて、本当に日本の将来のため、子供たちのための教育のあり方というものをもみなで幅広く検討したい、こういうふうに政府は考えておりますので、ぜひ御理解をいただきます。こ、こう思う次第でございます。

○菅野久光君 大臣の話に私も共鳴するところが大分あるんですが、話は話なんですけれども、現実的にそれが行政としていく場合には全く違う方向に行っているのが今の文部行政の大変な問題ではないかというふうに私は思うんです。

いことはわかりますけれども、余りにもそれが機械的過ぎる。この前、大岡裁きというのがありましたですね、韓国の青年の。ああいうようなことが生きている我々の社会の中にはあっていいのじゃないかというふうに思うんですが、その辺は余りにもかたくななのが文部省だと、私はこの際あえて指摘をしておきたいというふうに思うんです。非常に私は残念なことだと思えますけれども、きょう時間がちよつとございせんので、今具体的なことは申し上げません。

もうちよつと、この問題についてお聞きしたい

と思います。

ところで、進路指導ということは一休何なのか、どういう意味を持っているのだというふうにか、文部省としてはお考えでしょうか、ひとつ簡単に申し述べていただきたいと思います。

○政府委員(高石邦男君) 子供の持っている適性、能力、そして将来に対する希望、そういうものの的確につかんで、それぞれ学校なら学校、それから就職なら就職についての適正な指導をすることだと思っています。

申し述べていたのだと思います。

○政府委員（高石邦男君） 子供の持つている適性、能力、そして将来に対する希望、そういうものを的確につかんで、それぞれ学校なら学校、それから就職なら就職についての適正な指導をすることだと思います。

○管野久光君 進路指導については、一般には生徒に職業や上級学校に関する情報を提供し、そして進路についての関心を高揚させ、生徒が適切な進路を選択し、そこにおいて進歩向上するのを援助する継続的な営みだというふうに言われているわけであります。そこで最も大事なことは、生徒が自分自身で自分の人生の進路を選び取っていくといいますが、そういうたような力を養うことだということふうに私は思うわけであります。こういった点については文相もたびたび答弁されておりまして、この進路指導についても今のマーケット方式、そういうったようなものが、何か自分で本当に考えていく、人間としての創造性だとか、たくましさだとか、そういうものが全く、全体とは言わないまでも、しかし相当喪失されているということは全体的に言えるのではないかというふううに思うんです。共通一次テストの導入後、高校の進路指導についても重大な変化が生じてきている

のではないかと、思うに思いますが、この点について文部省はどのように把握しておられるか、わかれお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(高石邦男君) まず、進学について申し上げますと、一般的に、これは本人のこともさることながら、社会的な風潮で有名校に進学させたいという基本的なムードがあるわけでごさいます。したがって、親も子もそういう方向から、高等学校の選定に当たっても有名校志向、大学の進学に当たっても有名校志向という方向が形成されていることが今日の姿であろうと思えます。したがって、勢い教師が生徒を指導する場合に、できる限り順序からそういう進学のアドバイスをしていくという結果に陥りがちの弊害をもたらしているということも事実だろうと思えます。

したがって、そういう状況を是正していくためには、何と云っても、単なる学校制度だけでそういう仕組み、考え方を改めるということとは非常に難しい。社会全体で学歴とは何かということについての正しい認識、そういうものができ上がらないと、ただ教育行政の分野だけで、それはそれとして、ただ有名校に集中することはよくない、そしてそこを輪切り指導が行われるのはよくないということだけではなかなか解決ができないであろうと思っております。

○菅野久光君 そうですね。大学間だけではなくて、学部までも見事にランクづけされて、入りたい大学よりも入れる大学への傾向が強まってきている。これと相まって受験産業とかかわりが出てくるわけですが、受験産業の人間を講師などと呼んでいる例がどれほどあるかということについて、文部省では調査をされたことがありでしょうか。あればある、なければないということでお答えいただきたいと思います。

○政府委員(高石邦男君) 調査したことはございません。

○菅野久光君 そうでしようね。共通一次テストの改善を言うなら、塾産業、受験産業のこともか

なり社会的な問題になっているわけでありまして、調べるということが私は必要なことではないかというふうに思っています。

私の調査では、山形、宮城、神奈川、愛知、鳥取、広島、福岡、この七県で約六百の高校があるわけですが、普通科、職業科を問わず回答を寄せた高校が三百七十九校、このうち受験産業の人間を講師として生徒を対象の講演会を開いたのが八十校、教職員対象の講演会を開いたのが九校、合わせて二三・四八%、約四分の一に上っています。これは職業科も含んでいるので、普通科のみで統計すればもっと高くなるだろうというふうに思っています。地域によっては三五%以上にも上っているわけですね。

これに要する費用はどうかというと、講演会を開いた学校のうち一六・四六%が学校予算から、それから三〇・三八%が後援会など他の予算から支出しております。受験産業がサービスで実施するのが半分です。共通一次テストの導入が、学校独自の進路指導を危うくさせて、受験産業の力を増大させているわけですね。それはこの数字でもはっきりしているというふうに思いますが、これについて大臣はどのようにお思いになりますか。

○国務大臣(森喜朗君) それぞれさまざまな学校あるいは地域によって、また子供たちの将来の傾向というものは違っておりますので、一律的に物を申し上げることはできないかと思いますが、今、先生がおっしゃった中に、入りたい大学よりも入れる大学というふうな、これが一般的な傾向になりがちでございます。それは、やはり子供はどこか大学に入りたい、親はとにかくどこかの大学へ入れてもらいたい、先生は逆に言えばすべての子供たちをできるだけ大学に進めたい、浪人を出さない先生がいい先生だというふうな何となく世間で見られるという風潮、決していいことではないと思いますが、そういう中で結局、安易に、便宜的に指導せざるを得なくなってくる。それぞ

れぞれの高等学校によって差もいろいろございまして、質的な問題もあるでしょうし、

それからまた高等学校の先生方自身も全国にどのような大学がどのような建学の精神でどういう子供たちを求めているのか、どのように指導しているか、というのを、これは高校の先生に把握して欲しいもの、なかなか大変なことだろうと思うんです。結果的に何かに頼らざるを得ないということで、結局、受験産業のいる人なものの資料を参考にせざるを得ないという傾向があるのだと思うんです。

私は、そういう意味で、端的に受験産業の調査をしていないじゃないかという御指摘もあるかもしれませんが、文部省としてはそうしたものをこ

れは育成しているわけでもありませんし、是認をしているわけじゃないわけで、むしろこうい

のは無視してもらいたいと考えています。かといって、受験産業がい

るような形で出てくるものを公権力や政府の力でこれをなくしてしまおうということは、これは不可能なこと

でございます。私自身としても先生御指摘のように、現状のままで放置していいとは思いません。お

りませんので、ぜひ新たな社会の仕組みというものを、学校体系全体、試験のみならず、学校教育制度全体に

対してもやはり検討していく大事な機会だというふうに考えておるわけでございます。

○菅野久光君 総務庁長官それから官房長官、何か時間があるということでも余り長くやっておれ

ませんが、問題は、受験産業である大手の受験産業が年に五百回も講演会に呼ばれているというよう

なことなどがあるわけですね。

去る五月二十三日にも放映されてい

わけであります。アラカルト方式など、今考えられている共通一次テストの改善方策で、さきに指摘したマークシートによるマル・バツ思考の助長、そしてみずからの人生を選び取っていく力を養うための進路指導が是正されたり回復したりできるというような状況ではないというふうに思うんです。

時間がございませんので、このような状況なので、私は、大学入試の抜本的な改革を各大学で図ることと同時に、当面、共通一次テストを各大学の選抜に利用することを改める、大学入試に当たっての資格試験とすることとしてこの問題を平易なものにするような、そういう考えはございませんか。

○国務大臣(森喜朗君) 基本的には選抜方式の仕組みはもう少し検討を加えていかなければならぬし、またある意味では抜本的な改革も検討していかなければなりません。と同時に、先ほどから申し上げておりますように、社会全体の仕組み、そしてまた端的に言えば、こうした学歴、過熱受験体制ができたというのは、社会が一つのそういう仕組みになってしまったということもございまして、それに伴う親の過大な期待というものもあるだろう、こう思うんです。したがって、単に学校教育制度だけを問うのではなく、社会全体の問題として教育の諸制度全体を考えていくということが非常に重要なことだと申し上げているのはそこによっておとるところでございます。

ただ、今御指摘にございましたように、この制度を改めて資格制度にしたかどうかという御意見も一つの考え方だと思いますが、そのことになりますと、高等学校を卒業した時点においてこれは大学に入る資格があるわけでございまして、そのこととどう関連づけていくのかという点にもなってくると思います。したがって、そのことよりも、大学あるいは高等学校、大学選抜方式そのもの、受験選抜方式そのものを改善していく。先ほど御指摘も当初にありましたように、共通一次試験はそれなりに評価すべき点があった

んです。ただ、私どもは、その中にもまた矛盾が出てくるということは、これは人間がつくる制度でございまして、すべてがみんなこれに満足し得るというものはないかな出てこないということでございますから、この共通一次試験を一つのベイスとして、よりいい方向で学生たちを多様に選抜できる仕組みを改善する、私はその考え方が今とるべき文部省として一番大事な方法ではないだろうか、こういうふうに考えているわけでございまして。

○菅野久光君 繰り返しになりますけれども、事は青年期の教育にかかわることです。深く物事を探求する青年だとか、みずからの進路をみずからの手で開いていく青年を育てなくてはこれからの日本を築いていくことができない、そのように私は思います。そういう問題であると、ぜひ認識をしてほしい。

そこで、文部省に、最後に要求いたしますけれども、共通一次テストが今日の高校をどのようにゆがめているかということについては先ほど来から申し上げました。こういったような事態を早急にまとめて、国大協など大学関係者に提供してほしいというふうに思います。そういう努力をして、大学入試制度改革の熱意を大学人の中にまず呼び起こしてほしいというふうに思っています。そして、高校の仕事である進路指導が衰退しないように、受験産業などに対しても何らかの自粛を求めてほしい、この点について申し上げておきたいというふうに思います。

引き続いて実は高校入試の問題もやろうと思つたんですが、総務庁長官と官房長官、ちょっとどうしても日程的なことがあるのでまことに申しわけがないがということで前もって御連絡がありました。きょう委員会の日程が三十分ほどおくれた関係もありますので、順番を変えまして、審議会の公開の問題についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

すが、その前に、きょうは審議会そのものの組織運営原則にかかわってどうしても明確にしておきたい。それは本委員会でもしばしば取り上げられている審議会の公開にかかわることでありまして、あいまいな答弁では私も判断をするのに非常に困りますので、きちんとした答弁をひとつししてもらいたいというふうに思います。

そこで、まず文相のこれまでの答弁を確認しておきたいというふうに思います。

六月二十八日の衆議院内閣委員会、大臣は我が党の上原委員の質問に答えて、公開制をとることとは自由な論議を妨げる云々を説明しながら、最後にこう述べておられます。「しかし、いずれにいたしましても、公開にするかしないかということは審議会自身が御判断なさることでございますので、私がこの審議会を公開すべきではない云云ということをお断り申し上げることは適当でないというふうに考えるわけでございます。」、こう述べておられます。私もこの会議録を持ってきたので、このことについては間違いないと思っております。

○国務大臣(森喜朗君) 審議会は、発足をさせていたいただきましたが、たびたび申し上げておるようでありまして、自由な御論議をいたしたい、将来の日本の国を背負ってくださる子供たちに対してどのような教育制度がいいのかということをお断り自由な立場で御論議をいたしたい、これが政府の一番大事なところでございまして、したがって、最終的には公開をするかしないかということとは、これは審議会自身で御判断をいただくというところであるというふうに申し上げておきますが、ただ私どもの政府の立場から見れば自由な論議をしていただきたいということで、やはりそういう意味では公開の方法をとらない方がいいというふうに考えております。こう申し上げておるわけです。

○菅野久光君 会議録の確認だけでいいです。
○国務大臣(森喜朗君) はい、そのとおりです。
○菅野久光君 もう一つ確認しますが、やはり七

月五日の衆議院内閣委員会、大臣は嶋崎委員の情報公開とのかかわりの質問に対し、こう答えておられます。情報公開ということもわからぬわけではないがとした後で、「しかし一面、こうした御論議を続けていただきます委員一人一人のお立場、自由闊達に御論議をいただくというその大きなねらいも国家国民のためである、また教育を幅広く自由に御論議をいただくという見地に立つて、自由な論議をしていただくという意味で公開制をとらないというふうに考えておるわけでございます。」、こう述べておられます。これは会議録の十一ページの三段目にあるわけですので間違いないかというふうに思いますが、間違いないかと思いませんか。

○国務大臣(森喜朗君) 嶋崎委員の御質問に對しまして、そのようにお答えを申し上げております。

○菅野久光君 その次のページに、「その人たちのお立場を考えると私どもは非公開という考え方をしたい、こういう基本的なスタンスでございまして。」と文相は述べておられます。一段目のことですが、そう述べたことに間違いはないというふうに思いますが、そこも確認をしておきたいと思っております。

○国務大臣(森喜朗君) 私は、そのように述べております。

○菅野久光君 そこで、大臣にお尋ねいたしますが、審議会を公開にしないというのは基本的な政府のスタンスなのかどうか。ところが、七月五日から一週間ほど前の上原委員の質問には、「公開すべきではない云々」ということを申し上げるというところは適当でない、そのようにも述べておられるわけですが、そこではあくまでも審議会が決めることだと言われているわけでありまして、その一週間後には非公開が基本的なスタンスだと言われている。本委員会に移って、最近では先日の橋本委員の質問に、審議会が決めることとまた言いかえておられるわけですが、政府はこの臨教審の運営

原理を非公開という態度で臨むのか、それともそれを含めて審議会が自由に決めるのか、非公開という枠をはめずに政府は臨んでいくのか、答弁上の矛盾がしばしばあるのか、何が一体正しいのかということ、この際、明確にひとつ答弁をしていただきたい、このように思います。

○国務大臣(森喜朗君) 国会の議論のやりとりでございまして、その前後の経緯がいろいろあるわけでありまして、言葉の表現については、先生の御指摘ありましたように、多少のニュアンスが違ふのかもしれませんが、基本的には審議会の公開をしないかということ、これは審議会が御判断をいただくことでございまして。そして、そのことについて私も今拘束するということ、これは差し控えないかならぬ、こういうふうにも答弁しておるんです。

ただ、するのかもしれないのか、政府はどう考えるのかとお問いかねになるから、それについて答えないわけにいきませんから、政府としては公開しない方がより自由な議論ができるという判断をいたしております、こういうふうにも私は考えておるわけでございまして。その点につきましては、終始一貫、政府としては同じ考え方を持っているわけでございまして。

○菅野久光君 政府としての考え方は非公開がスタンダードということで、しかしそれは審議会で決めることだということですね。

そこで、今度は修正案の提案者にお伺いいたしますが、修正案は、答申、意見を国会に報告するよう義務づけているわけですか。これはどうして盛り込まれたのか。審議の内容を少しでも明らかにさせるという、こういう趣旨であるのか。こういうことを入れるというふうにお考えになった時点で、審議は公開するしかないかというのは審議会の委員の皆さん方が決めることだというふうに判断されたのか。それとも政府の最初の、これは総理も非公開ということをおっしゃっておられるわけですか。そういうことを前提にして考えられたのか。その辺についてお伺いしたいと思っております。

○衆議院議員(深谷隆司君) 御案内のように、この修正案は公明党、民社党、我が党と三党共同で出したものであります。その議論の過程の中でいろんな意見がありました。例えば、本来的に言えば公開するしかないかこれは審議委員のお決めることではないかと。しかし、考え方として、一体公開したらどうだろうか、その場合の弊害は何だろうか、いろいろ議論したのであります。おおむね了解点に達しましたのは、やはり二十一世紀の教育を考える大事な教育改革の審議をするという場所でありまして、できるだけ議論は自由闊達に、制約されずにやっていただきたい。公開された場合に、例えば断片的な言葉の一つ一つを問題にして投書が行ったり、それはけしからぬといったような批判の声などがしばしば出てくる危険性がある。そうなりますと、それが委員の活発な議論を精神的にも制約してしまうおそれがあるではないか。そういう意味では公開というのは、御意見としては一つの大事な意味をなしているおそれけれども、実際問題として大変多くの問題が残るのではないだろうか。そこで、審議会が出した答申あるいは意見について国会に報告するということと書き出すことによつてその公開に準ずるような効果を得ることとができるのではないだろうか。そういう観点に立ちまして、ただいまのような報告しなければならぬという感じの条文を加えてみたわけであります。

○菅野久光君 そうしますと、非公開ということが前提でこの修正案を出されたというふうに理解をしてよろしいですね。

○衆議院議員(深谷隆司君) そのとおりであります。

○菅野久光君 そこに、またいろいろの問題が私が出てくるというふうに思ふんです。国民の声が強く、これは公開にしたい、公開にするべきだという声がたくさん出たときに、そういう非公開を前提にしてこの修正案が出されたその趣旨と全くまた違うような形になるということになれ

ば、そこにまた立法者の意思というものと審議会とかかわり、これはまたいろんなことが出てくるのではないかと。このように思ふわけでありまして。

そこで、時間がございませんで、時間の関係でちょっとやりづらいんですが、角度を変えて、この審議会は、臨時行政調査会の第五次答申の中にも原則公開ということで決められているわけですが、これは私も調べまして、「行政機関は、開かれた行政という考え方に立って、その運営を原則公開に転換させることを基本方針とすべきである」、また、公務に従事する職員にも公開の精神を徹底させることが重要である」ということで出されているわけでありまして。しかし、今政府が出されているのは非公開をスタンスにしてというふうなことではあります。これは臨調の方針とは違うのではないかと。物によつてというふうなことは、いろいろありますけれども、事教育というものにかかわつてこのことが適切だというふうに大臣はお考えになりますか。その辺をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(後藤正晴君) 御質問にございまして。第五回の最終答申、これは、「審議会等の会議の公開は、それぞれの設置目的、任務等に照らしつつ個別に決定されるべき問題であるが、審議概要の公表を行う等できるだけ公開の精神に沿った措置を講ずる」と、こう書いてございまして、この審議の過程でいろんな議論が出たように私は承知をいたしております。審議会を公開するかどうかというのは、審議会の設置目的、それから性格、任務、こういうふうなことがございまして、それぞれ違つておりますから、どのような運営方法が一番適切であるかということになります。これは個別に審議会御自身で決定をせらるべきもので、私はさように考えるんですが、今御議論をずっと聞いておりますと、あるいは私の理解不足かどうかわかりませんが、私は、審議の概要は会議が終わつた後でできる限りは、これも運営方法の一つとして審議会御自身が決定すべき問題で、政府がとかく言う筋でありませぬけれども、それは記者会見を行つて、きょうはどういうことを審議したといったようなことはやる方がベターだと私は思ふんです。

しかし問題は、御意見を聞いておると、審議会の会議自体を公開にすべしという御議論であるならば、これは教育の問題ということになると、国民一人一人みな意見があるわけですが、それらを踏まえながら委員の方々が自由闊達に議論をしていらつしやるわけですか。プレッシャー団体もあるわけですから、だからそれぞれの個々の委員の方々の会議体の中においての議論等は、だれが何を言つた、あれはこう言つたといったようなことはこれは避けるべきであらう、非公開でしかるべきではないのか、こういうふうな私は理解をいたしております。そこで、この御議論が会議体それ自身の公開を求めていらつしやるのであるならば、これは文部大臣の御答弁もそういう御趣旨かどうかかわりませぬけれども、私は文部大臣の見解に全く賛成でございまして。別段、臨調の答申とは反していない、私はさように理解をいたします。

○菅野久光君 大臣、ちょうど時間でございますので。

それじゃ法制局長官にちょっとお尋ねしたいと思ひますが、当然のことと言へば当然だということには思ひますが、一応お尋ねをしておきます。この審議会とは、行政法や行政組織法上の考えからして行政機関の一つであることに間違いはないというふうに思ひます。国家行政組織法上は八条機関として設けられ、委員などは一般職あるいは特別職公務員として扱われるというふうに思ひますが、この点、間違いはございませぬか。

○政府委員(茂原俊君) ただいま仰せのとおりでございまして。

○菅野久光君 この審議会は、行政に対する民主性の確保や利害の調整、専門知識の導入などを目的として、他の行政機関のようなヒエラルキーを欠いておられるけれども、これもやっぱり行政機関の一つであるという先ほどの答弁で間違いござい

あるけれども、それが実際に文教行政として出てくるときには全くそれと違うような方向で出てきてというふうに私は思えてならない。それだけに私は心配をするわけでありませう。

たまたま、今、大臣の答弁の中で、審議会で論議をする、それが国民の中に返っていった、それがまたフィードバックされてくるというお話がありました。私も、そのことについては、きょうこの中でしっかりとその確認をしておきたいと思うんですが、やっぱり一つのテーマを持って論議をする、それは国民の論議のたたき台として。中間答申か何かは別にしても、それを国民の前に明らかにする、そして国民各層それぞれ段階で論議をされたものがまた審議会に戻ってきて、審議会はそれを一応踏まえながら本答申をつくっていくというふうな、そういう手続といえますか、そういうことについては、今の文相の答弁からはそういうふうには私は受け取れませんけれども、ぜひそのようにしてほしいという願いも込めて、大臣の考え方を伺いたいと思います。

○国務大臣(森喜朗君) 中曽根総理も私も、教育論議というのは大変幅広いものでなかなかりませんし、国民が総参加をしていただくということが大事なことでありふらに考えております。したがって、総理が内閣全体でこの問題をとりまえていこう、あえて総理大臣の諮問機関としたところもここにありふらであります。幅広く多くの皆さんの意見、その御意見が一つのまとまりを見せる。あるいはその中で適宜、いろんな経過の中で国民の前にそのことが明示される。そしてそのことが、先ほど先生がおっしゃったように、先生方の仲間でも、学校でも、地域社会でも、あるいは国会でも、いろんなところでそのことについての御議論をしていただいております。ただ、これは臨時教育審議会そのものにまた意見を反映していただく。またその意見を聴取するには、これも申し上げておきますが、アンケートのとり方もあるでしょうし、また地方でそれぞれ公聴会をや

るやり方もあるでしょうし、いろんな形をして一つのテーマが出てくる。そのテーマの論議をまた国民がいろんな角度で議論をしていただいて、それをぜひ返していただく。そして、みんなの意見をまとめながら、本当に将来の日本に不動の美しい教育の制度というものをぜひみんなで作っていただきたい。これは総理も願っていることでありますし、私もそのことを一番期待をいたしておるところでございます。そういう見地から、決してこれを秘密性を保つていく、何が論議されているかわからない、そういうことではないわけです。

ただ、これは官房長官にお尋ねいただいた方が的確かもしれません。どうも総理の今までの発言やこういうことからこういうことが心配されるのだ、国民は皆心配しているのだ、こう菅野先生はおっしゃいますけれども、何を心配しているのかというところ、結果的には戦前回帰につながるのではないかと、どうも教育基本法をいかにしろにしようのじゃないかというところであるとするとすれば、そのことについては、総理は本会議でも委員会でも、また私も、たびたび教育基本法は大事に守って教育改革をしたいんです、また審議される先生方にも教育基本法の精神を大事にして議論をしてください、こういうふうにはっきりと国会で申し上げておるわけでありませう。総理もいろんなお考えが過去には、政治家ですから、政治家なんというのはいろんな考え方や思想を持って悪いとは私は思っておりません。しかし、少なくとも総理大臣として今何をしようとしているか、総理大臣としての姿勢はこうある、こういう考え方で進めたいというところは国会ではっきりと言っておられるわけでありませう。それが何か秘密性で、何か心配事をされてしまうのではないのかというところは私は全然当たらないと思うんですが、ぜひその点について御理解をいただきたい、こう思うんです。

○菅野久光君 文部大臣、一生懸命説明をされておられますが、それは内閣という、そういう立場であれど、どうも中曽根首相の言動について

は、これは率直に言ってやっぱり信頼ができないう、はつきり言って。きのう言うことと、きょう言うことと、全く違っても平気な顔をしていらっしゃる。そして、あるところへ行けば、うそをつかない子供を云々というふうなことをおっしゃっている。どうして国民が信頼できるのでしょうか。私は文部大臣を信頼します。そして、文部大臣は、まだお若いからこれからまだ相当長もちします。で、このままだと二十一世紀にふさわしい大臣だと私は思います。

きょうここで論議されたことというのは、私は極めて大事なことでありふらに思うんです。これは会議録にもきちと残るわけでありませう。それから、それだけに今、大臣が答弁されたこと、これをぜひひととつ忘れないで、必ず審議会で論議されたことは一度国民に返して、そしてまたフィードバックしていく、そういうふうな手続をされれば総理大臣がどうであろうと、それがどうであろうと、国民的な合意というものが私はできていくのじゃないかというふうに思うんです。今までそれがなかったというふうに思うんです。もちろん、中間答申とかなんとなかというところは文書の上では出されても、それに対する国民の声というものがあつたかどうかというふうなことになる、私は極めて問題があつたということ、この際、指摘しておかなければならぬというふうに思うんです。

そこで、官房長官、概要要求基準というものがいよいよ決まったわけでありませう。これだけ内閣を挙げて取り組むという大事業です。防衛費とか、それから海外経済協力費とか、こういういろいろなことについては、ある程度聖域的に予算増がなされている。午前中、粕谷委員からもそのことについての話があつたわけでありませうけれども、本当に教育改革をしていくという上では、何といつてもそれは予算の裏づけがなければ、できないわけですね。予算なくして無手勝流でやれるものもそれは中にはありますけれども、しかしその多くはやっぱり予算を伴うものだ。そこで、防衛

費だとか、海外経済協力費だとか、ああいうような形で内閣で取り組むというんですから、その予算の面についての内閣としての決意、これを、総理がおられませんか、官房長官にお尋ねしたいというふうに思います。

○国務大臣(藤波孝生君) きょうの閣議で、来年度の予算を編成するまじり概要要求基準を設定いたしました。八月末に各省庁から大蔵省に対して要求書が出されて、それをもとにして年末にかけて予算編成の作業が進められていくわけでございます。非常に厳しい財政事情の中で、六十五年赤字公債依存体質からの脱却、増税なき財政再建という旗印を掲げて進んでまいりますので、なかなか厳しい仕事ではございますけれども、各省庁に御協力をいただきながら予算編成の作業を進めていかなきゃいかぬ。そういう意味では、特に文教、文部省の予算が突出しておるという形にはなっていないということであれば、それはその立場からの御批判はあろうかと思うのでございます。

問題は、この臨教審の審議が進んでいって、どういうふうな形で答申が出されるかというの、委員が決まって審議会の中で御相談をいただいて運営が進んでいくことになるかと思っております。一般的に言いますと、例えば緊急答申とか、中間答申とか、本答申とか、いろいろな答申の仕方があつたろうと思うんです。しかし、それは審議会が出発してから会長を中心にしてお決めのいただくことになるかと思うんですが、いずれにいたしましても、これから答申が出てくるわけですね。一番遅い場合は三年かけてということですから三年先ということになりますけれども、中間でも、いろんな答申の形が出てくるすれば、もっと早くその答申の一部が出てくる、こう考えていいかと思うんです。非常に厳しい財政事情の中ではありますけれども、今日、日本の政治が果たさなければならぬ大きな責任、その政治課題として教育の改革の問題を浮かび上がらせて、国会でもいろいろ御議論もちょうだいをして、そして審議会も出発をし、国民の皆さん方からいろいろとお知恵を

出していただいて、この改革案をまとめていくわけでございます。そういう中で、具体的に答申がまとまってきたら、これは非常に大事なこととしてこれを遂行していく、当然、総理大臣が諸問をして答申を求めるわけでございますから、これを最大限尊重して実行していくということは当然のことでございます。

答申の中身が、お金を伴うものもありましようし、あるいは制度をいろいろ改革していったらどうかというような案になる場合もありましようし、これは文部大臣が答申になっておられますように、教育の万般にわたって、私は教育だけでなくに教育を取り囲む環境まで含めていろいろ御議論があつていいと思ふんです。そういう中で、お金の要るものもあるし、お金が要らなくて教育を進めさせるようないろいろな御提案もありましようし、いろいろありますので、それが全部財政問題と結びついてくるかどうかというのはそのときの判断になりますけれども、最善の努力をしていかなければならぬ。そういう意味では、まさに政策優先の順位をつけていくことが政治の責任だろう、このように考えておるわけでございます。一般的には非常に厳しい財政事情の中ではありませんし、臨教審というこの審議会の御意見を大事にし、答申をまじめに受けとめて実行していくという姿勢で審議会を出発させていただくようにしなければならぬ、こんなふうな考えでおる次第でございます。

こういった点につきましては、政府自身が考えていくだけではなくて、国会のいろいろな御意見というものが非常に大きなウェイトを占めるかと思ひますが、御協力をいただくようにぜひお願いを申し上げたい、こう考える次第でございます。○曾野久光君 官房長官も記者会見の御都合がございまして、最後に官房長官

総理が、できれば年末までに中間答申的なものをお願いしたいという旨の発言をされておりますが、何をそんなに急いでおられるのか、官房長官

おわかりでしたら、ひとつお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(藤波孝生君) 今申し上げましたように、審議会が出発して、どんなふうな運営していくか、いろいろ御相談をいただくということに大事にして、こうと文部大臣も言っておられるわけでございます。総理もそのように考えておられます。したがって、答申の形はいろいろあるかと思ふのですが、従来、文部省の中教審などでも、いろいろ御答申もいただいて、御建議もいただけてきた。あるいは総理府の青少年問題審議会なんかでも、青少年問題のいろいろあり方について御建議もいただけてきている。従来もそういう御答申をいただいて、いろいろ改革のための努力が重ねられてきているわけでございます。しかし、なかなかいろいろな事情もあつて改革がもう一つ進まないという部分もあつたということについても御高承のとおりでございます。

これから審議会の御議論が進んでいくわけでございますけれども、審議会全体を、三年間を、春夏秋冬といふか、起承転結といふか、まず開会の辞から始まって、行儀よく、ずっと総論から順番に、はしがから最後の終わりに臨んでまでを行儀正しく秩序整然といふのも一つの考え方でございまして、大体の流れとしてはそのようになるでございまして、今までやらなければならぬとみんなが考えていたけれどもなかなかやれなかったこととか、大体おおよその合意ができてくる部分については早く手をつけたいと手おくれになつてしまつたという部分とか、それは審議会が出発をしないといけないけれども、あると思ふんです。

例えば、例としてまず先に出すのはどうかと思ひますけれども、校内の暴力事件が頻発している、それじゃこれをどうするのだ、三年間かかって議論しますからしばらく様子を見ようではこれは済まない話なんで、これは一刻も早くこういう問題を除去するように、校長先生や先生方や父兄の方や地域の教育委員会みんなで協力をして、

努力をしなきゃならぬことだろうと思ふんです。例えば、例がいいかどうか分かりませんが、幾つかそんなふうな、さつきもお話がありましたように、何か教育産業であつてと教育界はみんな、教育界そのものが教育産業という大きな池の中で泳いでおるコイみたいな何かぐうつうなやつてしまつておる、それをどうしたいのだからというふうなことにしても、手を打つことがあつたら早く打つべきこともあるのではないかと、そんなふうな思つておるんです。

しかし、それはあくまでも審議会の御意見、運営の仕方によつてのことでございます。総理大臣の個人的な恣意によつてそれをどうしようというものではないんですけれども、教育問題だけに、短期的に、中期的に、長期的にいろいろ構えていくべき議論の構え方があるのではないかと、こんなふうな考えをしておりますので、早くいただけておるのではありませんか、私、総理と話し合つたことのないので推測でございますけれども、大体そんなことを思つて話をしたのではないだろうかと、こう思ふ次第でございます。

○曾野久光君 これから何か月もない中で中間答申でもという、余りにも先を急ぐその意図がちょっと我々にはわからないんです。教育に拙速は禁物だ、にもかかわらず中間答申を求めたいという、さあまた何を考へているのだ、こう勘ぐらざるを得なくなつてしまつたわけなんです。答申を聞いて、こちらの方で話がありました、予算をたぐさんつけなきゃならぬということで聞くのであればそれは大いにやってもいいんですが、どうも今の状況ではそれも何か難しいような気がするわけですが、これが一応期間が三年ということ、この三年ということについても本場に国家百年の大計をやるのにはいいのかという問題は率直に感想としては持っています。しかし、時間でございますから……

官房長官、どうもありがとうございます。それから法制局長官も、どうもありがとうございます。

した。それで、国教審を提案されている久保さんにお尋ねをしたいというふうに思ひますけれども、審議会の公開、非公開の問題、それからどう国民の合意を取りつけていくか、教育改革に臨むいわば基本的な姿勢といふか、そういうことについてお考えをお聞かせいただければと思ひます。

○委員以外の議員(久保亘君) 審議会の公開の問題から申し上げたいと思ひますが、私どもが対案として出しております法律案は、審議会を公開を原則としております。先ほど政府の側のお考えをそれぞれの方がお述べになりまして、この考え方は一致していないと私はここに座つておつて感じたのでございます。特に、古い内務省御出身の先輩の方とお若い文部大臣や官房長官との間にはまた大変考え方に開きがあるように感じてまいりました。特に、後藤田さんは文部大臣の考え方を全面的に支持という立場に立ちながら、この審議会の中でだれが何を言つたかというふうなことは明らかにされてはならない、こういう立場をお述べになつたように私は思ひます。これでは教育の改革を論議する審議会は其の任務を果たし得ないと思ひます。

私は、本来、教育に関する議論に秘密があつてはならないと述べられた森文部大臣の考え方に全面的に賛成でございます。しかし、そのような立場に立つならば、それにふさわしい審議会の運営のルールを定めて、そのルールに基づいて委員となることを承諾した人がこの審議会に参加するのでなければ民主的な会議となり得ない、こう思つております。特に、中曾根さんは国民の合意を得ながらその野の広い議論をやりたい、こう言われております。このことはやはり審議会の中で議論をされていること、どなたがどういふ意見をお持ちになり、そのことに対してどなたがどういふふうな違った意見をもちになつたという、その議論の経過もすべて国民が知ることによつて、国民はこの教育改革の国民的合意を得ようとなさる

政府の試みに参加することができる、そうすることによって、すそ野の広い教育改革の論議が成り立つ、私はこう思っているのをごいまして、非公開を原則とするが、後、公開にするかどうかは審議会の自由意思で決めたらよいという言い方は、大変ずいとい方だと私は思っております。もし、会議は非公開とすべきだと臨審案の提案者が考えるのであれば、これは条文の中に非公開を原則とするというのをうたうべきであります。そのことを隠しておいて民主主義の装いだけやって、そして会議が自由にお決めになればよいという言い方は大変ずいい民主主義を冒瀆するやり方だと私は思っております。

したがって、私どもは会議は公開を原則とする、しかしその会議の実際の運営の中では、例えばプライバシーに属したりあるいは国家の機密に属したりするような問題でやむを得ず非公開とせざるを得ない場合もある、そういう場合には審議会がみずから非公開とすることを決定することができ、その自由を私どもはこの法律案の中に明示いたしているのをごいします。この点において、政府案と私どもの案は民主主義に対する原則の考え方において完全に異なるものでありまして、私どもの案が民主主義を肯定する立場の人たちからは支持されなければならぬ、私はこう思っております。

それから教育改革に関するいろいろな考え方について述べてみるというところでございましたが、私は何が一番問題かと言え、日本の場合には行政が統制、支配する、現場が自由や創造的な教育に対する力を失う、このことが日本の教育を一番ゆがめているものだと思っております。この教育と政治や行政との関係というものを憲法や教育基本法の原則に基づいて正しくする、政治や行政は教育を支配せず、教育に対して政治や行政は奉仕することをその任務とするという原則を明確にしておかなければならぬ、そのことがまずゆがめられておいて教育改革はあり得ない、こう思っております。

それから入学試験の改革の問題とか、いろいろございました。そういう教育技術の問題などございします。しかし、そういうものを越えて何をやらなければならぬか。学歴社会などについて、まず政府がやるべきことがあると思うのであります。

私の出身者が省庁の局長になるとニュースになる、東大以外の出身者が事務次官になったらニュースになる、こういう状態がまず打破されなければならぬことだと私は思っているのではありません。そういうことを手を出すことはできずにおいて、教育基本法の解釈はおれの解釈が法律の解釈であるというのを述べてみたり、あるいは行革審の答申を受けると総理大臣としてこれを最大限尊重いたしますと言ってしまうは教育改革に関する審議会の議論に大きな制約を加えたことになるというところに気づいておやりになっているのか、これは私は大変問題だと思っております。みずから教育改革を審議させる臨審案の審議に行革審の答申を尊重するということによって、これを最大限に尊重するということと主張することによって制約をはめているというところが私はむしろ教育改革に対する自由闊達な議論を阻害するものだ、こう考えているのをごいします。

そういう意味で、やっぱり教育改革に関する論議は、文部大臣のもとにそれこそ教育にかかわる問題として自由に議論がされ、国民がこれに参加する運営によって行われる、そして出された結論が政府の全体の責任において実行される、こういうことでなければならぬと思うのであります。先ほどの文部大臣の御答弁を聞いておまして、私はそのことが総理大臣直属の機関としなければならぬ理由には少しもなっていないように感じましたのをごいまして、そういう点で私どもが提案申し上げました国民教育審議会の方が今日、教育改革を国民的立場で論じていくにはふさわしい案ではなからうかとひそかに自負いたしております。

○菅野久光君 この臨時教育審議会について、こ

れをやるということから国民的に教育改革についての世論というのが非常に高まっているというふうに思うんです。

この臨審法案が参議院に移った段階で、毎日の社説では次のように言われています。「参院では、臨審案の具体的な目的をはっきりさせるようあらためて求めたい。それこそが、国民の代表としての国会の果たすべき義務だ」というからである。「この義務を果たすために、この間、鶴山委員からいろいろ言われたけれども、何か出てきたでしょうか。「教育改革の具体的な内容は、臨審案それ自体の審議にゆだねるべきことだとしても、何を改革するのかという、審議の目的まで臨審案にまかせてよいのだろうか。いまの教育の、どういう現象が問題なのか。それをどのような方向で改革すべきなのか。この基本的な枠組みまで臨審案にまかせるとは、議会主義は成り立たない」。こういう社説であります。

臨審案に何を求めるのか、これが何回聞いてもどうもはつきり出てこないんですが、国民的教育改革に対する世論調査では、「あなたは、いま教育改革が必要だと思いますか、いいえ、必要だと思わないか」という四月九日の毎日ですが、「必要だと思ふ」が八三%、「必要だと思わない」が一三%、「その他・無回答」が四%。「必要だと思ふ」と答えた人」では、いまの教育のどの点を改める必要があると思ひますか。(二つまで)というところで出しましたら、「入試制度」が四六%、「非行・校内暴力」が四〇%、こういったような数字が出ているわけでありまして。したがって、国民がこの教育改革に何を求めているのかということは、最も緊急な課題としてこういうことを考えているというところがこの世論調査の中でおかしく思うんです。

この前の審議の中でも久保さんの方から、短期的、中期的、長期的に今教育の改革に取り組まなければならぬ、そういう課題を明らかにしてやるのだということを言われておりますが、まさに今そういうことが必要なんじゃないでしょうか。

もちろん、二十世紀を見通す、これは非常に大事なことです。しかし、どうも今までの話では二十世紀を生きていく人間をということが余りにも先の方に置いていて、国民には、今何が教育として問題になって、どういうことを政治に求めているのかということがはつきりわからない、そういうことが非常に問題だというふうに思うんです。その辺について、この間、鶴山委員の方で若干残している問題ですから、これは次の審議の機会にぜひ明らかにしていただきたいということを私の方からも重ねてお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

そこで、先ほど共通一次のときに引き続いて本当はやりたかったわけでありまして、時間の関係がございまして今やらせていただきますが、高校入試の問題です。これは共通一次の問題ともかかわって、今高校入試の問題が非常に大きな問題になっている。この前、「県内・県外全く別の成績表」、「内申書改ざん県境のトリック」という朝日の「真相 深層」、これをあらんになったと思ひますが、あらんになっていきますね。これを読んでどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) 正確に記事を見ておりませんので、ちょっと答弁いたしかねるわけでございます。

○菅野久光君 本当に見ていないんでしょうか、重ねてお伺いいたします。

○政府委員(高石邦男君) 正確な記事として読んでおられないので、ここで答弁するような自信のある形はございませんので、お許しをいただきたいと思います。

○菅野久光君 これは先ほど共通一次のときにも申し上げましたが、教育現場の実態がどうなっているのかというその調査分析、そういうものがあてられて改善の方法、改善の方策というものが、それで、内申書の改ざんの問題がありますが、現実的に今高校入試の状況について中学校段階でどのような状況になっているというふうに把握さ

れているか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(高石邦男君) まず、中学校の段階で現在、高校への進学率が九四%に達しておりますから、ほとんどの子供たちが高等学校レベルの教育を受けたという希望を持っている。したがって、学校側といたしましては、その子供たちを浪人させないで学校に進学させたいというのが基本に親と学校側にあるわけでございます。そこで、現実的な傾向としては普通科志向というのが年々歳々高まっておりまして、普通科への進学希望がどうしても第一順位としてあらわれてくる。そこで、学校側としては、普通科の希望についての調整をとりながら進路、進学指導をしている。それから本来は高等学校レベルの職業教育を受けるのねらい、目的、意図があるわけでございますが、自分が将来そういう職業につきたいからこういう職業高校に進学するという子供ももちろんおりますけれども、そうでない普通科に行けない子供たちが職業高校へ回されるといいますか、そういうところへ進学をしていく、こういうような事態で学校の進路指導を担当する教師も、そしてまたそういうような状況に置かれる子供たちも、いろんな悩みを抱えながら高校選択に苦しんでいるということかと思ひます。

○菅野久光君 高校入試でいろいろ現場で本当に先生方も親も子供もみんな悩んでいる、そういう中で必要悪と申しましょうか、県境の中学校では三県の高校に進学ができる。それで、それぞれの県に出す内申書、これがそれぞれの県ごとに違う内申書。高校の受験の仕組みはおおかりですね。それで、それぞれの県に出す内申書の中身が違っている。そして、それぞれが中学浪人をつくらないためにいろいろつくりかえられているということなんです。こういったような状況というのは、特定のところだというふうにお考えになりますか、それとも全国的だというふうにお考えになりますか、その辺いかがですか。

○政府委員(高石邦男君) 高校入試の改善の検討会議でもいろいろ論議が行われましたが、中学校の内申書に対する信頼という点についていろいろ問題があるということで、この検討会議でもそういう指摘があるわけでございます。したがって、進学させたいということで、本来、客観的であるべき、そして信頼されるに足る内申書が、ある意味ではそういう手段に使われるというようなことは非常に遺憾であるし、改めていくべきではないかということが検討会議の指摘事項でもあるわけでございます。したがって、今御指摘のような事態が当たり前だというふうには思ひませんけれども、学校によってそういうような状態にあるということとは、まことに遺憾なことであると思ひます。

○菅野久光君 こういったような内申書改ざん的なことが全国的に行われていると思われるかどうかという点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) 過熱した地域でそういうことはあり得るかもしれぬけれども、全国的にそういうのが当たり前のようには改ざんされているとは思っておりません。

○菅野久光君 思っていますということなのでしようか、思いたくありませんということなのでしようか、その辺をひとつ気持ちも含めてはつきり言っていたきたいと思います。

○政府委員(高石邦男君) 思いたくありませんし、そういうことが大部分平気で行われているとは思っておりません。

○菅野久光君 高等学校の入学者選抜について、高等学校入学選抜方法の改善に関する検討会議だとか、それからことしの七月二十日に入学者選抜についての通知あるいは通達を出されておられますが、先ほど申し上げましたそれぞれの現場の状況、これは共通一次のときにも申し上げましたけれども、本当に腹を割った現場の実態ということとを文部省は把握しておられるのかどうか、その辺をひとつはつきりおっしゃっていただきたい

いと思ひます。

○政府委員(高石邦男君) この検討会議には、県、それから中学校、高等学校の校長を初め、かなりそれぞれの各界から参加していただいて、そして率直な意見の交換が行われたわけでございまして。特に、内申書の問題については、そういう事実があるという不信感を述べられた方もかなりございまして、そういうことを前提にして是正をしていかなければならぬのじゃないかという議論が活発に行われたわけでございます。

○菅野久光君 高校入学率九四%という状況を考えたら、何らかのこういうことをやらなければ九四%という状況にはなり得ないのではないかと推測は間違いでしょうか、間違いでないと言えらるでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) 五十八年度九四%の進学率、そして合格率を分析しますと、九九%の合格率というところでございまして。したがって、本人の必ずしも合致する高等学校にすべての者が進学したというふうに断定はできませんけれども、結果として大部分の子供が高等学校へ進学しているという実態ができていいると思ひます。したがって、そういう内申書をごまかさなければそういう結果にならないというふうには思っておりませんので、それぞれの学校の選抜が適正に行われておれば、九九%の合格率でございまして、ほとんど浪人せずして高等学校へ進学できる状況に現在の高等学校教育はあるというふうには思っております。

○菅野久光君 今、学校では絶対評価をやっているわけですね。絶対評価についての問題点をどのよう把握しておられるか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(高石邦男君) 結局、受験ということになりますと、ある程度選別という選択、選抜という形になるわけでございます。したがって、そういう学校であればその子が合格するかということ、ある程度進路指導をする際に当然のこととして考えながら子供たちに対する進路指導

をされると思うんです。その前提として、どうしても絶対評価だけでやっていると他とのバランスというのがなかなか見分けがつかないというようなことで、絶対評価と相対評価を兼ねていろいろな評価の方法として採用されている、こういうふうには思っております。

○菅野久光君 絶対評価に絶対評価を加味して、学習指導要領の中では何か弾力的にというような言葉でなされているわけですが、しかし、現場の実態はどのように弾力的なというのは、例えばあるところで私が調査したところでは、中学の一年生と二年生は多少弾力的にやっている。しかし、中学の三年生はきっちり正常分配曲線に従ってやっているわけです。どうでしょうか。その正常分配曲線ということが相対評価としてはあり得ても、一人一人の子供たちに対してみれば、そのことが正確なその子供に対する評価をあらわしているというふうにお考えでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) 学習の到達点から見ると、どの程度まで到達をしているかということとあらわすために、絶対評価ということであらわせばどの程度の修得まで学習が進んでいるかということがわかるわけでございます。ただ、相対評価は、多くの子供たちとの客観的にどの地位にあるかということを明らかにするために使われる方法であらうと思ひます。

したがって、特に幾つかの学校で進学させる場合に、できるだけその子供の實力、そして適性、能力に合う学校を選択していくという際に、絶対評価だけに頼ってはなかなかその客観的な確かな進路指導はできないということから相対評価の利用が行われているというふうには思ひます。したがって、絶対評価という観点ではなかなか、進学のような場合にはそれだけの確かな進路指導ができないというような場合に相対評価の利用がとられるということは当然あり得ると思っております。

○菅野久光君 そのところが問題なんです。

今、在学している学校で例えば五、四、三、二、一の三だとしても、その子が別な学校に転校したときにはその子は絶対評価でいけば五になるかもしれない。到達度とは別に、絶対評価というのはそうなるわけですね。それが入学試験のときに、内申書の内申点、学習点として出されていくわけでしょう。そこに矛盾を感じられませんか。

○政府委員(高石邦男君) 内申書の取り扱いが非常に難しい問題だと思えます。したがって、それぞれの中学校における子供たちの実態に差があるという点で、全く均一に取り扱えないという悩みが当然あるわけですね。したがって、いままで、同じ内申書を五対五で比率として重視するという場合に、高等学校側としては一体それをどう傾斜配分をしながら内申書を評価していくかというのは、これは長い一つの実績を積み重ねて研究されてきていると思うわけですね。したがって、いままで、内申書を全く形式的にすべての中学校についての評価は同じであるというレベルでの資料として使っていないだろうかというふうに思うわけですね。

今回、そういうようなことがございますので、それぞれの学校で行う選抜のための学力試験と、それから中学校から出される内申書のウェイトの置き方については弾力的な対応を積極的に進めてほしいということで、この点の対応については大幅な弾力化、緩和措置を講じてその実態に合うような対応をしてみようというふうにお願いをしているところでございます。

○菅野久光君 通達は簡単なんです、言葉でやるわけですから。そうしてくだされと言っても、現場では、内申書の信頼度といいますが、それをやったりやるために正常分配曲線で見ざるを得ないという状況があります。ある地域では中学校の一年生と二年生の場合には全部の教科の五、四、三、二、一のそれを二倍して、その二倍したものを学習点にし、中学三年生のときには全く正常分配曲線によるパーセンテージでやって、その三倍を学習点とするということになってい

るわけです。これは先ほど申し上げましたように、その学校その学校あるいはその年その年の子供たちの状況によって、例えば子供たちの学習の力といいますが、そういったようなものは違うわけですね。あるときには五が十人ぐらいいる場合もあるし、ある年には三人ぐらいしか正確に言っている到達度ということからいけばいないというふうな、その年その年違いますし、学校によって違うわけですね。

そういう多くの学校が、ある一つの高校に行くときに、高校を受験するときに、学習点は全くその学校の学習点でいくということでありまして、そこにはまた点の差が出てくる。そういう矛盾した問題があった、これは受験産業ではありましたが、それぞれの中学校では、高校の受験が終わった後、進路指導の先生方が集まって、そして先ほどの塾の話ではありませんが、全部その得点を調べて、そしてこの学校は何点、この学校は最低何点、全部それは調べていくわけですね。そこに到達するための学習点を何点にするかということになれば、先ほど申し上げましたように、こういったようなことがなされなければその子供が中学浪人してしまう。そういうことで、なかなかこういったような実態はつかめない、言ってみれば、それぞれの学校ごとに全部秘密です。どの学校も出せない。それはそれぞれに何らかの操作をしなければそまやれないという苦しみ、そういったようなものがあるのだと思うんです。

それで、問題点として私がさくばらんにひとつ話をしてくれということに聞いたら、評定の低かった生徒が落ちこぼれ意識を持つようになり、学習意欲を失ってしまうことである。このことがすべてとは言えないが、今問題となっている校内暴力や非行の問題の原因に大きくかかわっている。また、点取り虫的な生徒が多くなり、授業そのものを大切にしないよりテストの点数のみに頭を置き、塾志向の子供を多くしている。また周囲の生徒の点数ばかりが気になり、真の友情が

生まれづらくなっている。評定の低かった生徒の間で悪い意味での友情意識が生まれる。知識理解のみの評定に陥りやすく、観察力、表現力、行動力などの意欲的な面の評定が隠れてしまい、それを重視すると父母が納得しないという問題も抱えている。観点別の評価などと言われているが、何から入試制度に生かされず、評価の評定が単なる一から五の数字で評定されるために、生徒の個性や特異的な能力が伸びないでしまっている。こういったような問題点を言っております。

内申書に記入されている学習点の実態として次のようなことを聞きました。このことについてはどの先生方も余り明かにしたくないことである。三年生を担当し、十月、十一月になると、どの学校は何点の学習点があったら入れないから、何ランクの学習点があったら落ちしてしまうという予想を学年会議で立て、その予想がほとんど外れることはない実態です。そのため、四、五点足りないが、入試点では合格するだろうと思われる生徒がかなりいます。また、私立の高校では学習点は何点以上でなければ落ちますと明言してきます。そのような場合、教師としてはぜひ入れてやりたいということでも多少の操作をしていることは事実です。一、二年生の点数を操作したり、三年生のときの評定で生徒同士の学習点を操作することもあります。ただし、生徒同士の操作は私立専願で完全に合格する生徒との操作であり、そのことにより一生徒の不利益になっては絶対にいけません。新聞等で以前問題になってからはかなり慎重になっているとは言われても、今なおこの学校でも多少行われていることは否定できないことだと思います。これは率直な本音の話を聞かせてくれということで、こういうふうに聞かされているわけですね。

本音に教育の現場でこういうことがなされるといことは、極めて残念なことと私は言わなければならぬわけですが、実質この進学率が九四％というふうな状況ですから、ある意味では義務制と言ってもいいのではないかとこのように思っています。

すが、文部省として、仮に高校を義務制とした場合に、ざっと見てどのぐらいの予算が必要だと試算されたことがありでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) 高校を義務制にするという前提での試算をやったことはございません。

○菅野久光君 これはこれから設置されるであろう臨教審の中であるいは論議されることかもしれないが、いずれにしろ、こういったようなことについてはある程度試算しながら、ひとつ国民のこういったような要求にこたえていくべきではないかということをお願いしたいというふうに思っています。

次に、教科書の問題について伺いますが、外務省においてでしょうか。――ことしもまた、高校の教科書検定の問題が新聞などでも大変問題になっているわけですが、特に南京大虐殺の問題についてこれからお伺いしたいと思っております。お伺いするところでは、大臣はこの国会が終わった後中国に行かれるやうな話も、これは真偽のほどはわかりませんが、聞いておりますので、そういったものも含めて教科書の検定にかかわる問題についてこれから質問をいたしたいと思います。

まず、外務省にお尋ねいたしますが、戦時における文民の保護に関する国際協定にはどんなものがありますか、その効力発生と日本の加入年月日をひとつ示していただきたいというふうに思っています。

○説明員(河村武和君) お答え申し上げます。

戦時におきます文民の保護に関する国際的な協定として、現在、有効だと考えられる条約が二つございます。

一つは、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」と言われておりますが、いわゆる「ヘグ陸戦規約」というものでございまして、この条約自体は明治四十年、一九〇七年十月十八日に作成されまして、我が国は明治四十四年十二月十三日、一九一一年に批准書を寄託しております。

千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約」という条約がございます。この条約は、その表題にございますとおり、一九四九年、昭和二十四年八月十二日に作成をされまして、我が国は昭和二十八年十月二十一日にこの条約に加入している。こういう状況でございます。

○菅野久光君 一九〇七年にヘーグで定められたいわゆるヘーグ陸戦協定の中の「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」は、第四十三条で占領地の法律の尊重を定め、第四十七条で略奪の禁止を定めているわけですが、このヘーグ協定は一九二二年に我が国も公布しているわけでありまして、文民の保護の精神、略奪などの厳禁を盛り込んだものと考えてよいかどうか、お伺いしたいと思っております。

○説明員(河村武和君) お答えいたします。

今、先生が挙げられましたまさにヘーグ陸戦規約と申しますのは、国際法上戦争が違法とされていなかった時代に作成されました陸上における戦争の遂行に関連して守られるべき規則を定めたものでございます。

条約自体は九条から成っておりますが、自国の陸軍軍隊に対して条約附属の規則に適合した訓令を発するということを義務づけるとともに、違反の行為がある場合には賠償の責任を負うということ等を規定しております。

さらに、附属にございます規則は五十六条から成っておりますが、交戦者の資格でありますとか、捕虜の人的な待遇、それから交戦者のとることのできる害敵手段、攻囲とか砲撃とか、こういう点とか、間諜いわゆるスパイでございますとか、軍使、降伏規約、休戦、それから敵国領土の占領というものと占領軍の権限、義務等について規定しているという条約でございますが、先生御指摘の四十七条は、まさに軍人のように直接軍事行動に従事する戦闘員でない一般市民というものは原則として人道的な見地から戦時中においても保護されなければならないという戦時国際法上の基本的な原則を確認している、このように言つて差し支えないかと思っております。

○菅野久光君 第二次大戦における戦禍、特に総力戦における文民の被害の増大に対して、一九四九年、先ほどお話しのように、ジュネーブで戦時における文民の保護に関する条約が結ばれているわけでありまして、その第二十七条の「被保護者の地位及び取扱」はどんなことを定めておられるでしょうか。その条文をひとつ読んでいただきますか。

○説明員(河村武和君) 今、挙げられました「戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約」、第三編 第一部にございます第二十七条の規定を読ませていただきます。

第三編は「被保護者の地位及び取扱」という表題でございますが、第一部、紛争当事国の領域及び占領地域に共通する規定、第二十七条、被保護者は、すべての場合において、その身体、名誉、家族として有する権利、信仰及び宗教上の行事並びに風俗及び習慣を尊重される権利を有する。それらの者は、常に人道的に待遇しなければならず、特に、すべての暴行又は脅迫並びに侮辱及び公衆の好奇心から保護しなければならない。

女子は、その名誉に対する侵害、特に、強かん、強制売淫その他あらゆる種類のわいせつ行為から特別に保護しなければならない。被保護者を権力内に有する紛争当事国は、健康状態、年齢及び性別に関する規定を害することなく、特に人種、宗教又は政治的意見に基づく不利な差別をしないで、すべての被保護者に同一の考慮を払つてこれを待遇しなければならない。

もつとも、紛争当事国は、被保護者に関し、戦争の結果必要とされる統制及び安全の措置を執ることができ。

○菅野久光君 聞いてのとおり、国際条約は、戦時における文民の保護に関して、人道上の見地からその内容を発展させているわけですが、文部省が

行っている教科書検定もそうした国際法の発展を当然考慮し、その立場から行っていると考えてよいかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(高石邦男君) 文部省の歴史関係の教科書につきましては、一般的にその内容が客観的であるかどうか、そして公正な記述であるかどうかという観点で行うわけでございます。そしてまた、あわせて適切な教育的配慮が行われた内容になっているかどうかという観点から行っているわけでございます。そういう歴史的に明々白々な客観的事実として明らかにしているものについては検定上とやかく申し上げるものではないわけでございます。

○菅野久光君 歴史的に明らかにしているものについてはとやかく申し上げるものではないというふうには言われておるわけですが、しかしこの文民の保護に関する条約の中で、特に婦女暴行の問題にかかわっては、これは何も日本だけではない、戦争になればどの国も同じだというふうな旨の話をされて、特にそこを削除されたというふうなことが出てくるわけですが、そのことについては、そのようなことがあったとは言えないのかもしれませんが、いかがでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) これは、ある著者の歴史の検定についてでございますが、その著者自身が実は他のところで、戦争状態になった際に婦人を辱めるといふような行為、これは古代以来の世界的共通慣行例から日本もまた漏れるものではないかという認識を持っていたらっしゃるわけでございます。すなわち、この著者自身が、戦争に付随してそういう婦人を辱めるといふような行為は古今東西を通じて一般的現象として起きた事象であったという前提で書かれていたわけでございます。

したがって、この南京大虐殺の記述につきましても、そういう一般的な認識をお持ちであれば、特に日本軍だけがこの南京において婦女子を辱めるといふようなことを書くのは、バランス上の記述としては適当でない、著者自身が、日

本人も外国人も古今東西を通じてそういうことを一般の慣行として共通にやっていたのだということとを他の分野の同じ教科書で記述されているわけでございます。そうすると、日本の軍隊だけが南京大虐殺で婦人を辱めるといふようなことを取り上げて書くのは、バランスの記述として適当でないということを描いて修正を求めたわけでございます。

○菅野久光君 古今東西そういったことが行われていたとあるところを記述して、そういうふうな記述をしているから特段にということでは言われませんが、それじゃその記述そのものは、先ほど申し上げましたヘーグ条約とか、あるいはジュネーブでの戦時における文民の保護に関する条約とか、そういうことに照らして正しい記述だということをお考えでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) 今までの戦争に伴ういろいろな軍隊の行動がそういう事実があったというところは、この著者自身も見ていらつしやるわけですし、一般的にそういうふうに行われているわけでございます。したがって、条約との関係でどうこうということはこの教科書の記述で触れられていないわけではございませんので、一般的な記述であると思っております。

○菅野久光君 教科書の記述は、社説などにも出ていますけれども、科学的な真実に基づいて、政治的には中立でなければならないということでありまして、特に今回の検定については、やりとりの録音を認めない、内閣段階での口頭指示がふえたため、いわゆる密室検定の度合いが以前より濃くなったというふうな受けとめもある、こういったようなことが指摘をされているわけですが、

したがって、教育の国際化ということを、今度の臨教審の中でも自由化、国際化ということをして盛んに言われておるわけでありまして、そういう教育の国際化というのを目標に挙げる以上、それは単に留学生の受け入れの増大にとどまらずに、過去の偏狭な国家主義とか軍国主義教育の反省を踏まえて、真の国際理解教育を推進するものと

本人も外国人も古今東西を通じてそういうことを一般の慣行として共通にやっていたのだということとを他の分野の同じ教科書で記述されているわけでございます。そうすると、日本の軍隊だけが南京大虐殺で婦人を辱めるといふようなことを取り上げて書くのは、バランスの記述として適当でないということを描いて修正を求めたわけでございます。

いうふうなこの教育の国際化ということについては私は私どもは考えたわけでありますが、その点については、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(森喜朗君) 教育改革をこれから御議論いただくというこの、社会の変化、環境というものを考えてまいりますと、その一つには当然、国際社会の中における対応というものを考えていかねばならない。それは今、先生から御指摘がございましたように、単に留学生に対するもの、あるいはまた海外の勤務者の子弟が自由に行き来ができる時代が来るでしょうし、そういうことも考えなければなりません。また、もう一つは、日本人のための日本人だけの教育というのは従来、今日まで文部省がとっておった一つの考え方でございますが、やはりこれからは国際社会に對して日本は教育でどういう貢献ができるだろうか、こうしたことも国際社会における対応として考えていく幾つかの視点の一つだろうというふうに考えられます。

今たまたま教科書のお話でございましたように、正しい国際社会における慣行、そうしたことも子供たちには理解をせしめようということは大事故なことではございますが、先ほど局長からも申し上げましたように、歴史的な教科書等は客観的に、かつ公正に書いてもらわなきゃなりません。同時に、子供たちの、これは小学校と高等学校では違いますが、発達段階に応じて教育的な配慮というのが大事だと思うんです。ですから、例えばそういう世界的慣行という形で戦争に対する記述などがあつた場合も、日本のかつて戦時体制の中でいふようなことがあつた、今御指摘がありましたような南京の事件など、仮にそれを克明に書けということになれば、それでは諸外国の歴史の過程の中でどうであつたのだろうか、そういうことをまた書くことがほかの国に對してどのような一体受けとめ方をされるのだろうか、こういうことは私は教育的配慮にならうというふうに思ふんです。ですから、そういう意味で子供たちの年齢あるいは修学の段階に應

じて、そのことについては客観的に、また同時に教育的配慮というものが常になされなければならぬというふうに考え、このことについて今まで政府委員から御答弁を申し上げたとおりでございます。

しかし、国際社会における対応ということこの教科書の問題とは直接また関連があると言えはるし、ないと言えはるわけでありますが、国際社会の中で教科書は何もかもすべて諸外国のことも事実克明に書けということが果たして適当であるかどうか、これは私は議論をいろいろとしてみなきゃならぬところであらうというふうに思ふわけでございます。要は、先ほどから繰り返し申し上げてまいりますように、教育的な配慮ということとを十分考えて客観的な記述をされるということが大事ではないかというふうに考えております。

○菅野久光君 やはり国際化、そして友好的な国際関係を維持していくということで、今度の教科書関係についても、韓国は全斗煥大統領の来日の問題等があるのでしょうか、静かな論調というところで報道がなされておりますが、中国は依然として教科書検定を批判的に報道あるいは一部、記述に不安を表明、こういったようなこと等があるわけですね。そういうお互いの不信感というものを残さないような、そういうことが私は教科書の検定について必要ではないかというふうに思ふんです。そういう点で、これは教科書問題が大変な問題になりまして、当時の鈴木首相が中国へ行つて、そしてこの問題について一定の解決の方途を見出した。しかし、それから何年かたつていふわけでありまして、いまだにこういふようなことが中国の方から出されるというのでは、検定そのものにいろいろ問題があるのではないかと、そういうふうに思ふざるを得ないわけでありまして、そういうことから日本の国際化ということを考えていったときに、こういったような状況をひとつ改めるようにこれは改革をしていかなければならないことのひとつではないかというふうに私は指摘をしておきたいというふうに思ひます。

そこで、あちこちになつて申しわけございませうが、文部省の中に審議会だとかあるいは協力者会議あるいは懇談会、そういったようなものが数々あるわけですね。そして、そこでそれぞれがいろいろ教育の問題について議論をし、提言をし、あるいは答申をするというふうな状況があります。それらについて、この臨教審とかかわりは一休どのようになつていくのか、その点についてのお考えをひとつ伺いたいと思ひます。

○政府委員(齊藤尚夫君) 文部省には中央教育審議会のほか十六の審議会が設置されておまして、それぞれ文部省所管の特定分野につきまして調査審議を行つておるわけでございます。そして、時々の課題につきまして必要に応じて答申、提言を行つていただいております。文教行政の推進に寄与していただいております。文部省の推進に寄与していただいております。

臨時教育審議会は、大臣からもたびたび御答弁申し上げておりますように、将来に向けて、教育及びこれに関連する分野の施策に、必要なら改革を図るための方策について、広くかつ総合的に御検討をいただくというところでございます。したがって、中央教育審議会以外の審議会につきましては、それぞれ設置目的に基づきまして審議をお願いすることが必要となる場合に、従来どおり審議をお願いし、答申していただくというところにならうと思ひます。これらの審議会の答申等は、臨時教育審議会における審議の参考となるものと考へております。また臨時教育審議会から答申、意見を受けた場合には、必要に応じて、その具体化のための方策について関係の審議会等に審議をお願いする場合もある、そういうような関係にあると考へていられるわけでございます。

部分につきましてはそちらの審議会の意見が優先をするというふうに考へておるわけでございます。

○菅野久光君 基本的な方針という、その基本的なというのはどのようなことでしょうか、具体的にひとつおっしゃつていただきたい。

○政府委員(齊藤尚夫君) どのような事項につきまして御審議をいただくかは審議会自身で御判断をいただくというものが政府の従来からの一貫した御答弁でございますので、具体の事柄について今ここで御答弁することは困難でございます。

○菅野久光君 その問題なんです。臨時教育審議会に對して何を諮問するのかということが明確になつていけば、各種審議会だとか協力者会議だとか、そういうところとはいろいろな関係がはつきりすると思うんです。だから、その辺が明確になつていないところに私は問題があるというふうに思ふんです。そういうことで、既に設置されている審議会とかかわり先は先ほどお聞きしたわけですが、一方、その辺の交通整理というんですか、その辺がどうもうまくいかないのじゃないかというふうに思ひますが、その辺、糸をはぐすようにちゃんと答えをいただきたいと思います。

○国務大臣(森喜朗君) 臨時教育審議会には広く教育諸制度全般に對して御議論をお願いする、これは政府の基本的な考え方でございます。何をどうするかというところで先生からおしかりを今いただいております。先般、鶴山先生にも大分おしかりをいただきました。それは法案を国会で成立させたという先生方の御議論をいろいろございまして、そして先生方の御議論を踏まえながら総理は諮問案を検討する、そういう手続になると思ひます。したがって、今私が申し上げた御質問に對してお答えをする場合には、やはり細かなことを、例えば六・三制をどうしなさいとか、大学のあり方はこうなんだとか、幼保の問題はこうでありますとかという形でやるには、教育というのは一つの個別個別のことだけをとり上

げてやるには余りにも大きな問題であるというふう
に考えられますし、先生方から衆議院、参議院
を通じていろいろな教育問題について御質問がご
ざいました。項目を挙げていただいても大変な数
になるんです。ですから、私はそういう意味で、
総合的に、包括的に、基本的な問題という形で総
理が諮問することになるであろう、こういうふう
に申し上げておきたいです。

したがって、これから御議論をいただい
て、その過程の中で、例えば六・三・三制度、あ
るいは先生方からも議論が出ましたように、例え
ば高等学校の義務化、これは教育基本法との関連
が出てまいりますけれども、制度的な問題であり
ますからそういう議論があつていいと思つてい
ます。

あるいは幼保の問題から、例えば就学年齢と
いうものは果たして今の年齢でいいだろうか。人
生が五十年時代につくった就学年齢ですが、今や
既に八十年代、そう考えたとき、今の年齢がいい
だろうかという議論も当然出てくるでしょう。そ
ういう議論というのはいろいろさまざまな形であ
りますが、例えばそういう形で幼保の問題はこう
あつていい、あるいは就学年齢はこういふふう
にやったらいいという、仮にそういう考え方が中
間的に出てくるとします。そういうことを今、審議
官が申し上げたように、文部省の中に固有にそう
いうようなことを議論する審議会なりあるいはま
た懇談会等がある、そこで少し専門的にこなして
みてくれませんかということだつて出てくると思
うんです。それがまたフィードバックされる、そ
ういうようなこともあり得るだろうということだ
すから、決して臨時教育審議会と文部省が固有に
持つておりますようなそうした各種の審議会、懇
談会とはそういう複雑に絡み合うものではないとい
ふに私は思います。

ただ、審議会から申し上げたように、中教審に
つきましては、これは事柄などにつきましてはあ
る程度共通点というものがございますから、中教
審については十四期についての発足は当面見合
わせていきたい、このように申し上げておけるのはそ

こにあるわけでありまして、ほかの審議会やある
いは懇談会というものは必ずしも臨時教育審議会全
体と絡まり合うということとは私はあり得ないとい
うふうに考えております。

○菅野久光君 文部大臣の中では極めてちゃんと
整理ができているようなんですが、文部省の固有
の仕事として、今ある審議会や例えば大学入試の
問題、あるいは高校入試の問題とか、そういう
たようなことはどんどん進めるものは進めてお
く。しかし、そのことが今度設置されるだろう審
議会が話題になったときには、その当該審議会と
のかかわりは具体的に言えばどんなような形にな
りますか。

○国務大臣(森喜朗君) たびたび申し上げてい
ることで、またおしかりをいただいて恐縮なんです
が、議論はあつてしかるべきだと思つていますが、臨
時教育審議会の三年は大体長い短いという議
論はありますが、これは三年間で改革しろという
のじゃないのであつて、三年間いつ議論をしよ
うじゃないか、教育の諸制度全般について、こう
いうことです。先生もさき最初の方の御質問の中
に、急いでではないが、例えば改革をしろという
意見は八三、じなくていいというのはいさだ、
それからその中で、どのことをやれというのかに
ついて、入試の改善をしろというのはいさだ、
非行についてもやっぱり過半数近い数字を先生が
指摘された。そういうことを三年間、そのことを
解消するためにいろいろ議論はされると思つてい
ますが、その中から、例えば入試についてはかくある
べし、非行についてはこういふふうに考えたらど
うかということとは中間答申として出てきたって私
はいいと思つてます。そういう考え方を国民が期
待をしている面でもあらうと思つてます。

私は、教育改革全体というのは国民の皆さんが
大変関心がある。そのほとんどの関心というの
は、私もよく選挙区なんかで選挙区の人の議論を
してみたり、いろいろなところでお話をすると、
教育改革しかり頼むよ。その期待は何かという
と、難しい受験競争なんかやめてくれよ。私の友

人なんか、うちの息子には間に合わないけれど
も、孫までには何とかしてくれとか、そういう極
めて単純という失礼ですけれども、そういう教
育改革への期待度もあります。しかし、部分的な
ことは、さきにも申し上げたように、部分的に改
善をいたしましても、社会全体の仕組み、学歴社
会全体というものを対する考え方が一掃されま
せんと、このことの考え方の一掃というのはそう簡
単に半年ぐらいで出てくるものではないだろうと
思つてます。そういうことについては三年ぐら
いかつての議論というのは私は必要だろう、こう
いうふうに思います。

そして、そのことの諸制度についてこういう考
え方の答申を仮に得られるとしても、これは
かなりこれから中期的に解決できるものもあるで
しょう。短期的に解決できるものもあるでし
ょう。端的に申し上げたら、二十一世紀近くまで待
たなければ解決できない面も出てくるかもしれま
せん。そういうふうな、いろいろな長期的、中期
的、短期的に具体的に実施していくという事柄
もあると思つてます。そういう意味で、三年間の論
議というのは、私は長いようで案外短いような気
もしますし、かといつて、やはり緊急に国民的な
要請も高まっているし、各政党の皆さんもそれぞ
れ教育改革に対するいろいろな考え方を持ってお
られるわけです。これに対して、やはり国民に対
してそのことに対する答えを出していかなきゃなら
ぬのも、我々政治家全体の責任であらうというふ
うに考えれば、三年間で議論をしていって、それ
を国民にその都度その都度いろいろな形で公表して
いく、そしてまた必要に応じて進めていかなきゃ
ならぬ。

しかし、かなり長くなるという面もあります
が、文部省としては、日々、教育行政というもの
に責任を持っていかなきゃならぬ。そのことにつ
いては、文部省固有の事務所掌であります教育や
学術や文化ということについては、先ほどから申
し上げて、先生からも御指摘がありましたような
審議会や懇談会等で御議論を得て、いろいろな意見

を求めて、そして教育の展開をしていかなきゃな
らぬ、こういう関係にあるというふうにお考え
をします。その点については、私はそういう複雑な
絡みをしていくというふうにはならないのではな
いかというふうに考えております。

○菅野久光君 教育というのは非常に幅の広い、
まさに奥行き深い問題でありますから、それだ
けにこの教育の問題の改革ということに当たつて
は、本当に国家百年の大計、まさにそういうこと
で慎重にやらないとかなきゃならない。そういう意
味で、将来性のある森文部大臣が担当だというこ
とは、先ほども申し上げましたけれども、非常に
適役だと思いますか、そういうことだろうかとい
うに思つてます。

ただ、先ほどのいろいろな教育改革に当たつての
フィードバックを含めた国民的な合意をどうつく
り上げていくか、このところが政治が信頼され
るのかどうかということにかかわってきますし、
本当に国民に信頼されるようなそういう教育改革
に持つていくことができるかという、そこがやっ
ぱりかなめだと思つてます。非公開ということと
は密室だ、そうすれば国民の手の届かないところ
でいろいろ議論がされて、そして一つの方向に行
くじゃないかという危惧をなくすためにも、ぜひ
そのことはひとつやっていただきたいというふう
に思います。

障害児教育の問題なんですけれども、この前と
それからさきよう前島委員からいろいろお話があ
りました。
この点については、かつて私ども土曜協議会と
いうことで障害児を持つている親の人たちが集ま
りまして、文部省の担当の方にも来ていただい
ていろいろ話をいたしました。そういう中で、どう
しても養護学校があるの、そちらに就学をして
もらう。例えば車いすの子供、足に障害があつて
車いすで通つていふような子供も養護学校
に入るべきだ、こういうこと言われる。しか
し、隣近所の子供たちと日常的に車いすで遊び、
そして友だちになつていふ。そして、知能的な発

達は全く健常児と同じようなことで、親は近くの学校へ通わせたい。そういうようなことがあっても、どうしても養護学校に行かなければならないものなのでしょうか。その辺をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(高石邦男君) 午前中もいろいろ御議論があつたところでございますが、現在の考え方、障害の軽い子供は小中学校の特殊学級で教育をする。それから障害の重い子供は障害の種類、程度に応じて盲、聾、養護学校でそれぞれ適切な教育を行う。そして、その具体的な就学に当たりましては、それぞれの市町村教育委員会で十分調査を行ひまして、そして客観的な基準に基づいて適正な就学指導をしていく、こういう建前をとっているわけでございます。

○菅野久光君 障害が重いか軽いかというのは、どういふ観点からなされるのでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) 一般的に、普通の小中学校の教育の展開で十分教育が可能であるというふうに考えれば、普通の小中学校に入れていくわけでございます。ただ、障害の内容によっては、到底そういう教育ではその子の適性、能力を引き出すことはできないということで養護学校等専門的な教育を展開するというところでございまして、ちょっと具体的にこうだあだということは申し上げられませんが、考え方としては今申し上げたようなことでございます。

○菅野久光君 これは各市町村にある就学判定委員会といふんですか、そういうところでいろいろ議論をされることだと思ふんです。しかし、正常な知育的な面の発達があり、ただ足に障害があるということだけで養護学校に行かなければならないというふうな状況というのは、これは現実的にそういうことがあるわけですが、どうなんでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) 肢体不自由児としての障害の程度だと思ふわけでございます。したがひまして、今どの程度の、これは具体的な事例に当てはめて論じないと適正を欠くかと思ふんです。

が、その子供を普通の小中学校に入れても十分に教育が可能である、そしてより教育効果が高まるということであれば普通の小中学校に入れることは何ら差し支えないと思ふわけでございます。

○菅野久光君 しかし、今、局長はそういうふうにおっしゃいますけれども、担当の方たちと話し合つたところ、その親の方が一生懸命、そして地域の人たちもそういうことをぜひ実現させるべきだということ、運動して、そしてやっと近隣の学校に入るといふような状況があつたところにあるんです。現実的に、ですから、その辺も、先ほど私は大岡裁きというように言ひましたけれども、弾力的に考えていく必要があるというふうに思ふんです。

そして、あのメモでもいろいろ手がかるのかなんとかということがありますが、私の教育経験では、クラスにそういう子供が入つたときの方がむしろクラス自体の雰囲気といふんです、そういうものは極めていい状況になつていく。もちろん、そのためには先生はいつもその子供に目をやっていなきやならない。先生がその子供に目をやるということは、子供たち全体がその子供に目が行くということ。そして、お互いに助け合ひをしなが、そしてその子をいたわりながら全体で生きていく、学校生活をやつていく、こういうふうな空気がある、私に幾つか持ったクラスの中で私は二度ほどそういう経験があるわけですが、むしろそういう子供がいたときの方が何から教室の空気がいいといひますか、みんな助け合ひ、励まし合ひ、そういう友情といひますか、人間らしい心といひものをはぐくむことができたという経験を私自身は持っているんです。ですから、障害を持てているからといって、それを排除するようなことももちろんそれは排除するといふ気持ちではないかと思ひますが、実際のところ、残念だと思ふんです。

国際障害者年になったときに、ポスターに、こ

としは国際障害者年ですと、こう書いてありました。ですから私は、これ間違ひじゃないか、ことしから国際障害者年ですと。十年あるわけですが、今年はといつたら、その年だけのお祭りに終わつてしまふのじゃないかといふことを申し上げたわけでありましたけれども、やっぱり教育には血の通つた、もつと本心に人間らしい、そういうたうな心を持つた子供を育てていく、そういう観点でこの文教行政といふものをしていかなければいけないのじゃないか。そういう面では私は能力主義の問題も大変大きな問題だといふふうに思つていますが、五時五分といふことで時間でございますので、この分についてはまた残された時間の中でひとつぜひやらせていただきたいというふうに思ひます。

どうもありがとうございます。

○高木健太郎君 これは本来、文教委員会で聞くことだつたのでございませうけれども、教育全般にも関係があると思ひますので、文部大臣にひとつ御所感を伺ひして私の意見も申し上げたいと思ひます。

先般来、文部省の中に例の贈賄の事件がありまして、司直の手が入つたといふことでございませう。教育の管理中枢である文部省に起こつたといふことは、国民の信任を失つて、今後非常に影響が大きいのではないかとと思ひまして、まことに残念なことだと思ひます。このことについて大臣は、これはある個人の問題である、あるいはまた文部省だけに起こつた特殊な問題であるとか、あるいは偶然こういふ不心得者がおつたのだとか、これについて根本的な原因はどうかといふものがあるとお考えか、そして大臣はこういう問題に對しては今後こういうことが起こらないようにするためにはどうかといふことを考えていかなきやならぬのかといふ御意見を伺ひたいと思ひます。

〔委員長退席、理事坂野重信君着席〕
○國務大臣(森喜朗君) 今回の不祥事で文部本省として文化庁、また大阪大学におきまして三

人の逮捕者を出したといふことは、本大臣としてこんな苦痛なことはございませぬし、また極めて遺憾でありまして、たびたび申し上げておりますが、国会のこうした議論を通じて深くおわびを申し上げたい、こう思ふ次第でございませう。特に、先生も国立教育機関の任にあられた方でございますので、先生も大学のそうした御経験が深いだけに、先生からごらんになりましたも残念だといふふうに、同じような学問を研究、推進しておられたお立場から恐らくそういうお気持ちでおありではないかと思ひまして、そういう面でも私は大變先生にも申しわけないという感じを持つておるところでございます。

事実関係の把握は警察当局にお願ひをして、こちらで進めていくというのには筋だつたらう、こう思ひますが、しかし文部省といふ面もございませう。そのことの結論を待たざるを得ない面もございませうけれども、やはり職員のみならずモラルあるいは公務員の自覚の欠如といふことは断じて許せないと、この点につきましては司直の判断が出ました段階におきまして、本人、また私も含めて責任体制をとる者といひましたけれども、その責任を明確にしなければならぬといふふうに考えておるわけでございませう。

しかし、事は普通の役所と違ひまして、教育全体が国民の注視の極めて深いものでございませう。けに、一日も早くこの名誉回復をなし落げなければならぬと思ひ、それからもう一つは、ほかの省庁と違つて予算の留保といふような問題、あくまでもこれは研究体制が速やかに上手に進んでいくといふことを考えて持つておつた制度でもございませう。あるいはまた、普通の役所と違ひまして、同じような出先機関といひまして、大学といひ、大学の研究を進める、学問を進める、大学の自主性あるいは大学の自治といふことも文部省は今日まで常に念頭に置いていた。それだけに、信頼関係が崩されたといふことは本大臣に私は残念なことだと思ひまして、このことによつてかえつて

學術、研究を進めていく予算の面で逆に言うところ、非常に厳しい、ハードな制度をとらざるを得ないということになる。これは学者全体の私はこれが悲しいことになるのじゃないかというようなことも心配をいたしておるわけでございます。

しかしながら、たびたび申し上げておりますように、事務次官を長といたしまして、そして検討委員会をまず設けておまして、三つの部会を設けておまして、既に予算、事務処理体制あるいは人事、綱紀あるいは契約事務の処理体制、こうしたことについて今一生懸命そのことに対する説明をいたしておまして、できるだけ早く私は結論を出すように事務次官にも申し上げておるところでございます。一日も早く名譽の回復をしたい、そして国民に信頼を持たれるような教育行政の任にある文部省として再スタートしなきゃならぬ、こう考えております。

大要、先生には御心配をおかけいたしておまして、心からおおびを申し上げます。私の力のあつた限り何とか早く文部省のこの名譽の回復がなされるように今事態の解明を急いでおる、こういうことでございます。

○高木健太郎君 こういうことが起こりますと、今もちょっと触れられましたように、いろいろの体制の強化ということがやられるのが普通でございます。これはやらなければならないからやむを得ないことでございますが、私も決して好ましいことではないと思ひます。そのために、今言われたようないわゆる研究の推進ということがこれによって障害を受けるというようにあるれば全くもって残念なことである、こういうふうに思ひます。

いろいろのチェック機関を設けるということについて、一言ちょっと私が昔感じたことを申し上げます。ベルに参りました。ベルに途中寄りましたら、電車の走っていないレールがあるわけなんです。これは、ある電車が経営しているわけだったんですが、その会社がつぶれたというこ

とです。その場合に、なぜつぶれたのかと聞きましたところ、電車の車掌がそこで切符をチェックして行くわけですが、その金を全部車掌がポケットに入れたというので、会社の方には余り金が入っていかない。そこで、これはいけないというので、その電車の車掌をチェックするもう一つ上の人間をその電車に乗せるといふことをしました。そして、その男もまたポケットに入れたというように、結局その会社がつぶれたというところでございます。

これから私考えまして、チェックを厳重にするといつても、一番最終的には人間の問題があるのだというところでございまして、それをチェック、チェックと言いますと組織は非常に硬直をいたしまして全く動かなくなる。一番悪い政治になっていくのではないかと私は思ひますので、こういうことが起こりましてまことに残念でございますけれども、組織が硬直化しないということを念頭に置いて、そしてこういうことが起こらないような人間をつくっていくというまことに教育の問題であると思ひますので、このことを意見として申し上げておきたい、特にこのことをここでお願いをするというところでございます。

もう一つ、私この際気がつきましたのは、この人物はなかなか有能な人であったということでございます。この間、官房長何かのお話にございまして、生き字引というような人がときたまこういう官庁にはいるわけでございまして、特にこの人はいわゆるノンキャリアであった。ノンキャリアでこのこととにかく勤め上げて、勉強して、その方面においてはいわゆる能吏であったというところでございまして、どうしてこういう人たちがそういうことをしたのだらうかということでございますが、能吏であるだけにその裏も知っておったということもあるかもしれません。しかし、私はそういうふうに見たくない。私の主観的なことなんですけれども、ノンキャリアは先行きがどうであろうか、文部省ではやはり学歴というようなもの、どこかでそれを優先しておられる人事

が行われているのじゃないかという気がしたわけなんです。もしもそうであれば、文部省自体がそういう学歴というものとらわれた人事をしておったのではないかと。こんなことはないと思ひますけれども、そういう不安がございましたので、それに対して官房長にお聞きいたします。

○政府委員(面崎清久君) 二点の先生の御指摘で、チェック機関に關しての御指摘、まことに私も留意すべきことかと存じまして、その点につきましては今後、契約事務なりあるいは予算事務に關してのいろいろな複数の者による判断といふふうな要素を入れるにつぎまして硬直化しないようにという先生の御指摘は、十分勘案しながら事を進めてまいりたいというふうに思っております。

それから第二点の、いわゆるノンキャリアの人事に關しての文部省の人事の問題でございますが、端的に例を申し上げますと、現在、各国立大学で旧帝大を初め事務局長という方々がおられるわけでございますが、いわゆる上級職試験を合格した者も事務局長になりますし、それから上級職試験を合格していない者、いわゆる先生の御指摘のノンキャリアの方も事務局長になられる、そういう点ではかなり幅広い人事を行つておるといふふうな現状もございまして、

今回逮捕されました田中文化庁会計課長のポストは、従来キャリアの人がついていたポストでございます。そういう意味では大変御指摘のようにならざるを得ないわけでございまして、一般論といたしまして、私も今後後の人事の進め方につきましては、先生の御指摘の点も勘案しながら配慮をしてみたいというふうに考えております。

○高木健太郎君 今後の教育は今度でございまして臨教審においてその基本方針が決められるということでございますが、日本の教育はアメリカや英国あるいはヨーロッパにおいては高く評価されている。私の会いました教授はみんな、なぜ今、臨教

審というような教育改革をやるのだ、立派な教育をやっているじゃないかというふうな話を私よく聞かされてございまして、特にアメリカでは、日本からこれだけ先端技術でとにかく追いつかれ、追い越されてしまったということについて、教育水準が下がった、それはアメリカの教育が悪かった、日本の教育が優秀だったのではないかと。話もよく聞かされてございまして、そういうところはございましてけれども、残念なのはアメリカと少し違つて学歴ということが非常に重く見られる。本人の実力よりも学歴である。文部省というその一番大事なところでそういうことがあつたといふことは、私はもしもそういうことがあつたとすればよくない、できるだけ実力主義でやつていかれるというふうなことを、私は、この際、強く要望をしておきたいと思ひます。

これと関連しまして、大学の経理の問題がございまして。先般、東京だったと思ひますが、一つは国立大学、一つは私立大学であつたと思ひますけれども、外から入りました資金が通常は大学の経理に入れて使つておられますけれども、それが外に財団のようなものをつくつてそこに入れる、その金を使つておつた。これが研究費じゃなくて何かほかに使われたとか、その経理が悪かつたといふようなことで、一人の先生はおやめになりまして、一人は何か教授会で調べておられるんですか、そういう問題があるわけなんです。

そこで、ちょっとお聞きしておきたいんですけれども、これは向坊さんのお話もよく聞いておつたんですが、私もそういう経験がございまして。それは講座に金が積算校費として来るわけですから、その金が普通は年間五百万とか六百万くらいあるわけなんです。それが実際の研究室に入つてくるときには二百万を切る。ひどい場合には百万そこそこであるというふうなことで、そこには教授一、助教授一、助手二、そのほかに大学院生あるいは研究生もいる。大学院生の方には細々ながら研究費あるいは指導費といふものがあつてございまして。だから、せつにかく五百万という金を文部

省がお出しになりました。現実には研究費あるいは教育費として使えるものは、光熱水料なんかを差し引かれますから百二、三十万しか残らない。それが米国のような場合は、そのような固定した研究費というものが余りないわけなんです。ほとんどがファンドだとかあるいは寄附とかで賄っておりまして、米国のような教授の先生は金を集めるのに必死になっているという様なことで、その点は日本の研究者は恵まれているとは思いますが、それでも、何分にもその金が非常に少ないという事です。

〔理事坂野重信君退席、委員長着席〕

そこで、企業から金が入ってくる。それを財団に入れる。すると、これは第一ほとんど制約がない。何に使ってもいいということじゃございませんけれども、制約がない。文部省から来る金は、設備費がどうだ、人件費がどうだ、謝礼はどうだ、非常に細かくその費目が分けてありまして、そこに融通がきかない。例えば必ず見積書をとりなさいとかね。すると、デパートへ行ったり、その夜の店で、これはおもしろいものがあるからこれをひとつ実験に使いたいといつても自由にその金を使えない。夜店に行つて請求書を出せ、見積もりを出せと言つたつてこれは出せないわけだから、だからして研究費が非常に不自由にしか使えない。そういう意味で、財団という様なところに置けば自分の自由に使える、あるいは研究がスムーズに進むという様なことで、そういうことがあります。もう一つは、事務の方へ入れますというと事務が非常に煩雑になるということもある。さっきのように判が幾つもあるという様なことになりまして、使えるときには随分時期も外れるという様なことがございます。

こういう意味で、私、ファンドにそういう財団をつつてやったのではなからうかと思うわけでございますが、現実には私の言つたことが間違いかどうか。例えばどれくらい講座の積算費が来ておつて、そして講座研究費が来ておつて、そのうち実際の研究者に渡るのはいくらになっているのか、なぜそういうことになるのか、そのことについて御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(大崎仁君) 大学の予算の配分のいたし方として、先生御指摘のように、講座当たりあるいは教官一人当たりの積算校費という形で必要な経費を配分するシステムになっておりまして、この額につきましては、その教科あるいは講座が実験であるか非実験であるか、あるいは大学院等もあわせて担当しているかどうかということによって変わつておりますので、先生のおっしゃいますように五百万前後というものももちろんあるわけでございます。

ただ、これは積算の趣旨をいたしましては、金額をその教官が直接お使いになれるという趣旨ではございせんので、いわばその中から共通経費、例えば光熱水料でございまして、その他の共通経費も含めて差し上げてあるという趣旨が中にあるわけでございます。その共通経費をどういうような形で支払うかということにつきましては、各大学ごとに方式がそれぞれ変わつておりまして、私、今の時点で大体何%がということをおし上げる準備がないわけでございます。

なお、法人をめぐります問題につきましては、先生御指摘の様な点が確かにあるわけでございますが、私どももいたしまして、今回の問題が取り上げられました後で、大臣の御指示を受けまして、この際、そういう外部のいわば民間研究資金の受け入れ方ということにつきまして検討をするという事で、内部に検討会議を関係局課の担当官をもつて構成をいたしたわけでございますが、その検討の視点といたしましては、一つは委任経理制度等、先生御指摘がございましたように、必要以上に不便あるいは煩雑なことになるという点があれば、やはりそれをこの際改めるべきではないかということが一つ、それから財団法人、その他研究助成、研究振興を目的とする法人の存在意義というものはもちろん十分あるわけでございますので、それと大学との適切なかわり方ということにつきまして改めて検討を開始いた

したところでございます。

○高木健太郎君 とにかく金がおいてくるのが遅いわねえんです。事務が非常に煩雑でして、それで使う方とすれば何か犯罪人扱いされておるやうな気がするわけなんです。要するに、最初から事務と教官の方に信頼関係がないやうなんです。教官は悪いことをするものだやうな顔をして判を押される。そういうことでは私は本當の意味の研究は進まない。さつきからお話ししているやうに、やはり信頼関係をもう少ししっかり立てなさいかね。

アメリカなんかでは人事でも会計でもインスティテュートになっていきますけれども、決して大学というやうな形でなくて、そのインスティテュートとインスティテュートが、講座、講座が会計も人事も全部やっておるわけなんです。大学としては、大学に來たものはほとんどそこへ入れてしまふ。後は、その教授なら教授の責任において何もかもやる。これだけの人間関係がありますので、決定権がきちつとしていられるやうなわけです。

今の国立大学もそうですけども、私立大学は違ふと思ひますが、公立大学なんかでは、それは学長というものもあります。教授というものもあるが、實際は決定権は何もないわけなんです。何でもか會議だ、何でもか判が要る、こういう形になっておるやうな、私は非常にこの教育研究を阻害しておるのじゃないか、この点はぜひ改めていただきたい。何かいい工夫があればそれでやっていたらいい。

また、今度の私立大学の先生は宴会が何かをされたというやうなことで自分でおやめになったのですが、宴会をやつて何で悪いのだからか、こう思ふわけなんです。我々もよく宴会をやる。議員の先生もおやめになる、それに政治献金をお使いになつておるのか、自分でお出しになるのかわかりませんけれども、私は、そういう宴会の中でのいろいろやつぱり研究のテーマとか、いろいろなものをおをそこで話し合うのだから、そういうことまで一チェックするということにはまことにばかになら

話じゃないかというふうに思ひますので、私は緩めるとかということじゃなくて、もっと人間関係をしっかりとされたらどうですか、お互いに疑いの目をもつて見るということはおやめになったらどうですかというのを申し上げたい。

それと、企業からは今非常に多くの金が流れてゐるわけなんです。普通のところではどうか知りませんが、工学部その他の応用化学の講座においては、そういう金がなければやつていけなくなつてゐるんです。すなわち、講座費だけではとても今の研究はやつていけないやうな状態になっておるやうに、科学研究費が来ますけれども、今申し上げたやうに、いつ回つてくるかわからないというやうな状況でございまして、企業はどうしても自分のことをやる。こうなりますと、応用化学の面は進みますけれども、基礎化学の面が留守になる。こういうことでアメリカのつくつたものをこちらの方へ輸入する。いつまでたつても向こうの知識で基礎は固めていくというやうなことになる。これも甚だ残念なことであらうという意味で、このことをちつとお話し申し上げたわけでございます。

次は、今度は臨教審のことですが、先ほど社会党の皆さん方から公開制の話がございました。そのことについて、私も審議會というものは公開に原則としてすべきじゃないか。これは粕谷さんもお話しになりましたし、先ほどから社会党からも何か対案が出ていられるやうなことも聞きました。それは公開制を原則とするという事でございまして、それは、この間、中西さんが私の文教へ入つていただいたので、ちつとお話しになりましたが、育英会で調査研究会というものができました。そのときに、中西さんもあつた委員でございまして、私はこの育英会の案には反対である、有利子化には反対である、この私の発言も二様の見方があつたという事で書いておいてくれと言つたけれども、書いてなかつた。それは中西さんが言われるんですから、後で調べただければいいんですが、そういうことじゃ實際困るわけなんです。

す。

それからまた、この間、厚生省で、生命倫理に関する懇談会という会が持たれました。これは脳死であるとか、あるいは体外受精とか、今問題になっておりますいろいろな問題を、学者先生に来ていただいたり、何回かにわたって懇談会を開かれました。こういうような簡単なモノグラフが出来ました。これがやはり非公開だったわけですね。それで、同じような非公開で、後で報告書というものが出たわけですが、医務局長と厚生大臣が話しになるところには医務局長何々、厚生大臣何々、ちゃんと名前があるんです。それからレクチュアラーがおりまして、レクチュアラーが話したところはちゃんと名前が書いてございます。後の討論の段階のところは全部名前が消してあるわけです。何だかちょっと嫌な感じがするわけです。だから何を言ったらうということをお私たちはやはり知りたいわけですし、どうしてこんなに隠さなければならぬだろうかという気持ちがありました。

同じ問題を、実はアメリカの方でレーガンさんのお声がかかりで大統領特別委員会というのができました。生命倫理委員会という大きな会ができました。今度の臨教審のようなものであろう、こう思いますが、これは全くの公開でございまして、だれが入ってもよろしい、それからそこに座っているだれが発言してもよろしい、私は非常にオープンでいい、こう思ったんです。だから、そういう意味では、今度の教育というような問題はぜひ原則的には公開にすべきではないか、こう思いました。

じゃ、なぜ日本ではそれができないのだろうかというふうに私は考えてみたわけです。これは、さっき言いましたように、信頼関係がない。例えば公開にすると、あるグループの人たちがやってきて、その審議を邪魔するとか、あるいは発言を求めてそれをストップさせるとかいうように、あるグループの人たちのそれが一つの場になってしまふということでは御心配になる。一方の方でははうとけばこちらの思うように持ってい

つちやう。こういうことで、まだ日本には民主主義が根づいていないのじゃないか、根本的に。だからして、アメリカのようにオープンにできないのじゃないか。これが最初の問題じゃないか。臨時教育審議会といいますが、その最初のものがいいのじゃないか、もっと、なぜオープンでできないのかというところが私は非常に残念でしようがない。

森文部大臣は、私も原則的にはそうだと思うけれども、発言の自由が妨げられてはいかぬとか、プライバシーの侵害になってはいかぬとか、いろいろ御心配もあると思います。あるけれども、アメリカの民主主義はアメリカでできたものでしょうが、そこではできてこちらではできないというところは、特に教育の問題についてできないというのはどうも残念で仕方がない。できるだけ今後、その精神だけはひとつお忘れなく。元来は公開であるべきであるが、現在、日本にはそういうまだ土壌がない。言うならば、その土壌をつくるべく教育を改革されるように臨時教育審議会の方にそのこともぜひ根本的に話しを願っておきたいと思えます。そうでなければ真の意味の教育改革といふものはできないのではないかと。これが私、第一番目に申し上げたいことでございますが、先ほどから何回も森文部大臣もお答えになりましたので、この辺に関する御感想は、私、時間もありませんので、はしらせていただきます。

次にお聞きいたしますのは、これは新聞なんか言われていることですが、今度の臨時教育審議会というのは一種の教育改革の臨調という言葉を時々出てくるわけです。臨調というのには、御存じのように国の財政の立て直しというのがその眼目でありましようが、それに伴いまして予算の削減とか政府の事務効率化というのが進められておるわけですが、今国会の政府提出の法案のほとんどすべてが何らかの関係でこの行革と関係があるわけでございます。これはしかも非常に強い強制力を持っておいて、これの壁を破ることはできないといつてもいいぐらいであらうと思

います。

そこで、お聞きしたいことでございますが、臨時教育審議会と臨調とどこが一番大きな性格の違いなのか。やはり臨教審で出した答申の案というものは、先ほど藤波官房長官も言われておりましたが、それを最も尊重して、これは全く崩すことのできない、そういうしきの御旗的なものであるかどうか。その点についてどのような強制力を持っておるか、国民に対して。それは法律で決まってしまうやむを得ませんが、その前においてもその答申がどれくらい力を持っているのか、その点をひとつ伺いたいと思います。

○国務大臣(森喜朗君) 臨時行政調査会は、先生も十分御承知のとおり、変化に対応いたしまして適正かつ合理的な行政の実現を目指すという、この視点から行政の各分野について調査審議をいたしておる機関でございます。それを政府としてはまた遵守すべきことも法律の中に明記されております。内閣といたしまして、最大限にこのことを生かして政府全体でこれに取り組んでいくということであらうかと思えます。

先生の御議論ではございせんが、行革をやつて、財政再建をやつて、次に教育改革をやつて、何かみなぶつた切つていくという一連のそういう印象によくあらわれている議論があるわけでございますが、私はそう思っていない。むしろ、適正かつ合理的な行政にして、むしろ柔らかな動きがとれるようにする。あるいは今まで行政の部門だけでやっておったことに對しても、民間の活力を注入することによつてもっと多様にしていく面もあるでしょうし、何事もすべて中央官庁で仕切っておったこともできるだけ地方に移管をして中央官庁そのものはやはり政策的な行政機関としてむしろ縦横無尽に動いていくということが大事である、こういう考え方も当然、この臨調の中にあると思うんです。

私は、そういう身軽で動きのとれた、多様化した行政の中で、初めて二十一世紀に対応していく

日本のいろいろな行政についてこれは遺憾なく展開をしていける体制をつくり得ることだ、その第一番にやるべきことが教育改革であらうというふうに考えておりますので、行政改革、それから財政再建、このことをなし遂げた基盤の上に柔軟な教育の諸制度をつくって、そして二十一世紀に備えるということが教育改革であらうというように私は考えておりますので、臨時教育審議会はそのところでは行革とは全く視点や検討の角度というものが違うものであるというふうに考えております。もう一つ、私個人的な考え方でありまうから、総理とは必ずしも一致しているかどうか。これからまた私は総理に対して御提言申し上げたい、こう考えておりますが、確かに先生おっしゃるように、臨調は大変強い強制力である、このことについては壁も穴をあけることのできないぐらいの強みであるというふうな考え方私も私はある意味ではあると思うんです。いわゆる行革という立場、臨調という立場でかなり教育の面についても指摘をしているわけです。それだけで私はいいのだらうかという考え方は持つのです。行政の部門あるいは財政の面だけで教育をとらえることが本当に正しいのだからかというふうに考えますと、私はそういう意味で中教審が文部省固有のものの改革の審議をするということになれば、先生が今おっしゃったように、強い強制力の中の枠の中に入るものだというふうに考えざるを得ないと思うんです。

そういう意味で、今度は臨時教育審議会が教育という観点の中で諸制度を考えていくということ、は、行革という制度の考え方が国民に示されている以上は、今度は教育という基盤の中で私は教育全体に対して政府全体が取り組んでいくということがまさに大事なことであらうというふうに考えるわけでありまして、そういう意味でどちらが上で、どちらがこれに拘束されるという議論は非常に難しいところではございますが、これは私は念を押して申し上げたように、今個人的な見解で申し上げているわけでありまうが、行革はあくまでも

財政や行政という仕組みの中でその中の一つとして教育も論じておる、しかし臨時教育審議会はさらにそのことを政府全体で教育という見地で考えていくという事は私は正しいことではないだろうか。むしろ、そのことは進めておかないと、先生が今おっしゃった強い強制力というものの中に全く埋没してしまうおそれもあるのではないかと、いうふうな意味から考えますと、臨時教育審議会はそういう意味で、内閣全体でこれを総理の諮問機関としてとらえていくという事は極めて大事なことではないかというふうな考え方を持っておるんです。

○高木健太郎君 森文部大臣のお話、確かに私はそうしていただきたい。

臨調の方はお金の問題でございまして、切った張り切った案外簡単であると思ふんです、考えてみれば。しかし、教育というのは人間でございまして、そんな切ったり張ったりというふうなことはできない。そして、非常に個性が違ふ。だからして、非常に個性を有している人間を切ったり張ったりで、これをこっぴどくつけるとかいうようなことをやられたのでは、これはとてもかなわないと思ふんです。特に、臨調のような権限があると考えると、そして何か臨調の答申がこうやらないかというふうな一律な案をもし出されたら、これは私、日本は非常に危険だと思ひます。それは社会主義国家であればそういうことは結構です。しかし、そうではなくて、もとより自由であるということが教育の基本的な精神でございまして、それから、いかに臨調答申という立派な人たちがお集まりになって審議されたことであつても、それが万端ではないわけですから、だから、ぜひ一律のことを出さないで、そしてそれは、国は教育の現場の活動のある程度誘導する、あるいはその答申は誘導する、あるいは奨励する、あるいは応援する、こういう意味の、先ほどお話がありました基本方針というものは私ははっきりわかりませぬけれども、もっと概念的な、理念的なもの、ちょうど懇談でお出しになったよう

なあるいは理念的なものの方がいいのではないかと。これはこうすべきだと言つたら、これは本当に硬直化してしまつて社会主義国家になる、あるいはそうでなかったら独裁的な色彩を帯びてくる、それを午前中の皆さん方は御心配になつておられるのだからと思ひます。だけれども、発言は自由になつてしまつて、いわゆる自由ということと民主ということと両方を並べて余り硬直化した答申を出しにならないように、これは文部大臣からおっしゃつてもこれはしょうがないのかもしれない。審議会そのものがお考えになることかもしれない。答申の自由度を我々は持つておるといふ、それをぜひお願いしたいと思ひます。

財政の方もいろいろの議論が今までございまして、けれども、教育につきましては、ここ十年ぐらゐり、あらゆる角度からいろいろな人の意見が出ております。また内閣委員会もそうでございけれども、文教委員会の皆さん方は、本当にそれを自分の専門にしていろいろの本を読み、現場へ行つて調べ、いろいろのことをやつておられるわけですから、その人たちの意見というものを、例えば私が今しゃべつてゐること、午前中にお話のあつたこと、そういう公開制のこと、そういうことも全部一応臨調答申にそれをお示しただきまして、こういう議論があつたのだといふことはぜひひとつ臨調答申の方々に明示を願つて、画一的な案が出ないよう、硬直した案が出ないよう、ひとつお願いをしておきたい、こう思ひます。

それから五番目になりますけれども、学校教育というものが今非常に大きく取り上げられておりますが、私は、教育は何も学校教育だけではないと思ひます。すべてが我々に対しては教育者である。自然も、すべての人間も、あるいは我々を取り巻く社会も、すべてが一種の教育者であります。それに影響を受けて我々は成長してきています。それから、あたかも学制改革というので学校制度をいじくるといふ、そういう考えが強いように思

うんです。最近、教育を考えますと、個人がその能力あるいは人間形成ということがありまして、それは年齢に応じてだんだんいろいろな教育がそのころ施されなければいけません。いわゆる教育は人間形成に沿つた一つの教育でなければいけません。一方においては今度は社会的の要請というものがあつて、その年その年であるいろいろの教育が行われなければいけないし、適当に行つていふと思ひます。

そこで、私は、文部省は学校教育とその他の教育との統合ということについてはどういふふうな考えを持つておられるのか。例えば、生涯教育というふうなものがありまして、六十を定年としますと、今八十まで生きますから二十年間があるわけですから、また、会社へ勤めておられますと、土、日が休みであるということになりますと、レジャーも非常に多いということになります。その間に我々は何が学びたいという人間の気持ちがあると、それに対しては学校に行かなくてもどこかで勉強ができるというふうなことも考えなきやいけません。現在、学校を卒業したということ、その人は何か資格を取るといふようなその意識が非常に強いわけですから、そうではなくて、もっとフリーに、あの単位を取ればそれで自分はい、この講義を聞けばこれでよろしい、これも自分は聞きたい、もっとフリーな生涯的な教育というものを考えたい。ただいまだどうか。余り学校というものを考えると非常に硬直化してしまふのではないかと、いふに考えているわけですが、生涯教育とそれから学校教育との関係をどうに今後おやりになるつもりか、あるいは何かお考えがあればそのことをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(森喜朗君) この臨時教育審議会を国会で御議論をいたしておられますその過程の中で、もちろん基本的な諮問案につきましては、これから総理にお考えをいただくという事は、基本的にどう考えるかということについての御指摘がよくございまして、私はその中で視点を三つばかり

り申し上げております。時間がかかりますから省きますが、その中の一つとして、私は人間が生涯いかなるところで学べるように、生涯教育としてのそうした諸制度を充実させるということも大事な視点である、このように申し上げてきたわけでございます。

そういう中で、私もこれから諸制度を、単に学制の制度だけではないという先生から御指摘がございましたが、やはりできるだけ柔軟な多様なこれからの諸制度というものを考えていかなきゃならぬでしょう。社会人が、高等教育の見地だけから申し上げても、学びたいときに高等教育に入る、学んでいく、また自由にそのことの単位をいろいろな形で互換していく。あるいはこれは総理が予算委員会でも答弁しておりましたけれども、専修学校、そういう専門的なところで学んだ点も、いろいろな意味で、またこれを単位としていろいろ使用ができるということの柔軟性も必要でしょう。総理は複線あるいは複々線というふうなことも申し上げておつたやうでございまして、いろいろなことと考へていくということが大事だといふふうに考へております。

文部省といたしまして、先生も御専門ですからよく御存じだと思ひますが、いわゆる職業を持つておられます一般社会人に対しての高等教育を受ける機会を拡充するということである。今スタートを目前といたしておられます放送大学なども、やはりこれはどちらかといへば、私は職業を持つて、そしていろいろな立場で上の学校に進めなかつた人たちに、テレビを利用して、あるいは放送を利用して学んでいくことができる。広く教育の機会均等、特に高等教育の面で均等であるといふことの一つの制度として考えられていくものでもございましょうし、国立大学におきましても、あるいは夜間講義の制度、あるいはまた推薦入学、あるいは論文や面接等を重視して、いろいろな形で社会から大学で学べるような機会をつくる。こういうことについての指導も今日までいたしてきたところでございまして、

先生がおっしゃいましたように、社会全体がまだアメリカのような民主主義というか、アメリカの民主主義がすべていいとは限りませんが、やはり先進国という立場、もちろん日本も今では先進国なのかもしれませんが、文化というものを備えたという意味から見れば、まだまだ西洋あるいはアメリカから見れば数百年のおくれをとっておることは事実でございますから、そういう中で学歴社会ということにも、実際に学問を学んでいくというところ、そのことを社会でどのように生かしていくのか。また、個人の能力をそこから引き出していくというこの見地から教育というものの制度を考えてみる必要が私はそろそろきておる。

そういうことで、この臨時教育審議会でも単に諸制度をいじくるということだけではなくて、教育を受ける立場で、社会においてどういうふうな教育を受けることが本人たちにとってプラスになり、また国家にとっても有益になるのかという議論もしていく必要があるのではないかと。こういうふうに考えますので、先生からいろいろ御指摘ありました点はまさに私は大事な点でございますし、国会の議論というのを私は絶えず申し上げておりますのも、こうして国民を代表する先生方、そしてまたその中で教育に対して極めて関心の深い先生方がこうした御議論をしていただくというところは、これは臨時教育審議会の諸先生方がこれから審議を進めていかれる過程の中において、大変大事な参考の御意見として私はいろんな角度で御検討を願えるのではないかと。また、臨時教育審議会を担当する文部大臣という立場から、こうした国会の議論を十分に臨時教育審議会の先生方に参考としていただきたいということは申し上げていきたい、こういうふうに考えているところでございます。

○高木健太郎君 大変いいことを言っていたと思いますが私も安心いたしました、よく昔から学歴社会をやめようと思えば東大をつぶしたらいいという話が出るわけです。東大をつぶせばまた第二の東大ができるだろうと思ひます。そういう意味

では、向坊さんとか東大の総長なんかもよく言うておられたように、卒業証書というのを出さないようにしたらどうだ、いわゆる大学の卒業証書というのはおかしいじゃないか、各講座の担当の教授あるいは先生方が自分で、おまえはこの科目は立派にやっった男である、こういうやつで、どこか大学へ行っても、自分はここで工学部の機械を出た、こちらで電機を出たというふうにと取って、自分はこういう立派な先生からこういう機械学を学んだのだ、あるいは江崎玲於奈のところでは自分はエレクトロニクスを学んだのだ、そのサティフィケーションの方が私は値打ちがあるのじゃないか、何で学歴というふうなものがあるのか、本当の実力じゃないじゃないかという気もするわけです。だから、できればそういう自由にはいれると。単位互換制なんて言いがた全然行わない。だから、今度答申が出ても、実際にやってみるとあつちこつちかえちやてなかなかうまくいかないのじゃないか。公開制というところは原則としていいとわかっていてもなかなかそれが行われない。何かどこかでぎくしゃくしているからうまくいかないのじゃないかという気がするわけです。しかし、できれば私はそういうふうにしていただきたい。

例えば、落ちこぼれをつくらない。先ほどもいろいろお話がございました、学力の分配曲線とかいろいろなものでございしても、あらゆることをいろいろ考えたけれども、なかなかうまくいかない。全部の人間の能力を、もしも正確にその人間というもののあらゆる能力を調べて、これが一番だ、二番だ、三番だと言ったら、おしりの方になったやつは人間として生きられないのじゃないかと思ふんです。まあまあ学力で私はいけるのだとけれども体力で来い、おれはここでいけるのだという、どこか抜け穴があるから我々は安心して生きておられるので、そっくりそのまま神様のような人が、おまえは一番、二番と言ったらだめで、これこそ本當の落ちこぼれになつちやうだろう。そうじゃなくて、その落ちこぼれというのはどん

なにしても、いろんなことをやっても出てくるのじゃないか。そういう意味で、特に年輪的に非常に発達の子供もいるわけなんです。そういういわゆる晩成の子供もいるわけですが、そういう子供は例えば三十になつてから東大のどこかの講座へ行く、大阪のどこか講座へ行って自分の勉強したいものを勉強できる、それが一種のサティフィケーション、証明になるというふうなすれば、少し発達の遅い子供もそれで浮かび上がってくるのじゃないかという気がするわけです。

のころになつて多いからちよつとまた減せ。それで、また文部省の方へ言つてこられる。すると、文部省はそれに応ぜられますか。どこからどういうふうな削ろうとお思ひになつていらっしゃるのか。文部省の方針としてはどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか。あるいは厚生省が言つてくればそのとおりお聞きになるんですか。大学設置審議会が決めたとはいへるんですか、これ一体。その点、お聞きしておきたいです。

最後に、お医者さんがたくさんゐてきた、毎年八千人ぐらゐるが、現在十七万人ぐらゐるというふうなことでございますが、それだからして、一方では厚生省の方にこういう医師増対策委員会とかという委員会をおつくりになつて検討しておられるということですか。何で厚生省でやるのかよくわからないんです。学校をつつたのは文部省じゃないか。それで、厚生省の方から少し医師が多いから、おい学生少し減せよと言つたら今度は減らされる。どういふふうな教育というものは大体考えておられるのか。医師をつくるための大学であるとは私は思わないんです。教育というものは、元来そういうものじゃないわけですから。その能力を世間が買うということであり、厚生省がそれを認めようということであつて、教育というものは、そういうこちらから言われたからこうしますというもののじゃ私はないと思う。本人がこうしたいと言ふから教育は受けられるものである。何年か前に、十万人当たりお医者さんを百五十人にする、文部省は各県一つずつ大学をふやせというふうなことでわあつとふやした。そしたら、こ

○政府委員(宮地貫一君) 文教委員会でも先生から医師養成問題についてお尋ねがあつたわけでございますが、現在、医学部の新設等に伴ひまして、当面の目標数としてきておりました人口十万人当たり医師百五十人という数、それについては目標年度でございます昭和六十年を待たずに達成できるということになつておるわけでございます。しかしながら、全体的に人口の高齢化、あるいは医療需要の多様化、複雑化、そのほか医学、医療の高度化というふうなこともございまして、さらに地域的な、あるいは領域的にはなお医師の確保が困難というふうなことも言われておるわけでございます。私ども、医師の養成計画そのものについては、地域医療の動向とか、あるいは社会情勢の変化、そういうようなことを総合的に検討いたしまして、将来を見通した適正な医師数の水準というものを検討することがまず先決であらうかと思つております。

そこで、厚生省では将来の医師需給に関する検討委員会をこの五月に設置して検討を進めておるところでございます。基本的には医師の養成については厚生省のそういうどれだけの医師を要するかという基本的な検討を経た後において、それに対して私どもとしても対応したいというのが基本的な考え方でございます。

ただ、先生から御指摘いただいておりますように、医学についての大学教育という基本的な考え方は、単に医師の需給についてどうするということだけが先決する話ではないではないかという基本的な御指摘をいただいております。

す。まさに、そのとおりかと思ひます。そういう大学教育そのものの本来の目的といひますか、そういうものをもちろ十分踏まえた上で私ども大学教育といふものについて考えていかなければならないのは先生御指摘のとおりかと思ひます。

ただ、一つには、我が国の医療制度全体からくるいろいろな要請、それから医学部の卒業生については、医師以外のいろいろな道ということももちろん考えられなければならない点かと思ひますけれども、医師の養成については、これは国立であれ私立であれ相当多額の経費を要するというところ、これは先生御指摘のとおりでございます。それらの点について、私どもとしても適正な医師の養成のための数ということは一応踏まえて、それで大学教育全体というのを考えなければならぬけれども、片や先生の御指摘のような、基本的な大学教育ということ踏まえた上で対応すべしということについても、私どもとしてもこれからの大学行政を進めていく上に非常に大切な、基本的な御指摘かと思ひます。

それらの点について、十分そういう基本的な点も踏まえながら対応してまいりたい、かように考えております。

○高木健太郎君 理学部あるいは人文学部などというのは、どこへ就職するという当てもないわけなんです。元来、ただ学問をしている、人間を磨いていくということなんです。医学ということだけがそういうものであって、社会要請だけでそれが縛られてくるというのは、私、文部省としては余りにも自律性とか自主性がなさ過ぎるのじゃないか。文部省は、医学といふものの進歩はぜひ必要であるから、だからこれだけの人間を出してもよいというふうな形でない、社会的要請だけに流されてしまふのは余りにどうも文部省としては情けないという気が私はするわけです。

厚生省の方は、それは福祉、厚生というふうなことがございまして、それでこれだけのお医者さんをつくってくれとか、ちょっと多いからちょっと

とやめてくれとかいろいろおっしゃるかもしれないけれども、文部省としては文部省としての自主的な意見をきちんと持っておかれることが私は大事である。それならば、理学部や人文学部は余り要らないことになつちゃうんです。理学部なんか多過ぎて困つちやうな状況だから、あそこは理学部はうんと減らせなくて言つたら、やっぱり困られるのじゃないでしょうか。だから、そういう意味で、私は文部省として医学教育はいかにあるべきかということとをきちんとした政策を立てられるように、ぜひ、この際、決意を持っておかれることが私は大事であると思ひます。

もしも多いという場合に、これから三百人ぐらゐになるそうです。今都市では二百人を超過しているところはたくさんございまして、というくせに、僻地ではほとんど足りないというところで困つていふこともわかるんですけれども、だからといって私立大学は減らせとは言えないから、国立は自分の配下と言つてはおかしいけれども、自分の方で金を出しているのだから少し学生を減らせとか、そういうことは私は非常に不経済じゃないか。学生を減らせば今度は人間も削られなければいけません。しょうし、研究費も減らさなければいけません。そんなことじゃ私は困るのじゃないかと思ふ。せつかくここまでなつてきたら、何かその使い道をお考えになつたらどうか。その点は何かお考えになつておりますか、文部省として。今のままの状態です。それを利用する、それについての文部省は何か方法をお持ちかどうかということなんです。

○政府委員(宮地貫一君) そういう基本的な医師養成の検討は厚生省の今後の検討にまねばなりませんが、基本的にはさらに大学教育そのものについての方では先生御指摘のとおりかと思ひます。

現時点での私ども具体的な国立大学の定員の問題について、それぞれこれは個別の大学で御検討いただく問題でございしますが、一つには新設の医科大学をつくりました際に、第一期の大学については入学定員百二十名ということで対応してきた

わけでございます。しかしながら、教育研究条件からすれば百二十名ということでは、臨床教育その他の面から見ても、教育内容としても、臨床実習その他の面でも医学教育そのものとしても十分でないというふうなところ、これはむしろ大学自体の検討でそういう点が行われておまして、具体的に六十年程度の概算要求に向けて個々の大学でそれぞれ対応しながら入学定員百二十名については百名というところで対応することが医学教育の充実のために必要ではないかという検討は具体的にはされていくわけでございます。

それからもう一点は、一つは、そういうことで単に入学定員を減らすというだけの考え方ではなしに、持つておる人員なり組織なり、そういうものを有効に生かす道をむしろ積極的に考えるべきではないかという御指摘と何うわけでございますか、私ども、もちろんこれからはさらに国際化の時代に向かつて進むわけでございますし、特に大学教育については、国際交流の問題とか、そういうことももちろん考えなければならぬ課題の一つであるというぐあいに考えております。現在、具体的などところまでまだ私も検討を進めているわけではございませんが、そういう広い観点から、先生御指摘のような、持つておる現在の大学の教官組織なり、あるいは施設その他の点を有効に活用するといふ考え方も念頭に置いて、どういふことが可能か、それらの点も十分積極的な気持ちで私どもも検討させていただきたい、かように考えております。

○高木健太郎君 最後、それでは今のうちにひとつ積極的に考えたいと思ひます。百二十人では多過ぎたのだけれども卒業生は出してしまつた、二十人は余り質のよくないやつを出したというふうなことになるから、そういう発言は僕はよくないと思ひます。百二十人、それは立派な医者をつくりましたと言つておかぬと、それはちよつとぐあいが悪いのじゃないかと思ひます。だから、少なくとも百二十人はとにかく収容でき、今までもそこで十分な教育をすることができ

た、今後は百人であればいいと言つてくぐあいが悪いから、それだけの余裕のあるものはやっぱりそれなりに使つていこうというような積極的な姿勢が私は大事だと思ふ。

今、国際化ということがございしましたけれども、先刻も、この前の文教でもお聞きしましたけれども、アジアの人々が皆アメリカへ行つちやうです。その人間がそこで十年なり何年なり勉強しまして、それでアメリカにとどまる人もいます。よし、また自分の母国に帰る人もいます。そうすると、英語をしゃべつて、向こうの文化に浸つて、向こうの民族を知つておる人たちが国に帰つてきますから、そうするとアメリカという国に対して非常に信頼感と親密感を持つわけなんです。いろいろな施設を途上国につくるということもこれはいいことかもしれません、それについていろいろお話がございまして、日本のものをそつくり向こうへ持つていくと、向こうは全然それが使えないわけなんです。機械なんかちよつと壊れると全然だめなんです。それよりか一番大事なこととは、向こうに人間をつくつて送り込むということが、一番大事なことではないか。我々日本もこれだけ立派になりましたのは、ヨーロッパに行つたりアメリカに洋行したりした人が最初の東京大学なら東京大学の先生になりまして、その人たちが日本の文化といふものを盛んにしていったわけなんです。だから、そういう意味では、アメリカへどんどん逃げていくアジアの頭脳、優秀な人がおるわけなんです。中国なんか非常に立派な人があるわけなんです。ノーベル賞を何人ももらつておる。東南アジアにも私は私はいらぬと思ひます。インドにもノーベル賞をもらつた人はたくさんおられます。そういう優秀な頭が全部アメリカへ行つちやうな。日本には余りいいのが来ない。また、数も少ない。これじゃ、将来、東洋で日本が親しまれ、そして国際交流を盛んにするといふことはできない。ここで、そういう余つたならば、その人間を何か使えませんか。アジアの人を呼んできて、教育をして帰す

ということではできませんでしょうか。これは夢みたいな話かもしれませんが、私は人間を育て、人間を親密にするということは国際交流の一番大事なことである。お金を幾らやっただめなんですか、そんなことは。だめだということはないけれども、お金もやりようによりけりだ。それよりも人間を親しくしておくといいことが、将来、日本の発展のためにも、また途上国の発展のためにもいいことじゃないか、こう思いますが、文部大臣、もし何かお考えがございましたら、私はこういう案を持っているので、むやみにすぐ大学を縮小して、十人、二十人一つの大学から削れなんて、今のようなことは余りおっしゃらないようにお願いしたい、こう思います。

○国務大臣(森喜朗君) 先ほど御答弁の際に申し上げましたように、これまでの日本の教育は、まず近代日本を完成させるために、諸外国に追いつけ、追い越せというのが明治以来今日までの日本の教育であった。これからは国際化ということをも十分考えていく。そのような点としては、いわゆる海外で働いておられる方の子弟の問題もあるでしょうし、留学生を迎え入れることもあるでしょうが、やはり基本的には、今、先生がおっしゃったように、日本の教育は今度は国際社会のためにどうあるべきだろうか、世界の人々に対して日本は教育でどういう役割を果たしていくのかというところが、国際社会におけるいわゆる平和憲法を大事にしていく日本として、国際社会の中に果たし得る最も大事なこれは安全保障の一つでもあるというふうに私は考えるのでございます。そういう意味で、先生の御指摘をいただきましたことなどについても、日本の将来の高等教育、あるいは高等教育のみならず教育全体に対して、国際社会でどのような教育を展開するかということも、やはり臨時教育審議会の一つの重要な課題として御議論をいただけるのではないかと、いうふうに私は期待をいたしたいと思うわけでございます。

医師急増対策についての先生の御意見は私も賛成でございます。端的に言えば、医師会などで

どうもお医者さんの数がふえた、競争が何か別の意味で激しくなったというふうな観点から、いわゆる私どもの文部省の医学教育の養成のことにまですそのことを配慮するというのは、全く私はこれは見当違いだというふうに考えております。当然、自治体病院の面、あるいは地域的、領域的の確保の面もございまして。私は、ある意味でも、お医者さんが、ほとんど医師養成がふえて、その中でむしろ本当にまじめに努力する人でなければお医者さんになっていけないのだというところの方がより大事だと思ひますが、これは世相的なこともあるのだらうと思いますが、何か医学の道をきわめるとすぐお父さんの後を継いで病院経営をすることがごく当たり前の道行きみたいになっておられることが、すべてではございせんけれども、どうも最近の傾向としてはあるのじゃないかという感じがして大変心配をいたしております。

もともととて医学教育に対して、また特に国立大学などでは税金によって医学の道をきわめることができた、これは国家国民にとってどう奉仕をしていくのだらうという考え方があっても私はいいのではないかと。制度的には、大学を出た人がしばらくは僻地に行きなさい、あるいはしばらくは離島に行きなさい、あるいはいかなることは、これは日本の今日の制度から義務的に課することはできないかもしれないが、むしろ使命感としてそのようなことを考えていくことがあってもいいと思ひます。先生は、東南アジアやそうしたところの英知を日本の医学教育で勉強させることも大事だが、日本のそうした医学学生が諸外国に出ていって、逆に言えばいろいろな意味で人道的な立場からも、また学術を世界の中で大きく広めていくという見地からも諸外国に出ていくことがあってもいいし、これを制度として義務化はできないかもしれないが、自然な創意の中でそうした工夫がこれから取り入れられていくということも大事な一つの視点ではないかというふうにも考えるわけでございまして、先生から今御指摘をいただきましたことなどは、文部省としてもとても大事

なこれからの問題点であるというふうに私は受けとめさせていただきます。また事務当局もそのように考えて今後とも指導していききたい、このように考えております。

大変いろいろな御意見をちょうだいして、私どもとしてはありがたいことだと考えております。

○高木健太郎君 最後によつて。

医療、医学の問題、大変難しい問題でして、いろいろ事情が絡み合っておりますので一度にこうだというふうなことはできませんので、慎重によく厚生省とも話し合いになる、それから医師会とも話し合うとか、あるいは医学者とも話し合う、大学側とも話し合うというふうな慎重な態度で、五、六年か七、八年前につくったらもう多過ぎちゃうから今度は切つていこうなんて、そういう過ちを犯さないように慎重にひとつお考えをお願いしたい、こう思います。

終わります。

○委員長(高平公友君) 両案についての質疑は、本日はこの程度にとどめます。

午後六時十二分休憩

午後七時二分開会

○委員長(高平公友君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、高木健太郎君が委員を辞任され、その補欠として伏見康治君が選任されました。

○委員長(高平公友君) 次に、連合審査会に関する件についてお語りいたします。

臨時教育審議会設置法案について文教委員会からの、また、臨時教育審議会設置法案及び国民教育審議会設置法案の両案について社会労働委員会からの連合審査会開会の申し入れを受諾すること、及び今後他の関係委員会から連合審査会開会

の申し入れがありました場合は、これを受諾することに御異議ございませんか。

○委員長(高平公友君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高平公友君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高平公友君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高平公友君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高平公友君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高平公友君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高平公友君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高平公友君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高平公友君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高平公友君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高平公友君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高平公友君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高平公友君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○二三号(第九〇二四号)(第九〇二五号)(第九一五号)(第九一六号)(第九一七号)(第九一八号)(第九一九号)(第九二〇号)(第九二一号)(第九二二号)(第九二三号)(第九二四号)(第九二五号)(第九二六号)(第九二七号)(第九二八号)(第九二九号)(第九三〇号)(第九三一〇号)(第九三二〇号)(第九三三〇号)(第九三四〇号)(第九三五〇号)(第九三六〇号)(第九三七〇号)(第九三八〇号)(第九三九〇号)(第九四〇〇号)(第九四一〇号)(第九四二〇号)(第九四三〇号)(第九四四〇号)(第九四五〇号)(第九四六〇号)(第九四七〇号)(第九四八〇号)(第九四九〇号)(第九五〇〇号)(第九五一〇号)(第九五二〇号)(第九五三〇号)(第九五四〇号)(第九五五〇号)(第九五六〇号)(第九五七〇号)(第九五八〇号)(第九五九〇号)(第九六〇〇号)(第九六一〇号)(第九六二〇号)(第九六三〇号)(第九六四〇号)(第九六五〇号)(第九六六〇号)(第九六七〇号)(第九六八〇号)(第九六九〇号)(第九七〇〇号)(第九七一〇号)(第九七二〇号)(第九七三〇号)(第九七四〇号)(第九七五〇号)(第九七六〇号)(第九七七〇号)(第九七八〇号)(第九七九〇号)(第九八〇〇号)(第九八一〇号)(第九八二〇号)(第九八三〇号)(第九八四〇号)(第九八五〇号)(第九八六〇号)(第九八七〇号)(第九八八〇号)(第九八九〇号)(第九九〇〇号)(第九九一〇号)(第九九二〇号)(第九九三〇号)(第九九四〇号)(第九九五〇号)(第九九六〇号)(第九九七〇号)(第九九八〇号)(第九九九〇号)(第一〇〇〇〇号)

第八五九六号 昭和五十九年七月十三日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 岩手県釜石市甲子町一五ノ五一ノ三 塚本文造 外九百九十九名
紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八五九七号 昭和五十九年七月十三日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願(二通)
請願者 大阪府東淀川区下新庄五ノ九ノ一 一 深美やよい 外千八百六十六名
紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八五九八号 昭和五十九年七月十三日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 愛知県西春日井郡清洲町清洲二、三四〇 青木正博 外九百九十九名
紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八六三四号 昭和五十九年七月十三日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 広島県佐伯郡廿日市町串戸三ノ一五ノ一八 小田恵子 外九百九十九名
紹介議員 小野 明君

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。
第八六三五号 昭和五十九年七月十三日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 大阪府旭区新森一ノ七ノ四七 堀端和彦 外百一名
紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。
第八六三六号 昭和五十九年七月十三日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 大阪府堺市宿院町西四丁一ノ一五 山本恵美子 外四十九名
紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。
第八六三七号 昭和五十九年七月十三日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願(二通)
請願者 横濱市旭区今川町一三 山崎美恵子 外千七百七十七名
紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。
第八六三八号 昭和五十九年七月十三日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 新潟県村上市二之町二ノ四一 高橋恵美子 外九百二十八名
紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。
第八六三九号 昭和五十九年七月十三日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 愛知県安城市美園町二ノ一八ノ三 小嶋喜樹 外九百九十九名
紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。
第八六四〇号 昭和五十九年七月十三日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 福岡県田川市伊田社宅仲通り西三 深堀さとみ 外九百九十九名
紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。
第八六四一号 昭和五十九年七月十三日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 静岡県天竜市二俣町鹿島五三七ノ一 鈴木熊一 外九百九十九名
紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。
第八六四二号 昭和五十九年七月十三日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願(二通)
請願者 大阪府西區土佐堀三ノ三ノ一五 森田四郎 外千八百五十五名
紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。
第八六四三号 昭和五十九年七月十三日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 大阪府東住吉区杭全五ノ二ノ三 水谷文代 外八十九名
紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。
第八六四四号 昭和五十九年七月十三日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 北海道網走市網走七九ノ一〇五 近藤孝明 外九百九十九名
紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。
第八六四五号 昭和五十九年七月十三日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 愛知県知多市八幡杉山一〇 竹内宣友 外千九百九十九名
紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。
第八六四六号 昭和五十九年七月十三日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 北海道網走郡美幌町稲美一〇九ノ三 木村正昭 外九百九十九名
紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。
第八六四七号 昭和五十九年七月十三日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願(二通)
請願者 愛知県安城市新田町出郷七七 大見悦子 外千九百九十九名
紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。
第八六四八号 昭和五十九年七月十三日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 兵庫県西宮市甲子園浦風町一ノ二 三 亀尾博子 外九百九十九名
紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。
第八六四九号 昭和五十九年七月十四日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 兵庫県西宮市甲子園浦風町一ノ二 三 亀尾博子 外九百九十九名
紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。
第八六五〇号 昭和五十九年七月十六日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 兵庫県西宮市甲子園浦風町一ノ二 三 亀尾博子 外九百九十九名
紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。
第八六五一号 昭和五十九年七月十六日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 兵庫県西宮市甲子園浦風町一ノ二 三 亀尾博子 外九百九十九名
紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。
第八六五二号 昭和五十九年七月十六日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 兵庫県西宮市甲子園浦風町一ノ二 三 亀尾博子 外九百九十九名
紹介議員 八百板 正君

請願者 愛知県半田市栄町二ノ二五 竹内
紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八七五六号 昭和五十九年七月十六日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 静岡市稲川二ノ五ノ五 青島道子
紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八七五七号 昭和五十九年七月十六日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 神奈川県足柄上郡開成町吉田島
三、五五六ノ二 小野捷司 外四
十九名
紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八八一〇号 昭和五十九年七月十六日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 北海道深川市穂穂町二ノ三ノ九
向中野浩 外九百九十九名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八八一一号 昭和五十九年七月十六日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 奈良県生駒市小町町七三九 池本
幸司 外四十九名
紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八八一二号 昭和五十九年七月十六日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 横浜市港北区高田町一、六五六
稲葉正次 外六十七名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八八一三号 昭和五十九年七月十六日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 横浜市戸塚区戸塚町二、〇三四ノ
一 田中耕一 外七十九名
紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八八一四号 昭和五十九年七月十六日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 愛知県渥美郡田原町大久保大新田
七三ノ一 大場勇人 外九百九十九
九名
紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八八四八号 昭和五十九年七月十六日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願（二
通）

請願者 名古屋市中区上飯田南町三ノ五〇
ノ二 石井則義 外千九百九十九
名
紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八八六一号 昭和五十九年七月十六日受理

台湾人元日本軍人軍属の補償に関する請願

請願者 東京都八王子市高尾町一、五九九
原島道善 外九名
紹介議員 板垣 正君

この請願の趣旨は、第五〇八三号と同じである。

第八八六五号 昭和五十九年七月十七日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願（二
通）

請願者 富山県下新川郡入善町墓ノ木四七

一 宮腰三三代 外千九百九十九
名 甚市君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八八六六号 昭和五十九年七月十七日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 愛知県豊橋市岩屋町岩屋九四ノ
二九 星野好久 外九百九十九名
紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八八六七号 昭和五十九年七月十七日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 愛知県豊田市朝日町三ノ一〇ノ一
河上ちさえ 外九百九十九名
紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八八八七号 昭和五十九年七月十七日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 新潟県柏崎市加納四、五八九 関
哲夫 外千七百七十二名
紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八八八八号 昭和五十九年七月十七日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 愛知県愛知郡日進町岩崎根裏九〇
ノ一三四 森幸子 外九百九十九
名
紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八八八九号 昭和五十九年七月十七日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 富山県上新川郡大沢町笹津一〇
〇 山野尚子 外九百八十名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八八九〇号 昭和五十九年七月十七日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 大阪府吹田市竹見台一ノ一ノCノ
二四ノ六〇六 阪口光二 外四十
八名
紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八八九一号 昭和五十九年七月十七日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 富山県黒部市浜石田三五ノ一 入
井寛道 外九百八十九名
紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八八九二号 昭和五十九年七月十七日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 名古屋市中区天白町島田横町四
四六 黒川トミ子 外九百九十九
名
紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八八九三号 昭和五十九年七月十七日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 横浜市旭区東希望が丘六八ノ六
出川峯子 外三十五名
紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八八九四号 昭和五十九年七月十七日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願（三
通）

請願者 奈良県生駒郡斑鳩町神南五ノ一二
ノ六 夏秋植正 外千九十九名

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八九六一号 昭和五十九年七月十七日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 愛知県愛知郡日進町米野木三ヶ峯
四ノ二二五 山下実 外九百九十九名
紹介議員 稲山 篤君
この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八九六二号 昭和五十九年七月十七日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 大阪府城東区今福東三ノ二ノ四ノ
三〇六 山本みね子 外三十五名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八九六三号 昭和五十九年七月十七日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 名古屋市中区芳野一ノ六ノ二〇
角田滋 外九百九十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八九六四号 昭和五十九年七月十七日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 愛知県尾張旭市桜ヶ丘町西一二七
ノ二〇 松田裕子 外九百九十九名
紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八九六六号 昭和五十九年七月十七日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願（三
通）
請願者 山口県厚狭郡山陽町西善寺 津森
操 外千七百九十九名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九〇〇二二号 昭和五十九年七月十八日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 愛知県豊田市長林町一四ノ六 神
戸もあ子 外九百九十九名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九〇〇一六号 昭和五十九年七月十八日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 富山県下新川郡入善町古黒部二、
五二四 広川房子 外九百九十六名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九〇〇一七号 昭和五十九年七月十八日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 富山県高岡市井口本江八六ノ二
堀川隆 外九百九十九名
紹介議員 堀原 敬義君
この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九〇〇一九号 昭和五十九年七月十八日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 神奈川県津久井郡藤野町佐野川四
七八 小沢友子 外千九百五十二名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九〇〇二〇号 昭和五十九年七月十八日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 神奈川県相模原市並木二ノ四ノ三
四 千葉晃一 外九百七十六名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九〇〇二二号 昭和五十九年七月十八日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願（二
通）
請願者 北海道虻田郡真狩村美原 立木茂
外三百六十四名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九〇〇二三号 昭和五十九年七月十八日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 愛知県安城市古井町釈迦山四ノ五
稲垣実 外九百九十九名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九〇〇二四号 昭和五十九年七月十八日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 福岡県三浦郡大町横溝一九七ノ
四 原孝行 外九百九十九名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九〇〇二五号 昭和五十九年七月十八日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願（二
通）
請願者 神奈川県小田原市鴨宮六一五ノ九
浦辺和子 外九十九名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九〇〇一五号 昭和五十九年七月十八日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 富山県砺波市本町六ノ一九 五島
有子 外九百八十八名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九〇〇一六号 昭和五十九年七月十八日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 神奈川県中郡二宮町二宮一〇三ノ
八 米田偉子 外九百九十一名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第八九六五号 昭和五十九年七月十七日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 神奈川県足柄上郡大井町金子四、
〇二二 蓮田ゆう子 外九百九十九名
二名

第九〇〇一八号 昭和五十九年七月十八日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願
請願者 神奈川県津久井郡城山町若葉台三
ノ七ノ三 木村亮子 外六百七十七名
六名

第九〇〇二三号 昭和五十九年七月十八日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願（二
通）
請願者 神奈川県平塚市平塚一、二三九ノ
五 黒石茂樹 外千九百九十九名

第九〇〇一七号 昭和五十九年七月十八日受理
臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願（二
通）
請願者 京都市伏見区桃山町泰長老 原虎
之 外二百十九名
紹介議員 山田 讓君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九一三一号 昭和五十九年七月十八日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 新潟県上越市東城町三ノ八ノ三六

石田友子 外九百九十九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九一三二号 昭和五十九年七月十八日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 愛知県岡崎市美合町生田八ノ二

尾崎信雄 外九百九十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九一三三号 昭和五十九年七月十八日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 愛知県豊田市高上一ノ二ノ二

佐藤ひとみ 外七百五十五名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九一五四号 昭和五十九年七月十八日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 新潟県柏崎市大久保一ノ一〇ノ七

岡田実 外九百九十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九一五九号 昭和五十九年七月十九日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 富山県高岡市東藤平蔵二六〇 出

口清枝 外九百九十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九二一一号 昭和五十九年七月十九日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願（二通）

請願者 福岡県大野城市平野台二ノ三ノ三

四 川添フミ 外千九百九十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九二二二号 昭和五十九年七月十九日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 大阪府南区南船場一ノ九ノ二六ノ

八〇一 土井三郎 外四千四名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九二二三号 昭和五十九年七月十九日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 新潟県南蒲原郡田上町羽生田丙五

三〇 磯貝素子 外千三十名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九二二四号 昭和五十九年七月十九日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 千葉県市原市養老一、二八五ノ二

河辺良子 外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九二四四号 昭和五十九年七月十九日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 滋賀県長浜市南興服町七ノ二八

清水芳子 外九百九十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九二七二号 昭和五十九年七月十九日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願（二通）

請願者 大阪府鶴見区浜三ノ一二ノ二四

飯田裕子 外千四百九十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九二七三号 昭和五十九年七月十九日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 愛知県半田市亀崎高根町四ノ一五

ノ一〇一 鶴口秀美 外九百九十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九二七四号 昭和五十九年七月十九日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 愛知県小牧市小本四、八六四 丹

羽護 外九百八十四名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九二七五号 昭和五十九年七月十九日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 宮崎県延岡市塩浜町二ノ一、九二

四ノ四 石田安定 外千四百八十

四名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九二七六号 昭和五十九年七月十九日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願

請願者 愛知県西加茂郡藤岡町木瀬一六九

ノ二 近藤美八夫 外九百九十九

名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第九三〇三号 昭和五十九年七月十九日受理

臨時教育審議会設置法制定反対に関する請願（二通）

請願者 栃木県宇都宮市大谷町一、三〇六

福田桂子 外千九百五十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第五九五二号と同じである。

第十七号中正誤

參 段 行 誤

一 二 一 内閣法政局

六 一 四 対策

三 一 元 林喜朗君

正

内閣法制局

対案

森喜朗君

昭和五十九年八月二十五日印刷

昭和五十九年八月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局